

(案)



湖西市
津波防災地域づくり推進計画

～みんなで作ろう いのちを守り 地域の未来をつなぐまち KOSAI～

令和6年3月



市長のことば

湖西市長 影山剛士

湖西市津波防災地域づくり推進計画

目次

第1章. 湖西市津波防災地域づくり推進計画の目的・位置づけ	1
第1節. 推進計画策定の背景と目的.....	1
第2節. 計画の位置づけ.....	2
第3節. 推進計画の区域.....	3
第2章. 市内の現況とこれまでの取組	4
第1節. 湖西市の歴史・変遷.....	4
第2節. 人口・産業.....	12
第3節. 土地利用・交通.....	19
第4節. これまで実施してきた地震・津波に対する取組.....	24
第3章. 津波防災地域づくりの課題	34
第1節. 津波の浸水深と想定される被害.....	34
第2節. 地震・津波により想定される被害.....	35
第3節. 全市的な課題.....	44
第4節. 津波防災地域づくり上の課題.....	48
第5節. 地域別の課題.....	50
第4章. 津波防災地域づくりを推進するための基本的な方針	56
第1節. 津波防災地域づくり推進の基本的な方針.....	56
第5章. 土地利用と警戒避難体制の基本的な考え方	60
第1節. 土地利用.....	61
第2節. 警戒避難体制の整備.....	64
第6章. 津波防災地域づくり推進のための事業・事務	67
第1節. 事業・事務の整理.....	67
第7章. 湖西市津波減災計画	99
第1節. 推進計画との関係及び目的.....	99
第2節. 計画の背景.....	100
第3節. 基本方針の検討状況.....	116
第4節. 基本的な方向性.....	119
第8章. 推進計画・減災計画実現に向けた今後の進め方	120
第1節. 今後さらに検討が必要な事項.....	120
第2節. 推進体制.....	122
第3節. 計画の見直しと更新.....	123
参考資料	124
湖西市津波防災地域づくり推進協議会設置要綱.....	125
湖西市津波防災地域づくり推進協議会委員名簿（令和4年度）.....	127
湖西市津波防災地域づくり推進協議会委員名簿（令和5年度）.....	128
検討体制と経緯.....	129

第1章. 湖西市津波防災地域づくり推進計画の目的・位置づけ

本章では、湖西市津波防災地域づくり推進計画（以下、「推進計画」という。）策定の背景と目的、計画の位置づけ、推進計画の区域について示します。

第1節. 推進計画策定の背景と目的

（1）推進計画策定の背景

本市は、風光明媚な浜名湖、遠州灘、湖西連峰に囲まれ、水産物にも恵まれ、釣りやマリンスポーツ、トレッキング等、多様なレジャーを楽しむことができます。また、古来から、東海道の要衝としてまちが盛え、ひとつのつながりも強く、地域の祭りやイベントは大いに盛り上がります。中心産業は自動車関連産業で、製造品出荷額は全国でもトップクラスです。田園風景が広がる地域もあり、畜産や農業も盛んです。一方で、静岡県が平成25年に公表した第4次地震被害想定では、建物倒壊や火災、津波による浸水などによる甚大な被害が想定されています。そこで本市では、これまで海岸堤防などのハード整備及び自助、共助の意識を高めるソフト事業の両面で防災対策を進めてきました。

また、平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災を受け、津波防災及び減災の考え方の下、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりを推進するため「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）」が制定されました。

上記の法律に基づき、本市では、津波防災地域づくりを総合的に推進し、将来にわたって安全・安心に住み続けられるまちの実現に向け、推進計画を策定することとしました。

（2）推進計画の目的

本市では、静岡県が設定する津波浸水想定を踏まえ、様々な主体が実施するハード・ソフト対策を総合的に組み合わせ、津波防災地域づくりの推進を図ることが求められています。推進計画では、津波防災地域づくりを推進し達成すべき事項の実現に向けて、まち全体に展開する施策を具体化し、市民の生命・財産・経済活動を守るために、本市の津波防災地域づくりを着実に推進することを目的とします。

第2節. 計画の位置づけ

推進計画は、市の上位計画であり、誰もが「住みたい・住み続けたい」と思えるまちづくりの指針となる第6次湖西市総合計画、国土強靱化に係る施策の総合的かつ計画的な推進を図る「湖西市国土強靱化地域計画」を基本とし、市の将来都市像を示す「湖西市都市計画マスタープラン」、防災対策等の取組を定めた「湖西市地域防災計画（以下、「地域防災計画」という。）」、地域防災計画内の津波対策に係るソフト施策を具体化した「湖西市津波避難計画」との整合を図り、策定しています。

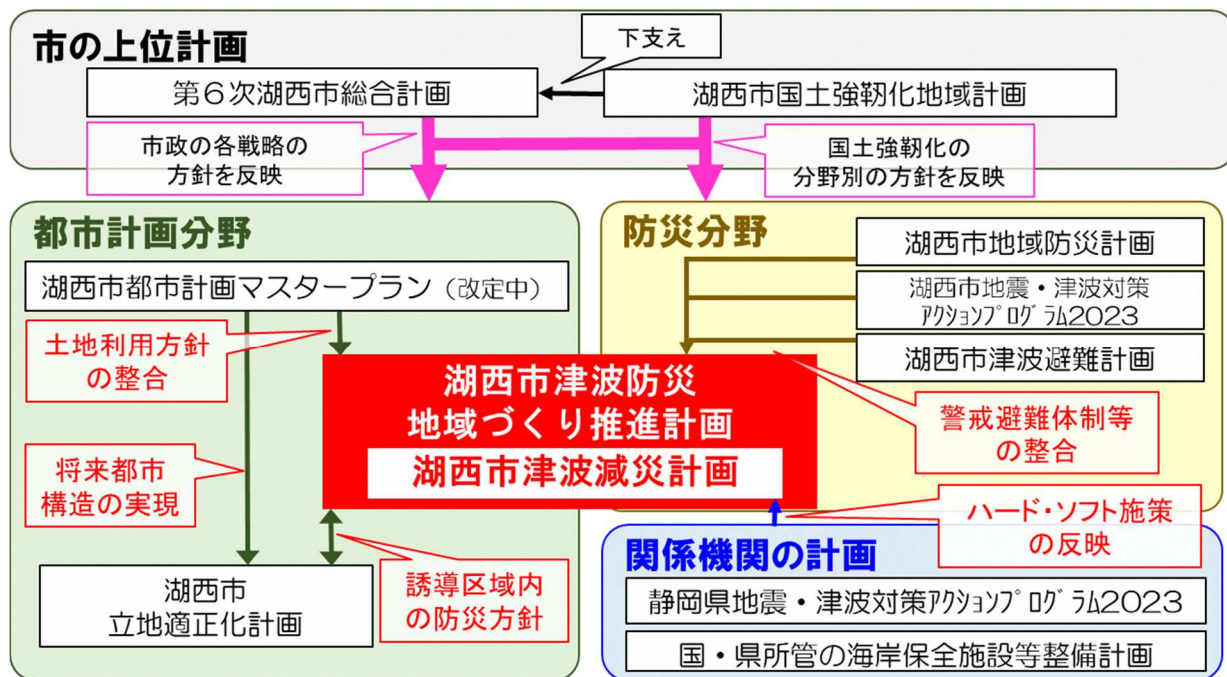


図 1-1 推進計画の位置づけ

第3節. 推進計画の区域

津波防災地域づくりにあたっては、浸水想定区域内における津波対策施設や津波からの避難環境の整備だけでなく、浸水想定区域外における防災拠点の整備や支援体制の構築、緊急輸送路を利用した被災地への救助活動・物資輸送、医療施設における災害医療活動などの対策を総合的に進めていく必要があります。これらのことから、「市全域」を推進計画の区域とします。

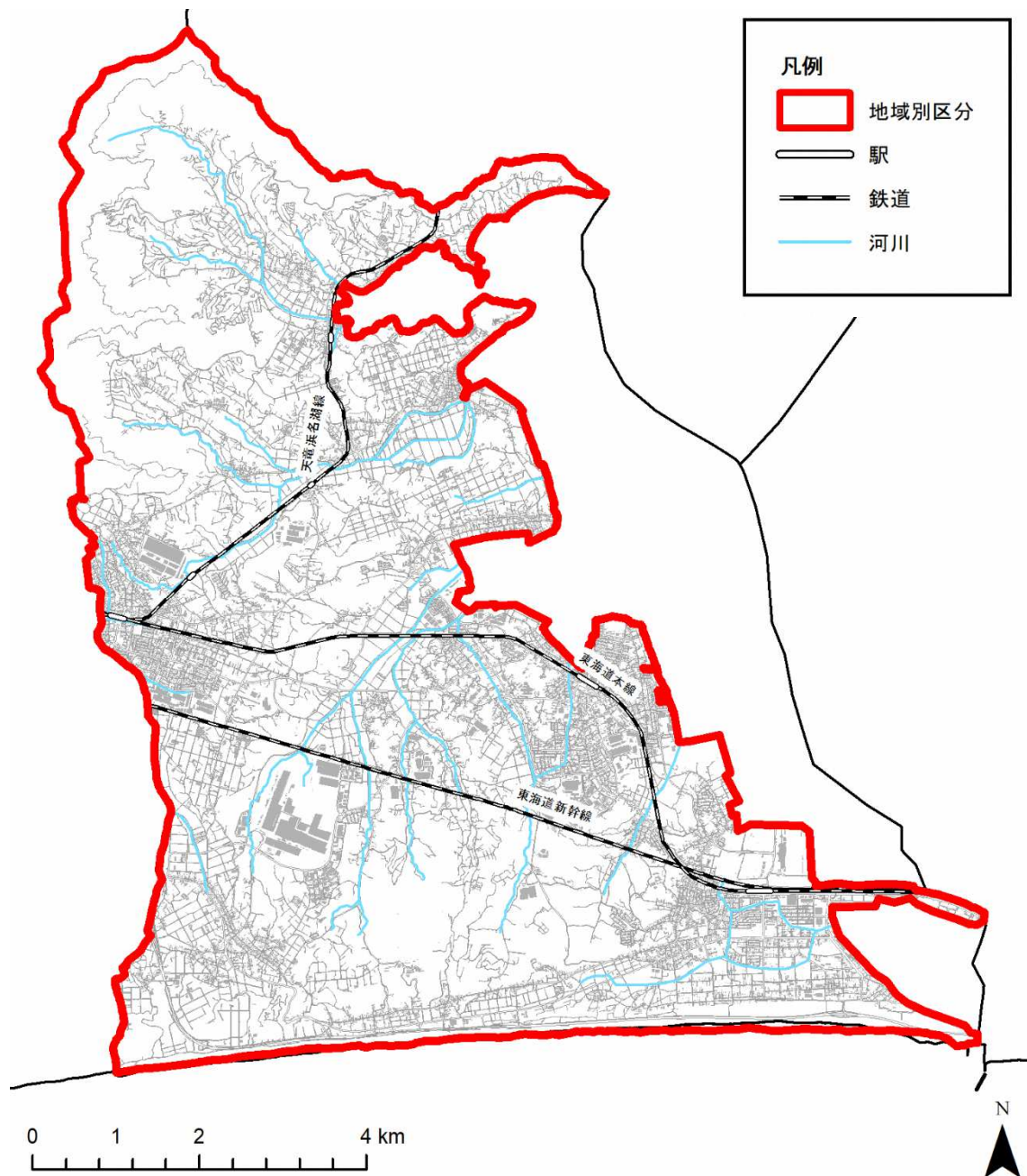


図 1-2 推進計画の対象区域

出典：国土数値情報

第2章. 市内の現況とこれまでの取組

本章では、本市の変遷、人口・産業、土地利用・交通、これまで実施してきた地震・津波防災施策について示します。

第1節. 湖西市の歴史・変遷

(1) 湖西市の歴史

1) 市の概要

静岡県最西端、愛知県との境に位置する本市は、緑豊かでトレッキング・コースとしても親しまれている湖西連峰、はるか水平線をのぞむ大海原・太平洋、そして美しい水をたたえた汽水湖・浜名湖に囲まれた自然豊かで温暖な気候の美しいまちです。本州のほぼ中央に位置するという立地条件に恵まれたことで、古くから交通・輸送の要衝として栄え、現在も人・物・情報が盛んに往来しています。現在本市では、自動車産業を中心とした工業の一層の発展、恵まれた自然を生かした農業・漁業の合理化・近代化、区画整理や道路整備と相伴って進められている商業の充実などのために、様々な施策が進められています。

2) 市の沿革

A) 湖西市

戦後、本市は、鷲津町、白須賀町、新所村、入出村、知波田村の2町3村に分かれました。これらが町村合併促進法を受け、昭和30年（1955年）4月1日に人口27,096人の湖西町が誕生しました。昭和42年（1967年）には人口が3万人を突破し、さらなるまちの躍進を目指した市制促進の声が高まり、昭和47年（1972年）1月1日、3万人市制特例法に基づき、静岡県で21番目の市として市制を施行しました。その38年後の平成22年（2010年）3月23日には、120年の歴史を持つ新居町と合併して現在の湖西市となり、令和4年（2022年）1月1日に市制施行50周年を迎えました。

B) 旧新居町

明治22年（1889年）4月1日に町村制施行により敷知郡新居町を設置し、明治29年（1896年）4月1日に郡の再編により浜名郡新居町となりました。平成元年（1989年）に町村制施行100周年記念式を挙行。平成20年（2008年）に湖西市・新居町合併協議会が設置され、平成22年（2010年）3月23日に湖西市に編入され、新居町は廃止されました。

3) 行政区域の変遷

平成22年(2010年)3月23日に本市と旧新居町が合併し、現在の行政区域となりました。

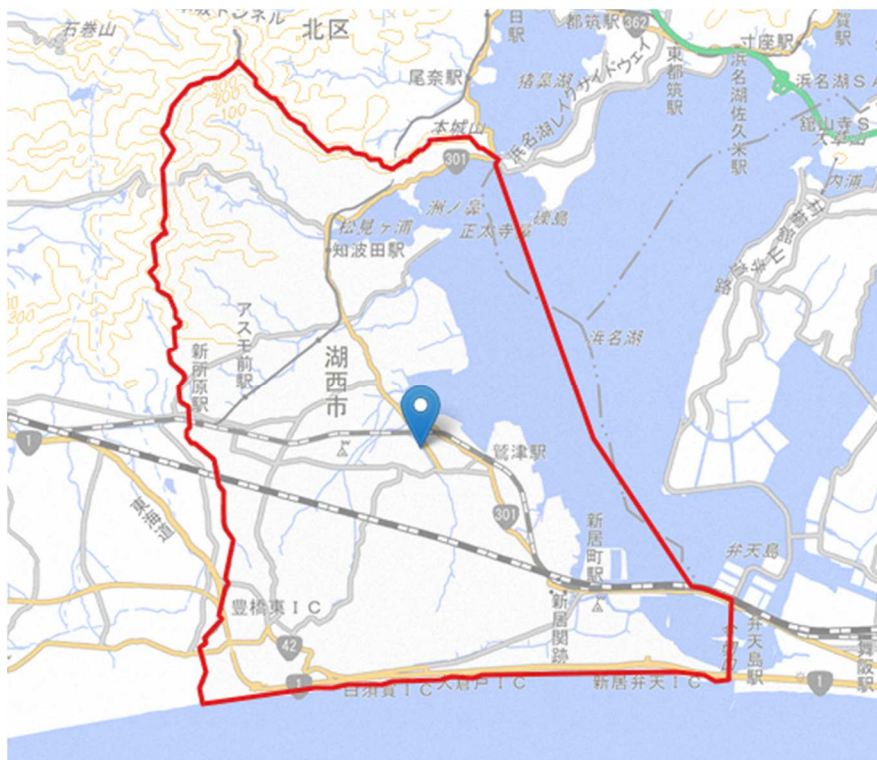
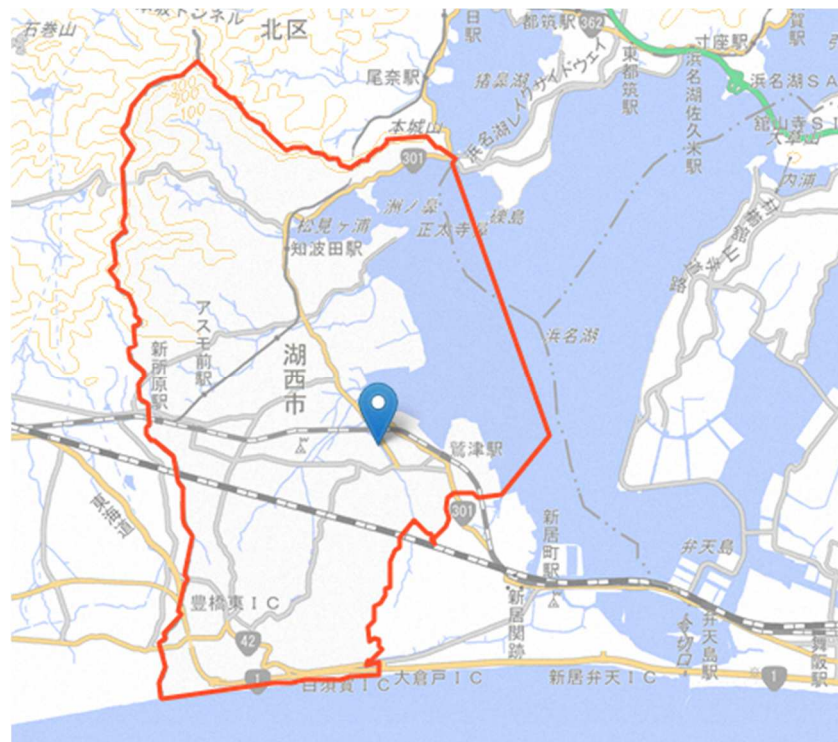


図 2-1 行政区域の変遷 (上：1975年、下：2023年)

出典：静岡県湖西市 (22221A1972) | 歴史的行政区域データセットβ版 行政区域境界の歴史の変遷

(2) 本市沿岸域の変遷

1) 浜名湖の変遷

下図は、江戸中期に描かれた「浜名湖の変遷図」です。「3」の図では、今から約500年前、西暦1498年の明応の地震により砂州が切れ、浜名湖と遠州灘が直接つながり、今切口が誕生しました。この時代における今切口付近の交通手段は渡し船で、今切関所（新居関所）が置かれ、交通の要所でした。



奈良時代～平安時代



平安時代～鎌倉時代



鎌倉時代～室町時代 **今切出現**



江戸時代初期～元禄年間



元禄年間～宝永年間



宝永年間以降

図 2-2 浜名湖の変遷図

出典：新居関所史料館図録「今切の渡し」より抜粋

2) 沿岸域の変遷(明治 23 年)

下図は、約 130 年前の明治 23 年 (1890 年) であり、この頃、新橋駅-神戸駅間の全線が開業した東海道本線が市内を横断しています。新居関所の辺りに集落が密集しており、山裾に白須賀の集落がありますが、まだ沿岸部の低平地にはほとんど集落はない状況です。

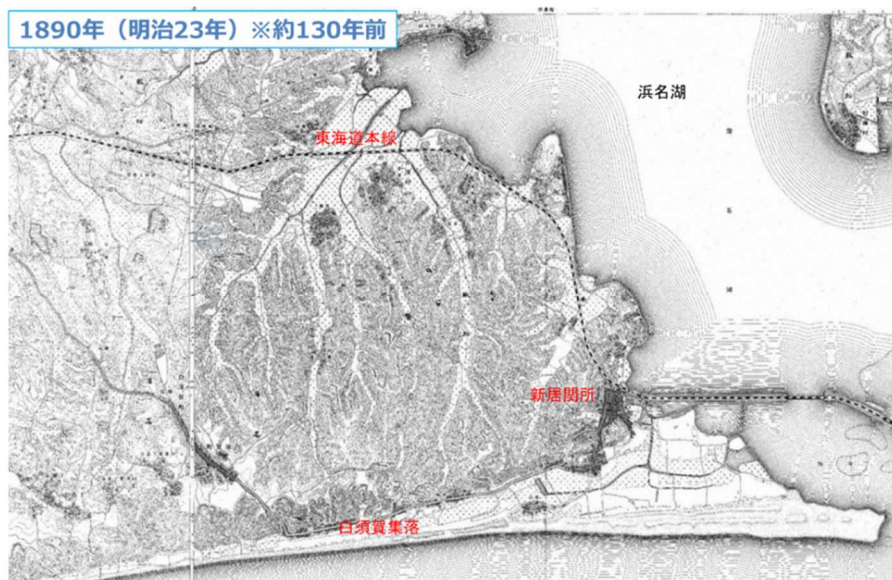


図 2-3 沿岸域変遷図

出典：国土地理院 地図・空中写真閲覧サービス (<http://mapps.gsi.go.jp/>) をもとに作成

3) 沿岸域の変遷(昭和 34 年)

下図は、約 60 年前の昭和 34 年 (1959 年) であり、浜名湖の一部が埋め立てられ、新居町駅及び新居関所周辺での宅地整備が進み、国道 1 号も整備された頃ですが、まだ沿岸部にはほとんど集落はない状況です。



図 2-4 沿岸域変遷図

出典：国土地理院 地図・空中写真閲覧サービス (<http://mapps.gsi.go.jp/>) をもとに作成

4) 沿岸域の変遷(昭和 53 年)

下図は、約 45 年前の昭和 53 年 (1978 年) であり、既に東海道新幹線も整備されており、市内には工場、ゴルフ場、ボートレース場も開発・整備され、沿岸部は市街化区域を中心に宅地化が進んできている様子が分かります。また、この頃、大倉戸 IC までの国道 1 号バイパスも開通しています。

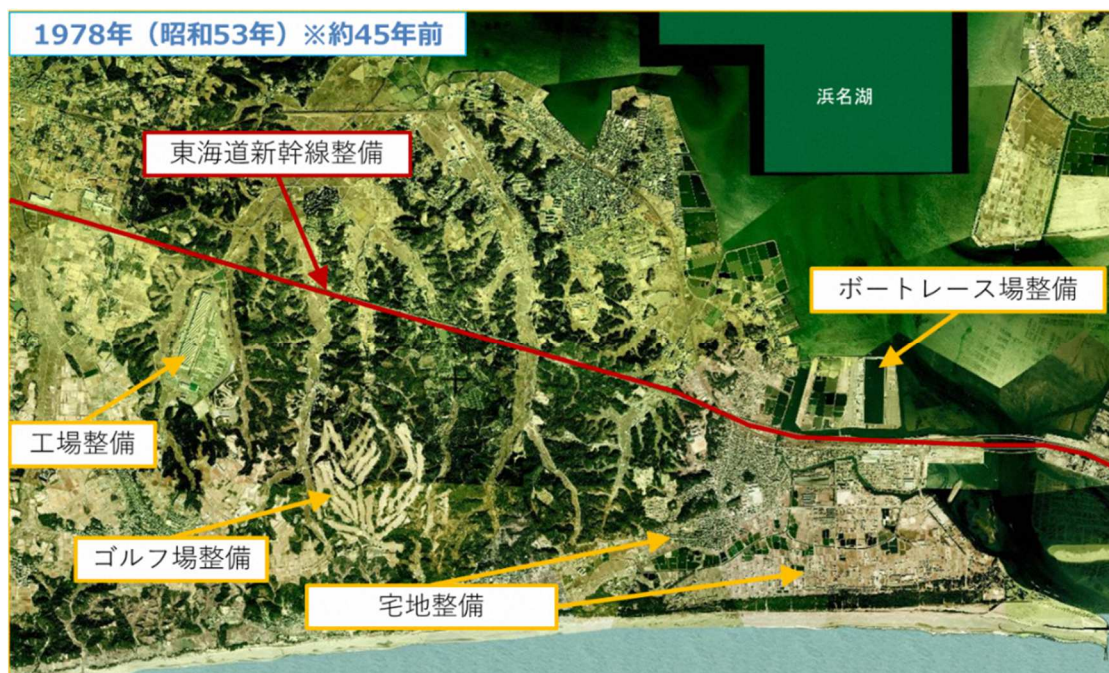


図 2-5 沿岸域変遷図

出典：国土地理院 地図・空中写真閲覧サービス (<http://maps.gsi.go.jp/>) をもとに作成

5) 沿岸域の変遷(令和3年)

下図は、令和3年(2021年)現在の沿岸域全体になります。国道1号浜名バイパスが昭和53年に開通し、その後、大倉戸ICより西側の国道1号潮見バイパスが平成8年に開通しています。海岸は、東から順に、浜名港海岸、新居海岸、湖西海岸となっています。また、国道1号バイパス北側の林帯には、飛砂を防備するための保安林が形成されています。

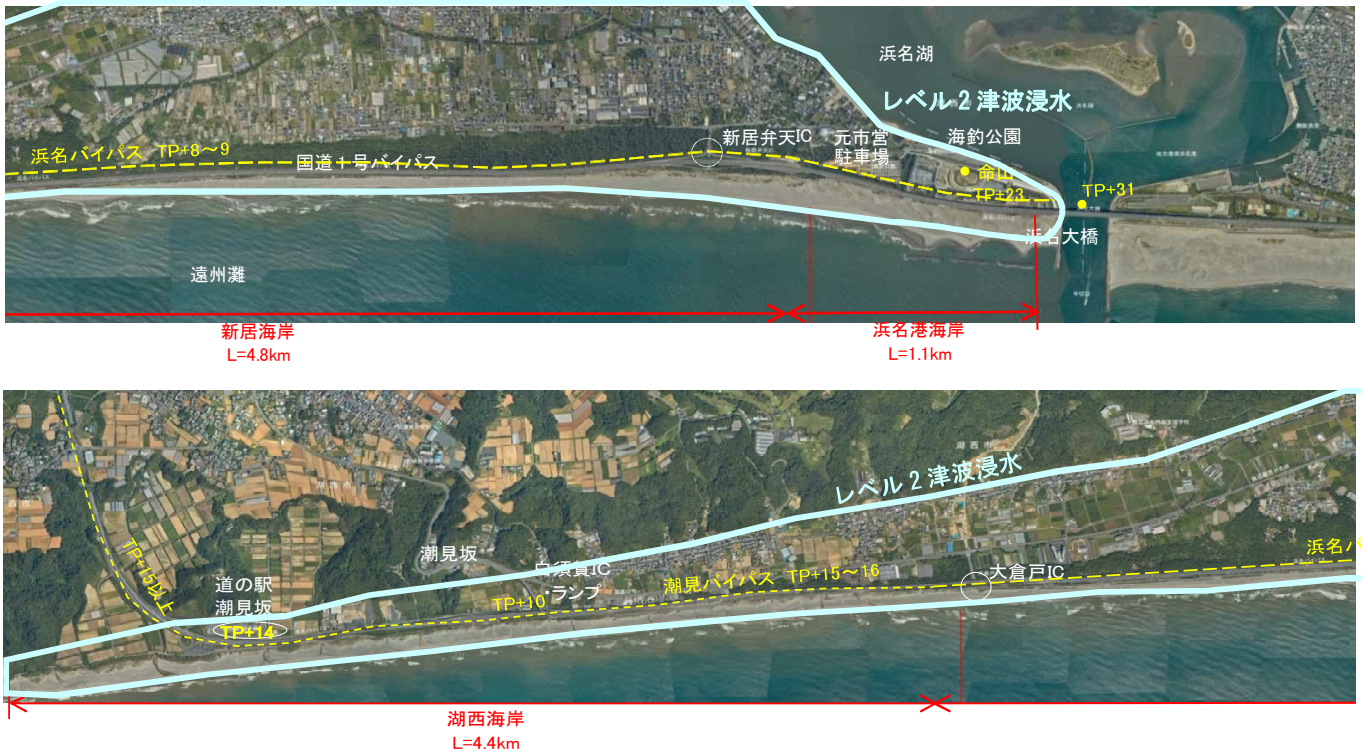


図 2-6 沿岸域変遷図(令和3年8月撮影)

出典：静岡県提供

(3) 本市における過去の災害

本市の沿岸部では、明応7年（1498年）の明応地震で浜名湖の今切口が決壊し、宝永4年（1707年）の宝永地震、安政元年（1854年）の安政大地震、昭和19年（1944年）の東南海地震などの地震・津波による被害を受けてきました。特に、安政大地震による津波は沿岸部に甚大な被害をもたらしたとされています。

表 2-1 静岡県西部地域の既往の地震・津波等の概要（1/2）

年月日	地震等の名称	被害状況・その他	マグニチュード
令和3 (887)	仁和地震	津波あり死傷者多し	8.6
永久1 (1096)	駿河津波	駿河津波による社寺民家百姓の流失400戸余	8.4
明応7 (1498)	明応地震	浜名湖今切決壊	8.6
天正17 (1589)	—	沼津、阿波に津波	8.4
慶長9 (1605)	慶長地震	・浜名湖口橋本で100戸のうち80戸流失 ・死傷者多数、船が山際まで打ち上げられる	7.9
宝永4 (1707)	宝永大噴火	・被害地全域の被害死者4,900名 ・潰家29,000戸 ・富士山が噴火し宝永山が生ず ・津波被害により新居宿・白須賀宿移転	8.4
安政1 (1854)	安政大地震	・大津波が発生し被災地域全域が被害 ・倒壊流失8,300戸、焼失300戸、死者1,000名	8.4
昭和19 (1944)	東南海地震	・被災地域全域の被害が死者998名、重症2,135名、住家全壊26,130戸、半壊46,950戸、流失3,059戸、全壊11戸	8.0

表 2-1 静岡県西部地域の既往の地震・津波等の概要 (2/2)

年月日	地震等の名称	被害状況・その他	マグニチュード
昭和 35.5.23 (1960)	チリ沖地震	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な地震で、県下でも地震を感じてから 22 時間程度で津波が押し寄せた。 ・伊東では最大振幅 140cm、内浦 214cm、清水 217cm、御前崎 380cm、舞阪 79cm が観測された。 ・県下で床下浸水 196 戸 	9.5 (防災科学技術研究所(NIED)参照)
昭和 49.7.7 (1974)	台風 8 号及び梅雨前線による集中豪雨	<p><湖西市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・降雨量 226 mm (7 日 9 時～8 日 9 時) ・最大時間雨量 57mm (7 日 22 時～23 時) ・床上浸水 267 戸、床下浸水 839 戸 	—
平成 2.9.30 (1990)	台風 20 号	<p><湖西市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・降雨量 185 mm (30 日 0 時～20 時) ・最大時間雨量 64 mm (30 日 12 時～13 時) ・床上浸水 41 戸、床下浸水 811 戸 	—
平成 6.9.29 (1994)	台風 26 号 (竜巻)	<p><湖西市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・降雨量 99 mm (29 日 23 時～30 日 2 時) ・最大時間雨量 29 mm (29 日 23 時～24 時) ・一部損壊 76 戸 	—
平成 22.2.27 (2010)	チリ中部沿岸で発生した地震	<ul style="list-style-type: none"> ・最大波高 18m ・下田港 43cm、内浦 32cm、清水 21cm 御前崎 54cm、舞阪 20cm ・下田市で床下浸水 8 戸 	8.8
平成 23.3.11 (2011)	東北地方太平洋沖地震	<ul style="list-style-type: none"> ・御前崎で最大波高 144cm ・沼津市内浦で 134cm、清水 93cm、南伊豆町石廊崎で 71cm、舞阪 73cm、焼津 83cm ・下田市で住家 7 棟、店舗 6 棟が浸水 	9.0

出典：静岡県地域防災計画 (R4.8) 湖西市地域防災計画 (R5.1)

第2節. 人口・産業

(1) 人口

1) 人口の推移

右肩上がりに増加してきた人口は、1990年から2005年にかけて微増していましたが、2010年を機に2020年まで減少傾向にあります。世帯数は1990年から2020年にかけて右肩上がり増加しており、1世帯あたりの人口は減少傾向にあります（図2-7）。

また、国立社会保障・人口問題研究所が2015年の国勢調査をもとに2018年3月に公表した推計値では、2005年時にピークだった人口が2045年にかけて徐々に減少するとされており、少子高齢化が今後も進んでいくと推計されています（図2-8）。

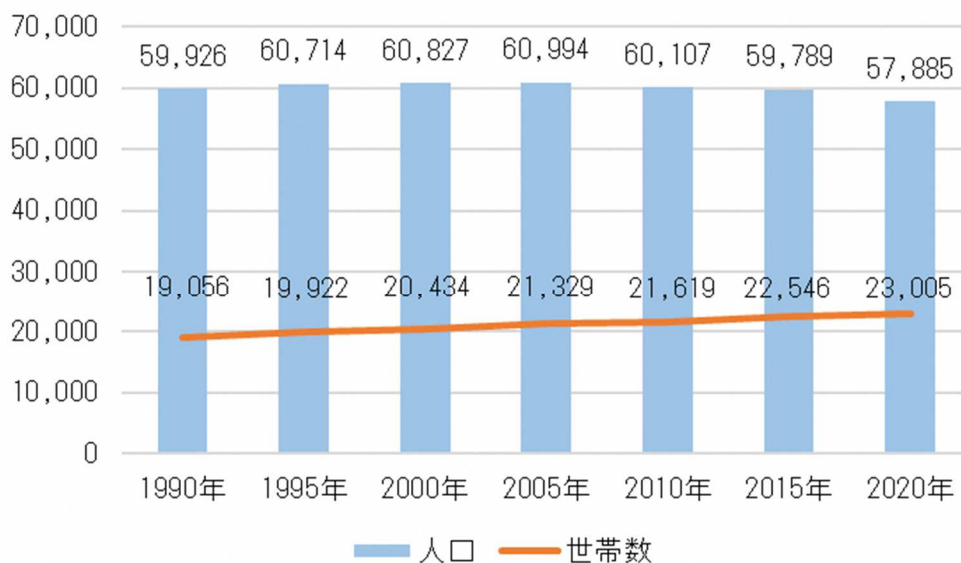


図 2-7 人口・世帯数の推移 出典：国勢調査

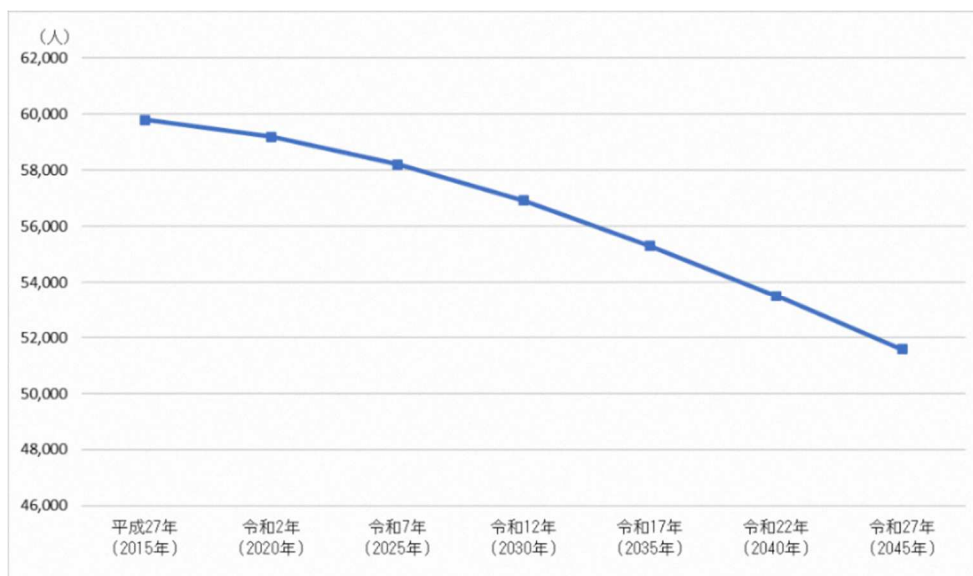


図 2-8 湖西市の人口推計 出典：国立社会保障・人口問題研究所

2) 昼夜間人口

静岡県の夜間人口 363 万 3,202 人に対して、昼間人口は 362 万 5,491 人となっています。昼夜間人口比率（夜間人口 100 人あたりの昼間人口）は 99.8（全国 28 位）で、平成 27 年と同率となっています。昼夜間人口比率を市町別にみると、牧之原市が 114.9 と最も高く、次いで本市が 112.6 となっており、昼間人口が多くなっています。理由としては、自動車関連産業が集積しており、市外からの通勤者が多いことが挙げられます。

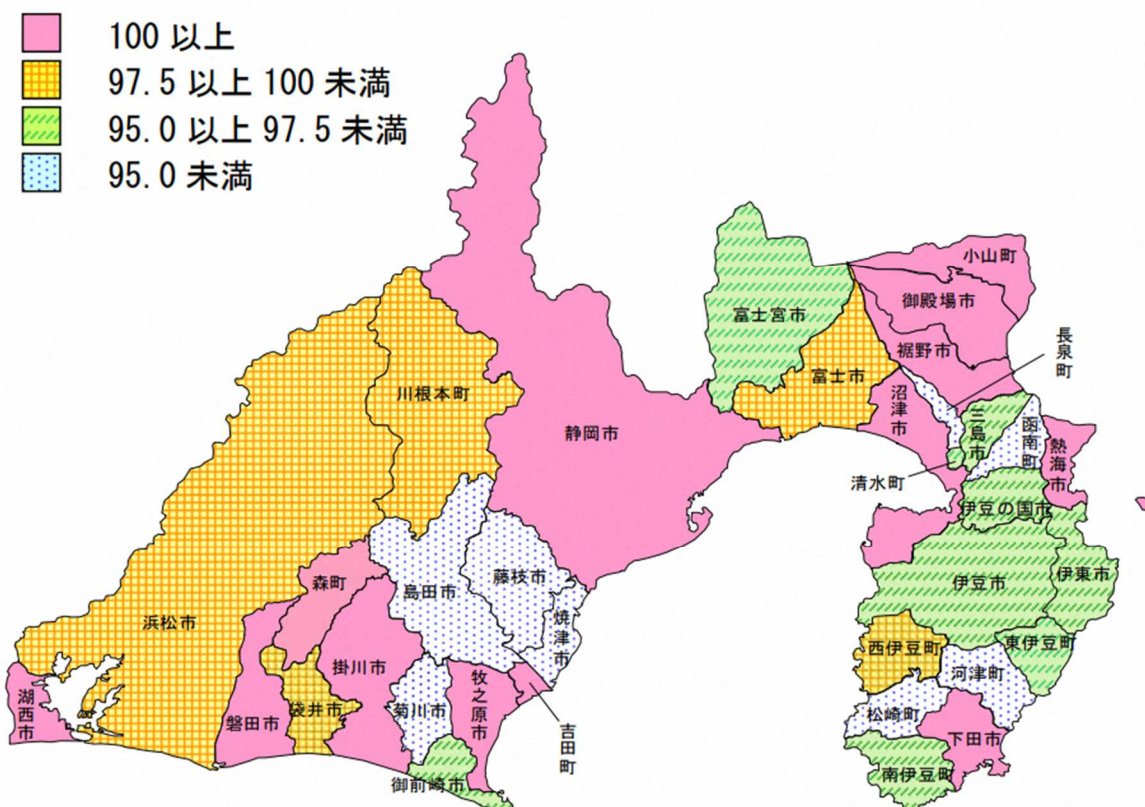


図 2-9 市町別の昼夜間人口比率 (令和 2 年)

出典：静岡県統計調査課

<https://toukei.pref.shizuoka.jp/jinkoushugyouhan/data/documents/02juugyou-gaiyou.pdf>

3) 人口密度

令和2年に実施された国勢調査結果では、新居地区、鷺津地区、岡崎地区に人口が集中しています。特に、東海道本線の駅（新居町駅、鷺津駅、新所原駅）が近いエリアは、250mメッシュの人口が500人を超えています。

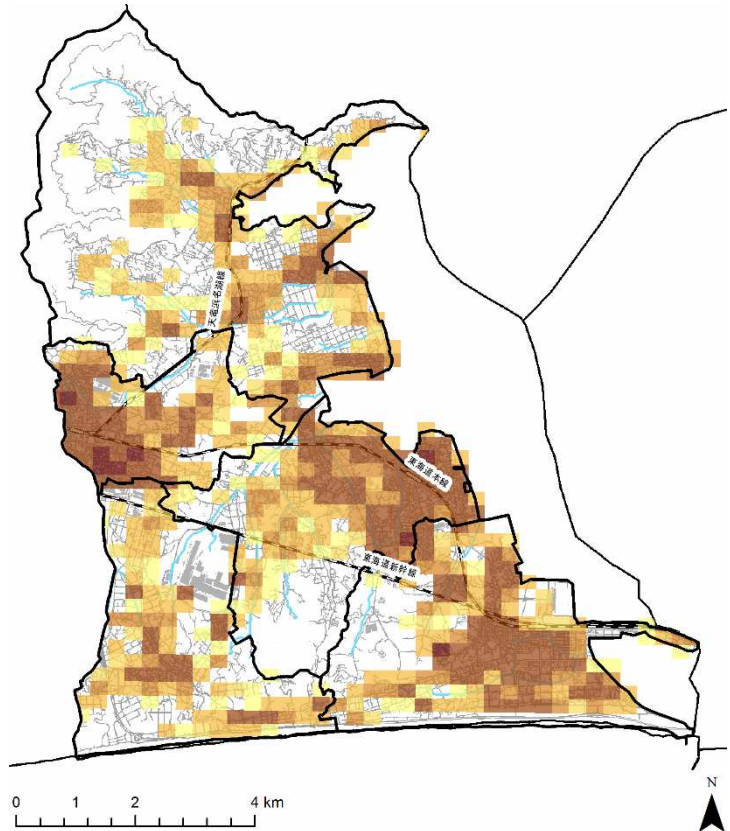
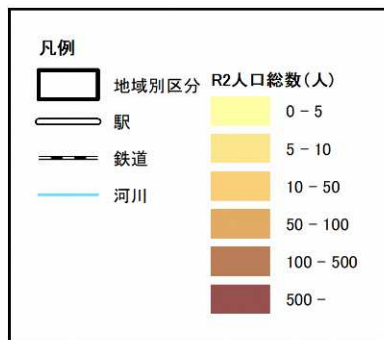


図 2-10 250mメッシュごとの人口密度

出典：国土数値情報，国勢調査

4) 就業人口分布

就業人口は、新居地区、鷺津地区、岡崎地区に集中し、特に東海道本線沿いに集中しています。

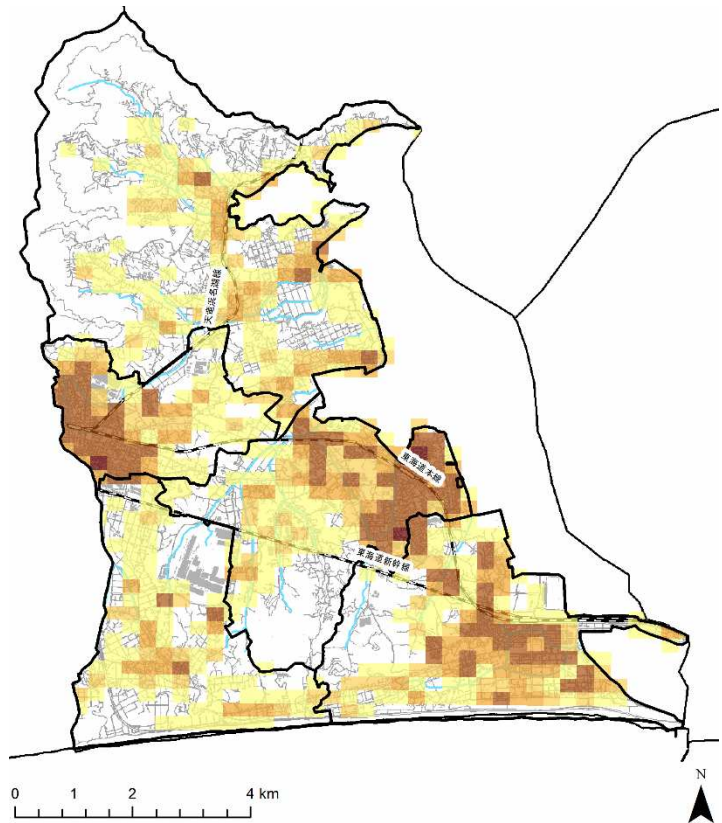
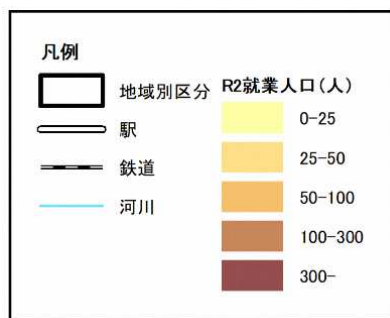


図 2-11 就業人口分布図

出典：国土数値情報，市提供データ

5)人口集中地区の推移

本市では、新居町駅周辺、鷺津駅周辺、新所原駅周辺が人口集中地区(DID^{*1})として設定されています。

人口集中地区の人口は、昭和60年(1985年)以降、増加傾向にあり、昭和60年(1985年)がDID人口25,801人、平成27年(2015年)がDID人口32,403人となっています。

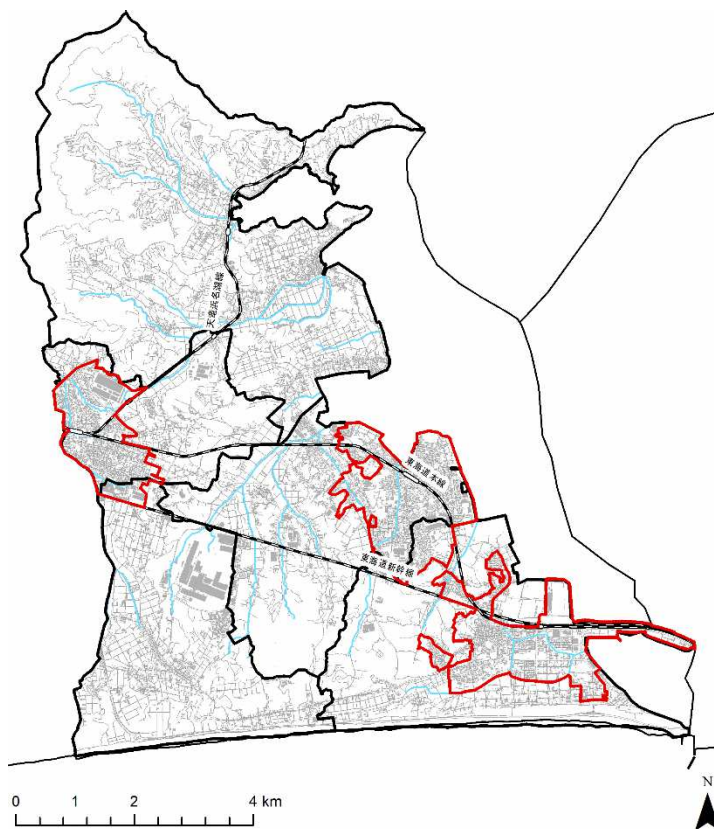
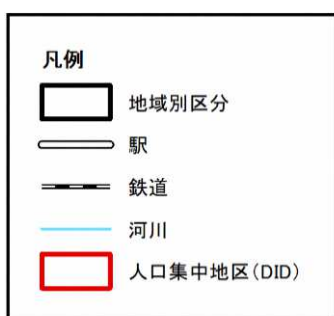


図 2-12 人口集中地区 (DID)

出典：国土数値情報, 国勢調査

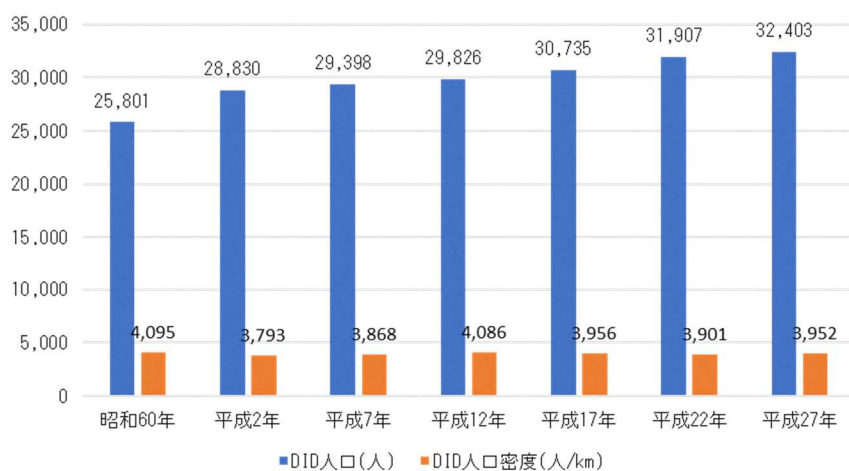


図 2-13 人口集中地区の推移

出典：<https://www.city.kosai.shizuoka.jp/material/files/group/26/3.PDF>

^{*1}人口集中地区/DID (Densely Inhabited Districts) とは、国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区 (以下「基本単位区等」という。) を基礎単位として、1)原則として人口密度が1平方キロメートルあたり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、2)それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有するこの地域として設定される。これによって、都市的地域の人口の実態を明らかにする統計資料が提供され、地方交付税算定基準の一つとして利用されているほか、都市計画、地域開発計画、市街地再開発計画、産業立地計画、交通計画、環境衛生対策、防犯・防災対策、その他各種行政施策、学術研究及び民間の市場調査などに広く利用されています。

(2) 産業

令和2年(2020年)の国勢調査によると、本市の就業人口総数は30,249人となっています。産業別の第1次産業では、1,370人、第2次産業では、14,651人、第3次産業では、14,228人となっています。平成17年から22年にかけて第1次産業は減少、第2次産業と第3次産業は増加し、その後、第2次産業はほぼ横ばいで、第1次産業と第3次産業は減少傾向となっています。

表 2-2 産業別人口

(単位：人)

		第1次産業	第2次産業	第3次産業	就業人口総数
湖西市	令和2年	1,370	14,651	14,228	30,249
	平成27年	1,554	14,661	15,114	31,329
	平成22年	1,575	14,966	15,253	31,794
	平成17年	1,598	12,661	10,035	24,294
静岡県	令和2年	63,034	583,871	1,141,032	1,787,937
	平成27年	70,905	600,751	1,136,779	1,808,435
	平成22年	77,478	623,180	1,147,043	1,847,701
	平成17年	98,047	687,182	1,205,418	1,990,647
全国	令和2年	1,962,762	13,259,479	40,679,332	55,901,573
	平成27年	2,221,699	13,920,834	39,614,567	55,757,100
	平成22年	2,381,415	14,123,282	39,646,316	56,151,013
	平成17年	2,965,791	16,065,188	41,328,993	60,359,972

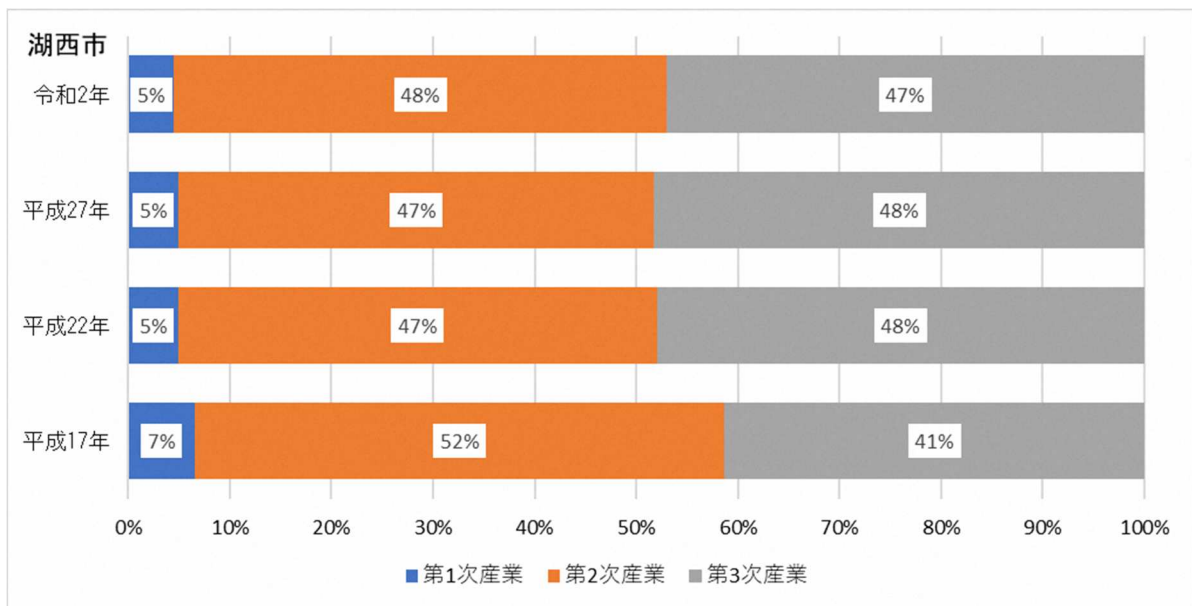


図 2-14 産業別人口構成比の推移

出典：国勢調査

1) 農業

気候は年間を通じて温暖で、冬季の日照時間が長く、降雪は12月頃より見られますが、積雪はまれとなっています。このような気候を背景として、本市の農業は、畜産、野菜、果樹、花きを中心に発展してきました。畜産については養豚、肉牛、酪農等多様な経営体があり、特に養豚については、県内 No.1 の生産量を誇っています。野菜については市南部を中心にキャベツ、セルリー、サトウエンドウなど多品目が栽培されています。果樹については市北部を中心に温州ミカンが多く生産されています。花きについては市中部を中心に全国シェア8割超のコデマリやキク、ホオズキなどが生産されています。



図 2-15 湖西市の農業

2) 水産業

浜名湖は古くから牡蠣や海苔、うなぎの養殖が盛んに行われており、特に浜名湖うなぎは人気と知名度を誇る特産品です。100年以上の歴史があり、浜名湖では日本で初めてうなぎの養殖に成功し、全国的に有名となっています。

また、この地域発祥と言われる春の味覚「もちがつお」やとれたてをそのまま食べる「生しらす」、新居地域のブランド牡蠣である「プリ丸」なども有名です。



図 2-16 湖西市の水産業

3) 工業

本市は、自動車関連産業が集積する工業都市で、製造品出荷額は、静岡県下で静岡市、浜松市に次ぎ第3位となっており、市外から約15,000人が通勤する「働くまち」です。本市における第二次産業の就業人口割合は46.8%であり、全国割合の約2倍となっています。

世界の発明王と呼ばれる豊田佐吉翁の生まれ故郷である本市は、自動車関連の輸送用機械器具製造業や電気機械器具製造業が特に盛んな工業都市で、工業の産業別の事業所数は、市内全体で186事業所のうち50%以上が自動車産業に関連する事業所となっています。従業員数では、市内全体で24,787人のうち80%以上の人々が、自動車産業に携わっています。

4) 観光

本市は、日本の中央部、東京－大阪間のほぼ真ん中に位置し、東は浜名湖、南は太平洋に接し、北部には緑あふれる湖西連峰を有する自然環境に恵まれたまちです。釣りやマリンスポーツ、トレッキング等、多様なレジャーも楽しむことができます。

また、古くからの史跡や文化財、国の特別史跡として唯一当時の建物が現存する新居関所、近代産業発展の祖であり発明王でもあった豊田佐吉の生家（豊田佐吉記念館）など、歴史遺産が残るまちでもあります。



図 2-17 湖西市の観光

第3節. 土地利用・交通

(1) 土地利用

1) 現況の土地利用

住宅用地、公的施設用地等の都市的土地利用^{※2}として、「住宅用地」が最も多くみられ、その中でも新居町駅、鷺津駅、新所原駅周辺においては比較的広く市街地が形成されていることが分かります。また、広大な敷地の「工業用地」が市内全域に点在しています。田、その他自然地などの自然的土地利用^{※3}としては、「山林」及び「畑」としての利用が多くみられます。

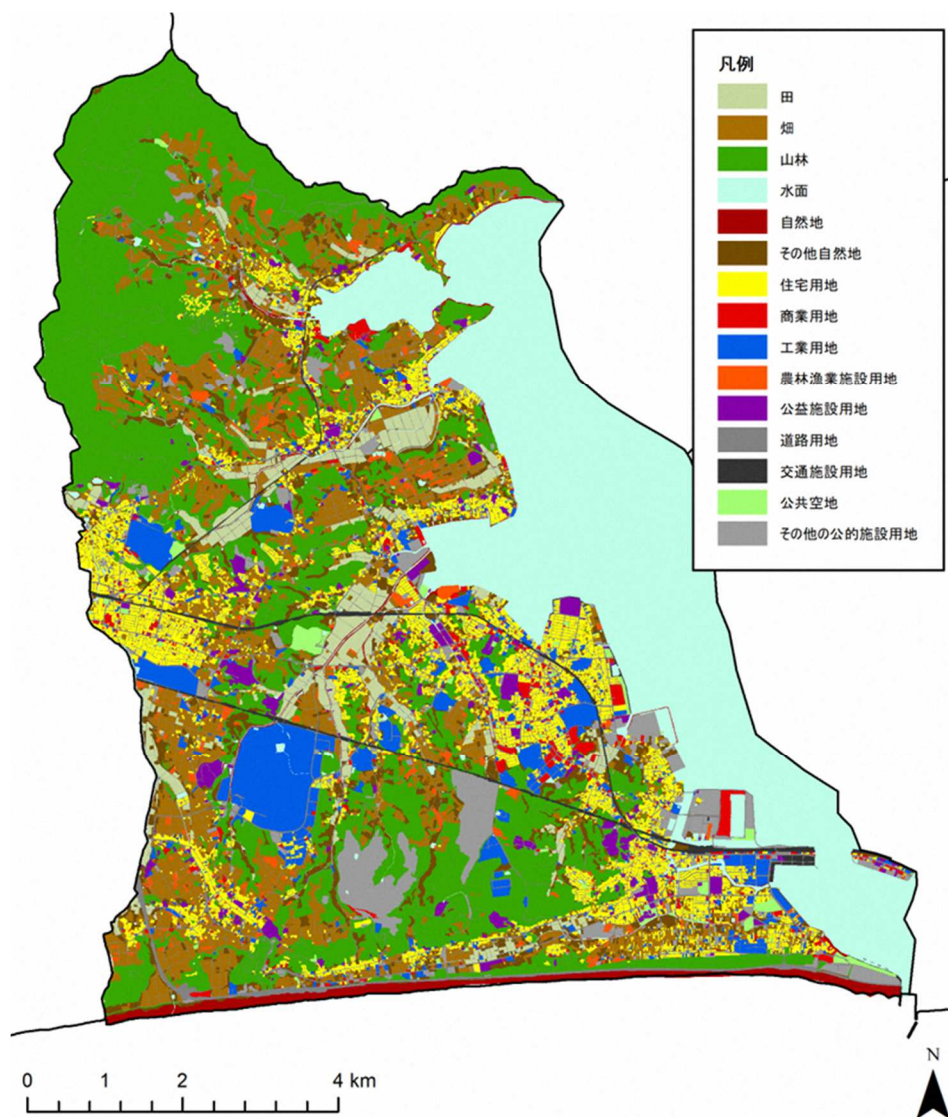


図 2-18 土地利用の現況

出典：国土数値情報，市提供データ

^{※2} 主として都市における生活や活動を支えるため、人為的に整備、開発された住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路等による土地利用のことを指します。

^{※3} 田畑などの農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川、海浜などの土地利用を加えたものを指します。

2) 土地利用の変遷

本市における平成 21 年（2009 年）から平成 28 年（2016 年）までの土地利用現況の変遷を見ると、都市的土地利用、自然的土地利用ともにほぼ変わっていません。

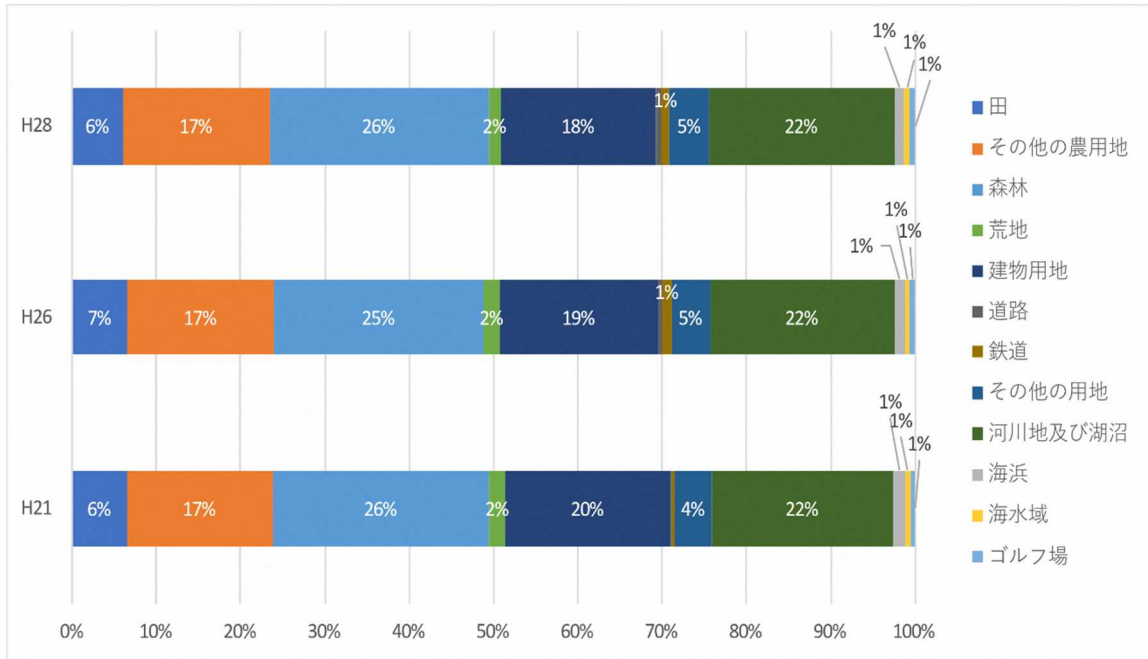


図 2-19 土地利用の変遷

出典：国土数値情報

3) 建物利用現況

A) 構造

木造建物は、東海道本線に沿って多く分布しており、特に駅周辺に集中しています。

また、市北部では湖岸沿いに木造建物が位置し、工場がある場所は鉄骨造や鉄筋コンクリート造となっています。

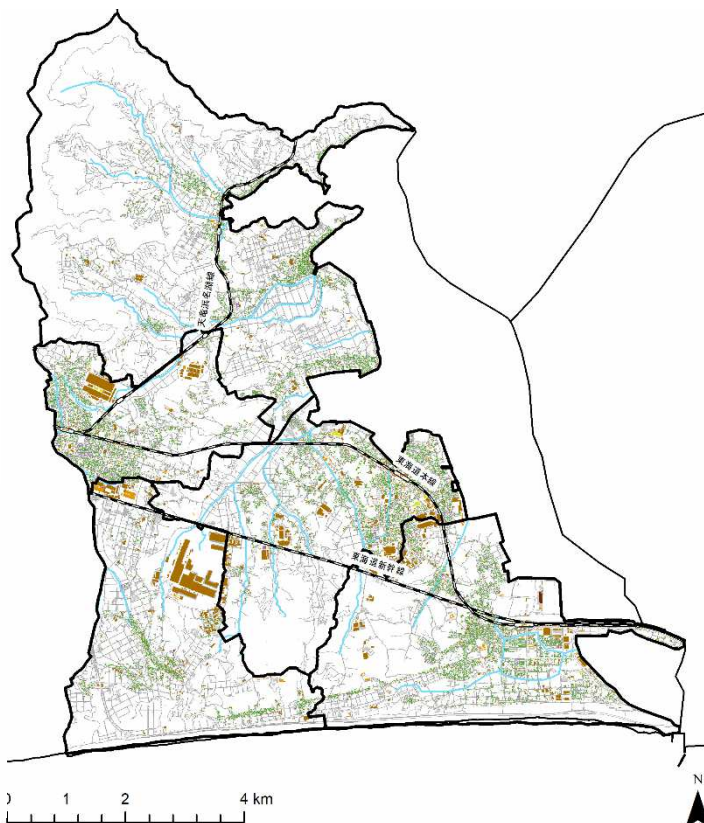
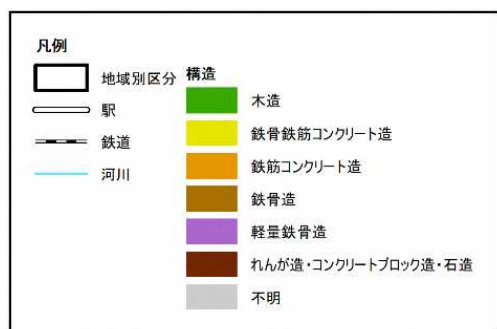


図 2-20 建物構造

出典：国土数値情報，市提供データ

B) 建築年

新居町駅周辺や市北部の湖岸沿いは、旧耐震基準^{※4}の建物（1981年5月以前に建設）が多く位置しています。

また、鷺津駅周辺や新所原駅周辺は、新耐震基準の建物が多く位置しています。

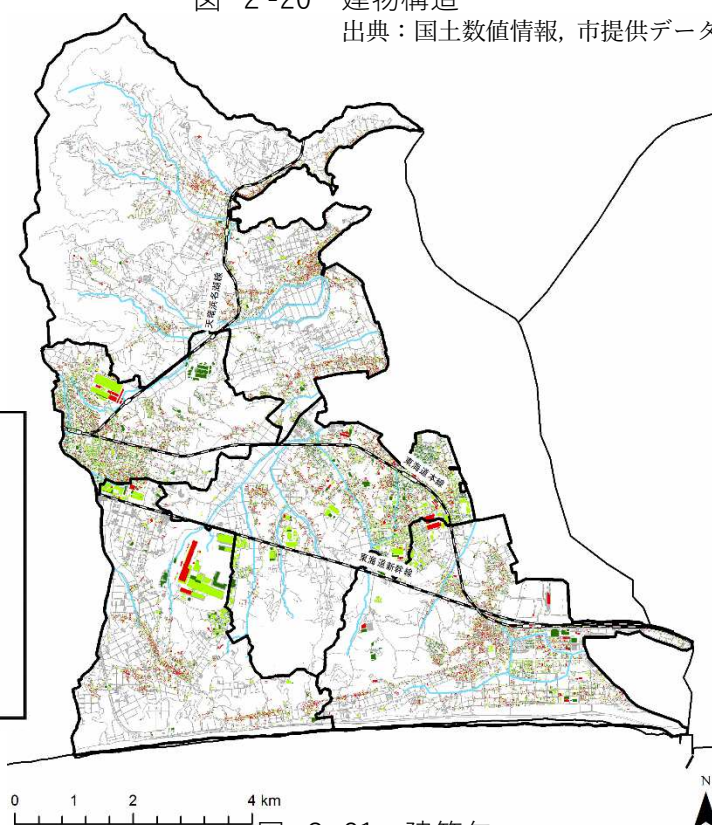
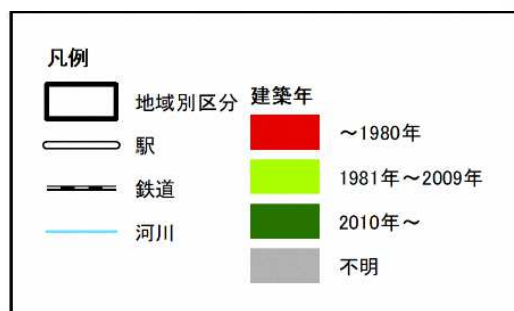


図 2-21 建築年

出典：国土数値情報，市提供データ

※4 耐震基準とは、建築物や土木構造物を設計する際に、それらの構造物が最低限度の耐震能力を持っていることを保証し、建築を許可する基準です。大きな改正として1981年（昭和56年）5月の耐震基準改正が挙げられ、これ以前のを「旧耐震」、以降のを「新耐震基準」と呼んでいます。

(2) 交通

1) 鉄道

鉄道は、東海道本線と東海道新幹線が通っており、本市には東海道本線の新居町駅、鷺津駅、新所原駅の3駅が設置されています。

また、掛川市の掛川駅から浜松市天竜区の新所原駅を経て、本市の新所原駅に至る、天竜浜名湖線では、新所原駅、アスモ前駅、大森駅、知波田駅の4駅が設置されています。

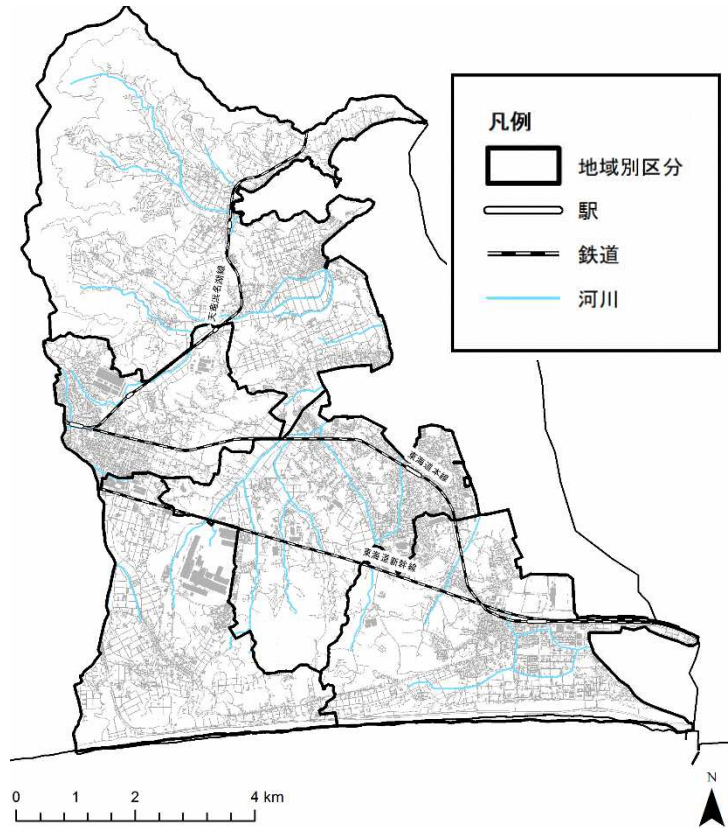


図 2-22 鉄道の位置図

出典：国土数値情報

2) 主要道路

本市の最寄りの高速道路ICが東名高速道路の三ヶ日ICであり、市東部の国道301号・県道310号瀬戸佐久米線を経由してアクセスしています。

また、南部には、愛知県と静岡県を連絡する広域的な幹線道路である国道1号バイパスが横断しています。

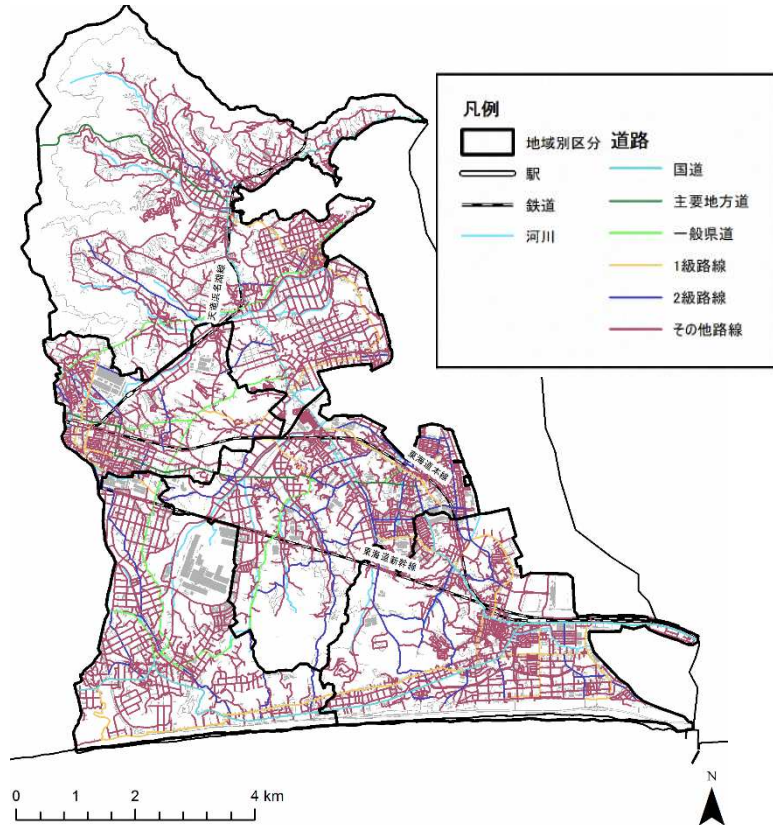


図 2-23 主要道路

出典：国土数値情報、市提供データ

3) 緊急輸送路の指定状況

本市の緊急輸送路では、県指定と市指定それぞれで第1次緊急輸送路と第2次緊急輸送路が設定されています。この緊急輸送路は、本市の災害対策本部と一部の情報拠点（湖西高等学校、鷺津中学校、白須賀中学校、岡崎中学校、東小学校、湖西中学校、知波田小学校、新居小学校、新居中学校、浜名特別支援学校）を結んでいます。

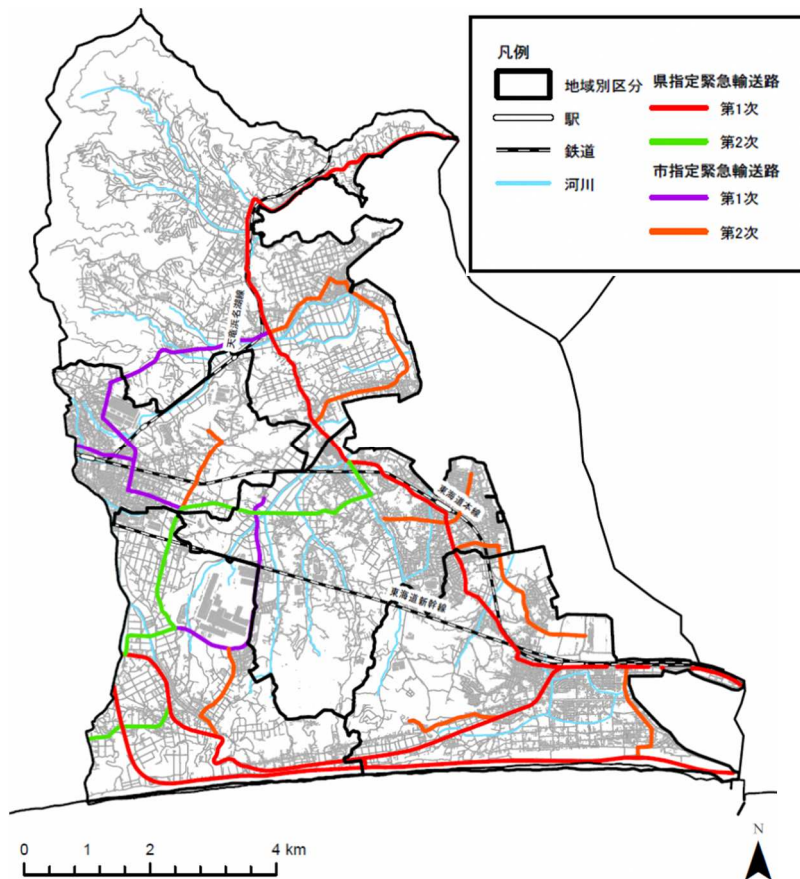


図 2-24 緊急輸送路の指定状況
出典：国土数値情報

4) 橋梁の分布

本市では、国管理が59橋、県管理が37橋、市管理が378橋（うち、木橋が1橋）の合計474橋が設置されています。

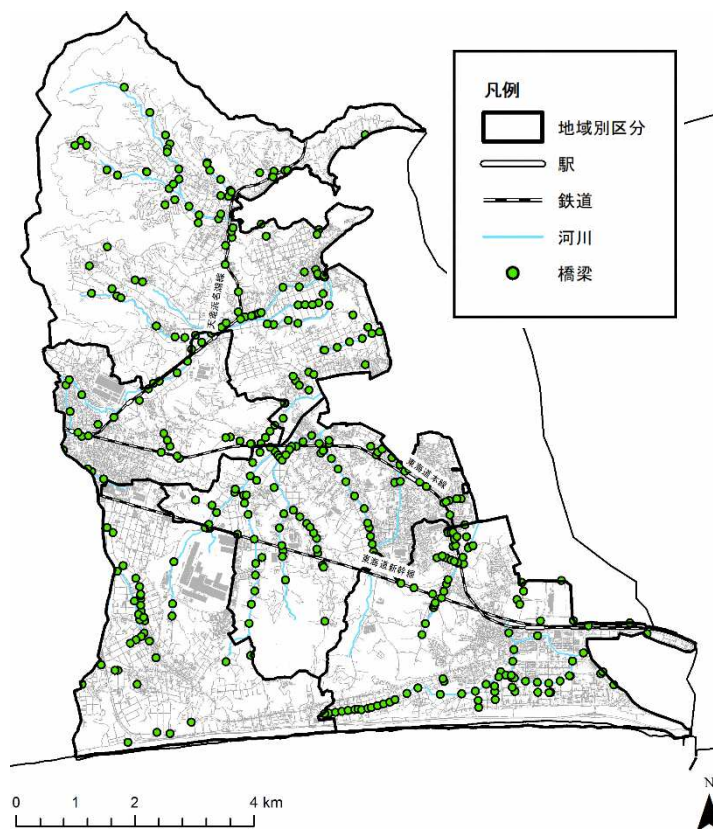


図 2-25 橋梁の分布
出典：国土数値情報, 市提供データ

第4節. これまで実施してきた地震・津波に対する取組

本市では、東日本大震災以降、津波による被害を軽減させるため、これまで実施した津波防災対策のとおり、県と連携して津波対策を実施するほか、地震・津波対策に関わる計画等を策定して検討を進めてきました。

(1) これまでに実施した取組一覧

表 2-3 これまで実施した津波防災施策 (1/7)

No	実施機関	実施年度	事業名	事業内容 (実績)
1	市	H23	津波監視カメラの設置	<ul style="list-style-type: none"> 道の駅潮見坂、新居弁天海湖館に津波監視カメラを設置し、遠州灘の様子をライブカメラで配信 映像は市ウェブサイトから確認(外部リンク)
2	市	H23	湖西市津波避難計画策定 (平成24年1月) ※1854年安政東海地震の浸水想定範囲を対象	<ul style="list-style-type: none"> 巨大地震による津波の発生に備え、市民や観光客等の人命を守るため、住民の役割、避難対象地域、地区別津波避難計画、当市の基本的な対応等を盛り込んだ津波避難計画を作成
3	市	H23	湖西市防災標高マップ作成	<ul style="list-style-type: none"> 避難する場所の確認などに利用する市内の標高ガイドマップを作成
4	市	H23 ~	津波避難施設整備事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> 大規模地震の直後に襲来する津波による被害を軽減するため、民間事業者が所有する建築物を地域住民の避難場所として整備(津波避難のための階段やフェンス等の設置)する経費に対し補助金を交付
5	市	H24 ~ H25	避難路整備	<ul style="list-style-type: none"> 避難路整備として、手すりや階段の設置、コンクリート舗装を新居・白須賀地区等で実施

表 2-3 これまで実施した津波防災施策 (2/7)

No	実施機関	実施年度	事業名	事業内容 (実績)
6	市	H24 ～ H26	同報無線・ホーンアレイスピーカーの設置 ※従来型のストレートホーン（トランペット型スピーカー）に比べ音声到達距離が2～3倍長い	<ul style="list-style-type: none"> ・市内 11 箇所に設置 ・(H24) 新居浄化センター、旧新居保育園 ・(H25) 市役所庁舎、新居地域センター、新居中学校、白須賀小学校、鷲津小学校 ・(H26) 西部地域センター、入出排水機場、表鷲津コミュニティ防災センター、知波田小学校
7	県	H25	静岡県第4次地震被害想定 (平成 25 年 6 月・11 月)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年に発生した東日本大震災を教訓とし、また、国が実施した南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえ、静岡県第4次地震被害想定を策定 ・平成 25 年 6 月に第一次報告、平成 25 年 11 月に第二次報告を公表
8	市	H25	湖西市津波避難計画改定 (平成 26 年 3 月) ※静岡県第4次地震被害想定に基づく浸水想定区域を対象	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の津波災害の教訓を活かし、少しでも早く、少しでも高いところへ避難することを基本とし、津波避難を補強するための対策を計画の重点項目として策定
9	市	H25	ハザードマップ作成 (平成 26 年 3 月)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年に公表された静岡県第4次地震被害想定をもとに、津波の想定浸水域や土砂災害危険区域、津波避難場所や避難所などを確認できるハザードマップを作成・全戸配布
10	市	H25	湖西市地震・津波対策アクションプログラム 2013 策定 (平成 26 年 3 月)	<ul style="list-style-type: none"> ・「静岡県第4次地震被害想定」及び「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」を踏まえて策定 ・市の目標として地震・津波対策の数値目標、達成時期を明示

表 2-3 これまで実施した津波防災施策 (3/7)

No	実施機関	実施年度	事業名	事業内容 (実績)
11	市	H25	湖西市都市計画マスタープラン策定 (平成 26 年 3 月)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第 18 条の 2 に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市町村が行う都市計画の最も基本となる計画 ・おおむね 20 年後の将来を見据えて定め、基本理念の一つである「持続可能なくらし環境を創造する都市の構築」の中で、あらゆる自然災害に備えた安全で安心なくらし環境の創出を掲げる
12	市	H25	路面表示の設置 (津波浸水深)	<ul style="list-style-type: none"> ・津波浸水エリアであることを知らせるため、市内 182 箇所に津波浸水深が表示されたハザードマーカーを路面に設置
13	市	H25 ～ H29	路面表示シートの設置 (津波避難経路)	<ul style="list-style-type: none"> ・津波避難が迅速に行えるように、津波避難地への避難経路表示シートを市内の路面に設置 (H25 : 60 箇所、H26 : 15 箇所、H27 : 10 箇所、H28 : 2 箇所、H29 : 36 箇所)
14	市	H26	同報無線で放送した内容の防災ほっとメールでのお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ・市の災害対策本部から地震・風水害情報や被害情報など、災害に関する情報を電子メールでお知らせ
15	県・市	H26	静岡モデル推進検討会 (湖西市) 中間報告 (平成 27 年 3 月)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年 10 月に設立した「静岡モデル推進検討会 (湖西市)」において、静岡県と本市が、南海トラフ巨大地震による津波に対する減災対策を推進するため、地域の実情に応じた津波対策を検討 ・本中間報告は、検討において決定した方針案や施設整備案、対応が必要な課題などを広く地域住民や関係者に知っていただき、市全体が一丸となって津波対策を推進することを目的として作成

表 2-3 これまで実施した津波防災施策 (4/7)

No	実施機関	実施年度	事業名	事業内容 (実績)
16	市	H26 ~ R3	津波避難施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・津波被害から人命を守るため、市内に津波避難タワー3基、命山2基を整備 ・令和3年度に高師山地区津波避難タワーが完成したことにより、市内の津波避難施設空白域（周辺に津波避難施設がなく、避難が困難な地域）は解消 ・新居弁天わんぱくランド津波避難タワー（平成27年2月完成） ・住吉地区命山（平成30年3月完成） ・日ヶ崎地区津波避難タワー（平成30年6月完成） ・高師山地区津波避難タワー（令和3年10月完成） ・上田町地区命山（令和4年2月完成）
17	市	H26 ~ R4	同報無線子局デジタル化	<ul style="list-style-type: none"> ・子局163箇所（ホーンアレイスピーカー含）を整備
18	県	H26 ~ R6	浜名港海岸保全施設整備 (令和7年3月完成予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・最大クラスのレベル2津波から背後地となる観光施設や浜名湖岸の住宅地等の被害を軽減させるため、レベル1津波を防護する堤防の改良（かさ上げ・耐震）を実施 ・海釣公園利用者等が一時的に避難するため、レベル2津波に対応した命山を整備
19	市	H29	路面表示の設置（津波浸水深）	<ul style="list-style-type: none"> ・津波浸水エリアであることを知らせるため、市内28箇所に津波浸水深が表示されたハザードマーカを路面に設置
20	市	H29	湖西市指定避難所マニュアル（共通編）策定 (平成29年4月)	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災会長や指定避難所の開設・運営に携わる市職員及び施設関係者が基本的な避難所運営方法の共通認識を持つためのマニュアルを策定

表 2-3 これまで実施した津波防災施策 (5/7)

No	実施機関	実施年度	事業名	事業内容 (実績)
21	県・市	H30	静岡県防災指導監による 災害対策本部運営訓練の 実施 (平成31年2月)	<ul style="list-style-type: none"> ・防災関係機関と本市が連携して災害情報の伝達、処理、協議、対応決定などを行う 図上訓練を実施 ・設定と付与情報のみ与えられ、訓練参加者が自ら考えて判断し、事案への対応を決定していく訓練
22	市	H30	大地震に備えるガイドブック～女性の視点を生かして～策定 (平成31年3月)	<ul style="list-style-type: none"> ・大地震が発生したとき、地震の揺れが収まったときなどに、どんな行動をとったら良いか等、女性の視点を生かしながら作成 ・令和3年4月に改訂し、新型コロナウイルス感染症対策について記載
23	市	R2	段ボールパーテーション購入	<ul style="list-style-type: none"> ・段ボールパーテーションを750個購入 ・1指定避難所あたり50個を想定
24	市	R2	湖西市指定避難所マニュアル(共通編)改訂 (令和2年8月)	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策と指定避難所における喫煙場所について記載
25	市	R2	防災啓発動画の作成 (令和2年11月)	<ul style="list-style-type: none"> ・「高めよう防災力」と題して、防災に関する動画を作成 ・動画では、南海トラフ地震の被害想定や地震などの災害に備えてできることは何かを伝えている
26	市	R2	第6次湖西市総合計画策定 (令和3年1月)	<ul style="list-style-type: none"> ・市の最上位計画とし、他の個別計画は総合計画の方針に基づき策定し実行 ・基本構想の一つとして「安心して暮らすことができるまち」を掲げ、都市基盤の整備や地域住民の災害意識の向上等を明記
27	市	R2	湖西市国土強靱化地域計画策定 (令和3年3月)	<ul style="list-style-type: none"> ・いかなる災害等が発生しようとも、①人命の保護が最大限図られること／②地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること／③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化／④迅速な復旧復興を基本目標として策定

表 2-3 これまで実施した津波防災施策 (6/7)

No	実施機関	実施年度	事業名	事業内容 (実績)
28	市	R3	湖西市立地適正化計画策定 (令和3年4月)	<ul style="list-style-type: none"> これまでの市街地開発事業や土地利用規制といった都市計画による取組に加え、生活に必要な医療・福祉・商業施設等の都市機能や居住の立地の適正化を図り、コンパクトシティに向けた取組を推進 「災害の危険性の低い場所」を設定条件の一つとして、鷺津地区・市役所周辺地区及び新所原地区を都市・居住機能誘導区域に指定 新居地区は津波による浸水が広範囲に渡り想定されるため未指定
29	市	R3	段ボールベッド購入	<ul style="list-style-type: none"> 段ボールベッドを購入 150 個 1 指定避難所あたり 10 個を想定
30	市	R3	防災ほっとメール湖西市公式 LINE で受信 (令和4年2月)	<ul style="list-style-type: none"> 防災ほっとメールは、登録したアドレスへ災害情報・防災情報を配信するシステムで、それを市公式 LINE で受信可能となる
31	市	R4	災害時の被害通報フォームの作成	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の被害通報をウェブサイトから電子申請が可能となる
32	市	R4	テント型パーテーション購入	<ul style="list-style-type: none"> 避難所等における感染症対策のためテント型パーテーション 300 基購入
33	県・市	R4	津波災害警戒区域（イエローゾーン）指定 (令和5年3月7日)	<ul style="list-style-type: none"> 津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波災害警戒区域を県知事が指定 指定を受けたことにより、津波ハザードマップの更新、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施等、住民等が津波から安全に避難できるような警戒避難体制の強化を促進
34	市	R4	ハザードマップの改訂 (令和5年3月)	<ul style="list-style-type: none"> 新たに整備した津波避難施設や土砂災害警戒区域に指定された箇所を記載して改訂版を作成・全戸配布

表 2-3 これまで実施した津波防災施策 (7/7)

No	実施機関	実施年度	事業名	事業内容 (実績)
35	市	R4 ~ R6	デジタル式戸別受信機設置補助	・スマートフォンやインターネットで確認ができない方に向け、同報無線の放送を家の中でも聞くことができる「戸別受信機」の購入費の一部補助を実施
36	市	R4 ~	避難行動要支援者の個別避難計画策定	・新居町浜名地区をモデル地区として、避難行動要支援者の個別避難計画の策定を開始
37	市	R5	被災者生活再建支援システム導入 (令和5年9月~)	・住家被害認定調査から被災者台帳管理までの業務を総合的に支援するシステムを導入
38	県・市	R5	静岡県・浜松市・湖西市総合防災訓練実施 (令和5年9月3日)	・静岡県、浜松市、湖西市が共催で防災機関などと連携した総合防災訓練実施 ・地区ごとでの訓練に加え、自衛隊や消防によるヘリコプター受け入れ訓練、自主防災会など地域住民と実施する避難所開設訓練等を実施
39	市	R5	湖西市地震・津波対策アクションプログラム 2023 策定 (令和5年11月)	・静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2023 を踏まえて策定 ・市の目標として地震・津波対策の数値目標、達成時期を明示

(2) 主な事業

1) 県のハード対策(浜名港海岸 防潮堤・命山)

想定されるレベル1津波から、浜名湖湖岸の住宅地等を防護するため、浜名港海岸の既設防潮堤をかさ上げし、レベル1津波高に対応した防潮堤を整備しています。あわせて、隣接する新居海釣公園の利用者の緊急避難先として、レベル2津波に対応した命山を整備しています。事業は令和7年3月に完了予定です。



図 2-26 浜名港海岸の対策 (令和5年2月撮影)

出典：静岡県浜松土木事務所提供

2) 津波避難施設空白域の解消

静岡県第4次地震被害想定に基づく最大クラスの津波を想定した浸水エリア内の「津波避難施設空白域」に対し、市民の命を守る施設として命山や津波避難タワーの整備を順次進め、令和3年度に高師山地区津波避難タワーが完成したことにより空白域は解消されました。

■津波避難施設空白域（平成25年度 津波避難計画策定時点）

▶ 下記の避難条件下において、浸水エリアから避難が可能な範囲を除いた範囲を津波避難施設空白域として設定した。

■避難条件

- ▶ 避難開始時間/津波到達時間：地震発生から5分/最短24分
 - ▶ 避難先：津波避難場所または津波避難施設（※）
 - ▶ 避難速度：徒歩により0.62m/s（東日本大震災時の平均避難速度）
 - ▶ 避難方向：全方向（海方向も含む）
 - ▶ 避難経路：土砂災害等による通行不可の考慮なし
- （※）津波避難計画に記載の津波避難場所または津波避難施設（A）



図 2-27 津波避難施設空白域の設定

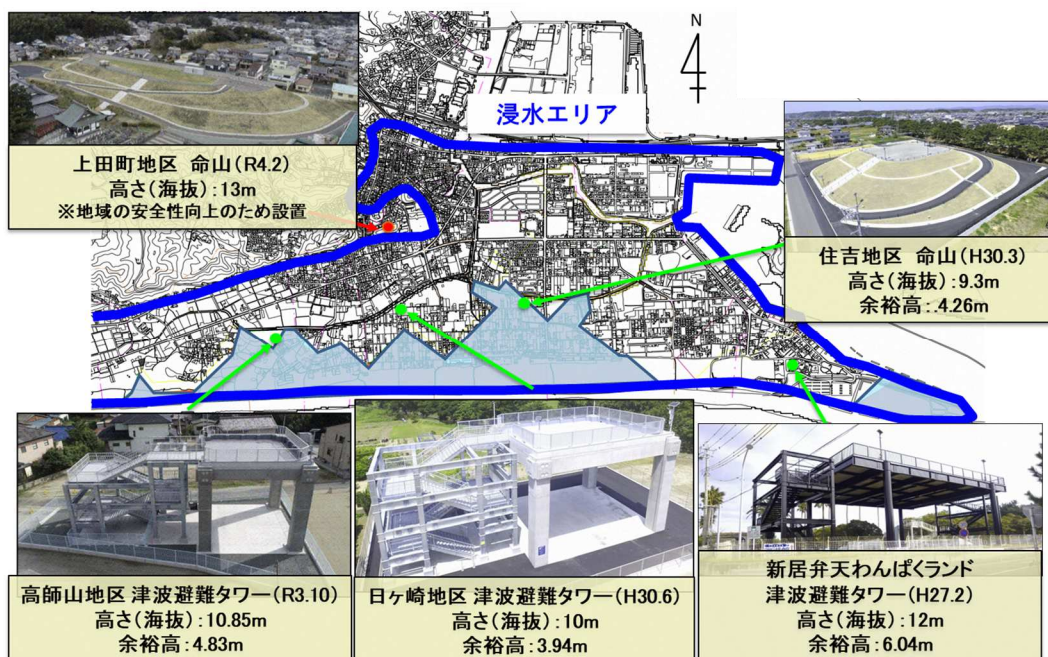


図 2-28 津波避難施設空白域の解消

3) 防災訓練の実施

広く防災意識の醸成及び災害対応の実効性の向上を図ることを目的に、今後起こり得る甚大な地震・津波災害を想定した防災関係機関の迅速な初動体制の構築、通信、避難、消火、救難・救助などの防災訓練を毎年実施し、自助・共助の大切さを再認識していただく訓練を実施しています。



- 土砂災害情報伝達訓練：5月
- 総合防災訓練：9月 ※防災の日：9月1日
※令和5年度は静岡県・浜松市との共催による総合防災訓練を9月3日(日)に実施
- 地域防災訓練・・・12月 ※地域防災の日：12月第1日曜日
- 夜間防災訓練・・・3月 ※東日本大震災発生日：3月11日

4) 避難先の備蓄

市は、避難所で使用する、食料、飲料水、携帯・簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資を備蓄しています。令和4年度には避難所等における感染症対策のため、テント型パーテーション300基を追加しました。

また、食料や飲料水については、指定避難所における備蓄に加え、協定締結先からの応急食料の調達や、給水車での応急給水の体制を整えています



テント型パーテーション

第3章 津波防災地域づくりの課題

本章では、津波の規模と被害の関係を踏まえて、本市が抱える津波防災地域づくりを推進していく上での課題と地域別の課題を示します。

第1節 津波の浸水深と想定される被害

(1) 津波の浸水深と津波被害の関係

津波の浸水深と被害の関係は、国土交通省による東日本大震災の被害状況調査結果や南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（以下、「中央防災会議」という。）が公表した南海トラフ巨大地震建物被害・人的被害の被害想定項目及び手法の概要より、以下のように示されています（図 3-1）。

浸水深が 0.3m を超えると津波からの避難行動が困難になり、1m 以上になると助からない可能性があります。また、浸水深が 2m を超えると木造家屋が再使用できなくなる可能性が高くなります。このことを踏まえ、浸水想定区域では、想定浸水深にかかわらず迅速な避難が必要であること、浸水深 2m 以上の地域では建物被害が発生し被害が拡大することを認識しておく必要があります。

- 10.0m 以上：RC 造^{※5}建物では全壊となる可能性がある
- 10.0m 未満：RC 造建物でも再使用が不可能となる
- 6.0m 未満：RC 造建物では再使用の可能性はある
- 2.0m 未満：木造家屋では再使用の可能性はある
- 1.0m 未満：津波に巻き込まれても助かる可能性がある
- 0.3m 未満：避難行動が可能である

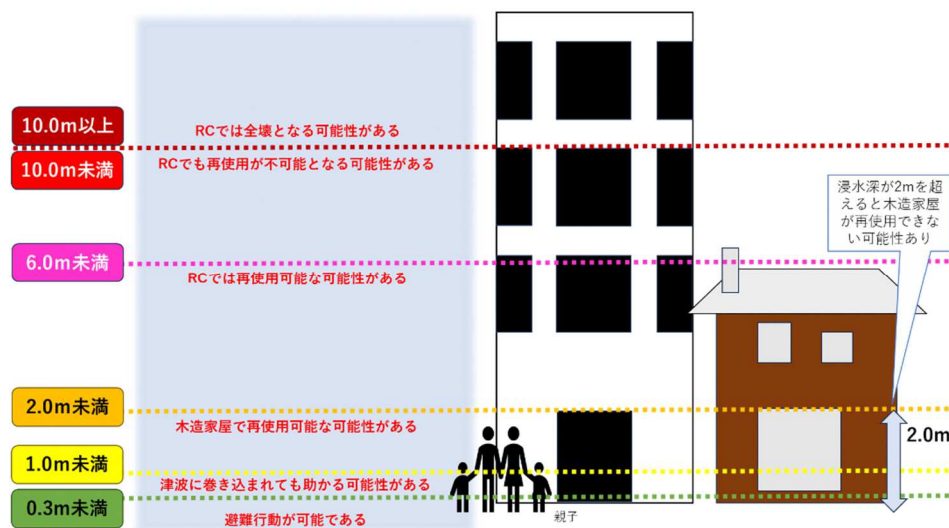


図 3-1 津波と浸水深と津波被害の関係

※5 RC 造とは「Reinforced Concrete」造の略語で、鉄筋コンクリート造のことを指します。

第2節. 地震・津波により想定される被害

(1) レベル1 津波とレベル2 津波

平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災による甚大な津波被害を受け、内閣府中央防災会議専門調査会では、「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」(平成23年9月)において、新たな津波対策の考え方を示しています。

その中では、以下の2つのレベルの津波を想定し、津波対策を構築していく必要があるとされています。

1つは、数十年から百数十年に一回という比較的頻度の高い津波である「レベル1津波」であり、防潮堤等の海岸保全施設の整備を中心にハード対策を行っていくこととなっています。もう1つは、発生頻度が極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波である「レベル2津波」であり、ハード対策だけではなく、避難施設や土地利用などのソフト対策を組み合わせた多重防御により、津波被害を減らすことを目標とし、人命を守ることを最優先とします(表3-1)。

推進計画においては、本市に最大クラスの津波(レベル2津波)をもたらすと想定されている地震を対象として、津波対策を講じていきます。

表 3-1 想定すべき津波レベルと対策に係る基本的な考え方

	発生頻度と規模	考え方
レベル1 津波	発生頻度は高く(おおむね数十年から百数十年に一回程度)、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波	人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等を整備
レベル2 津波	発生頻度は極めて低い(おおむね数百年から千年に一回程度)ものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波	住民等の生命を守ることを最優先とし、住民等の避難を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策を確立

参考：中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」
(平成23年9月28日)

(2) 地震・津波による被害想定

1) 南海トラフ巨大地震による津波

駿河湾から遠州灘にかけて、沿岸地域で地震による隆起で津波が発生し、湖西の海岸に短い時間で津波が到達します。津波到達時間として、地震発生後 24 分で沿岸部の既存堤防・バイパスを越えると想定され、地震発生から 5 分ほど揺れが継続するため、19 分間で避難を完了する必要があります。

表 3-2 本市沿岸の津波の到達最短時間（上段：沿岸津波高、下段：到達時間）

+ 50 cm	+ 1m	+ 3m	+ 5m	+ 10m (堤防越流)	+ 15m (最大津波)
7分	9分	13分	23分	24分	28分

出典：静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）（平成25年6月）

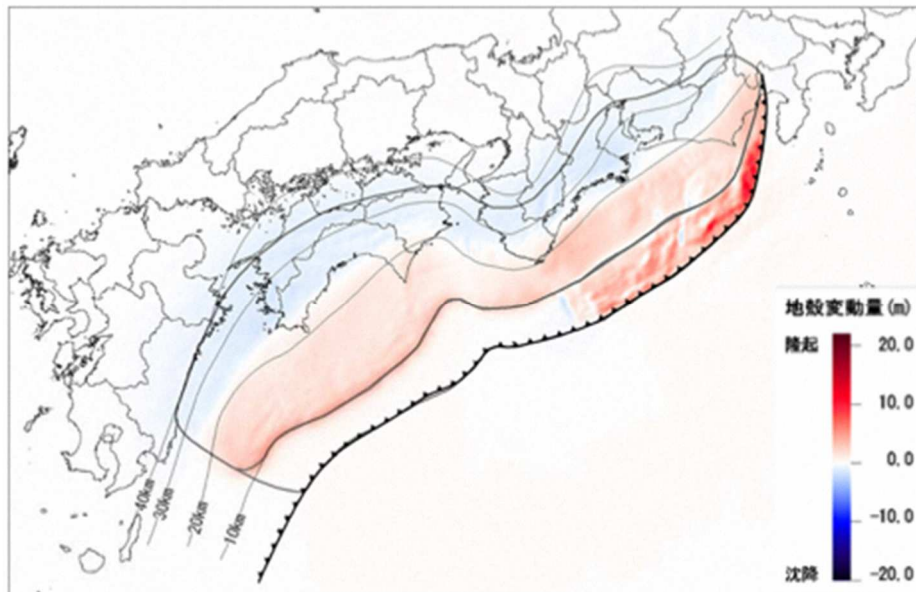
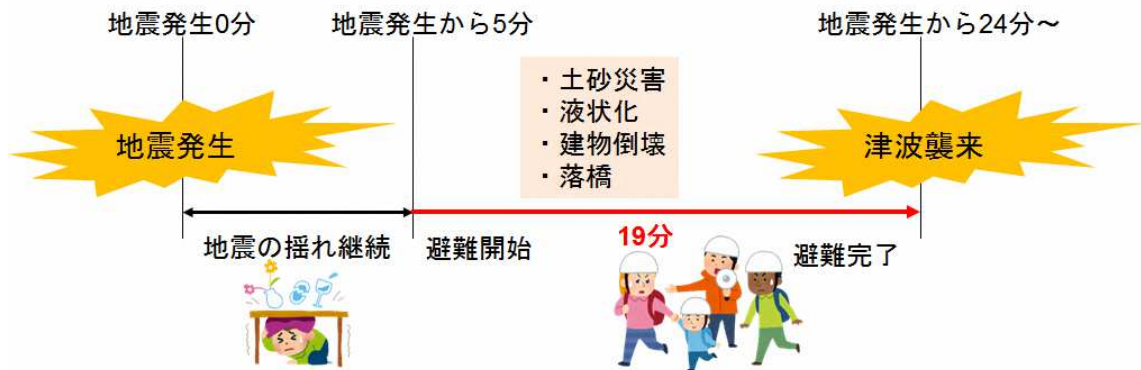


図 3-2 津波の初期水位分布（地殻変動量）

【ケース①「駿河湾～紀伊半島沖」に大すべり域を設定】

出典：南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について（第一次報告）、内閣府、2012

2) 南海トラフ巨大地震による津波

静岡県第4次地震被害想定津波シミュレーション結果では、本市におけるレベル1津波は最大7m、レベル2津波は最大15mと想定されています（図3-3）。

遠州灘からレベル1海岸堤防を乗り越えて市街地側に進入したレベル2津波は、白須賀地区においては山でせき止められることで浸水深が増加する一方、新居地区においては標高の低い土地に海水が滞留し長期間浸水が継続するなどの特徴があります（図3-4）。

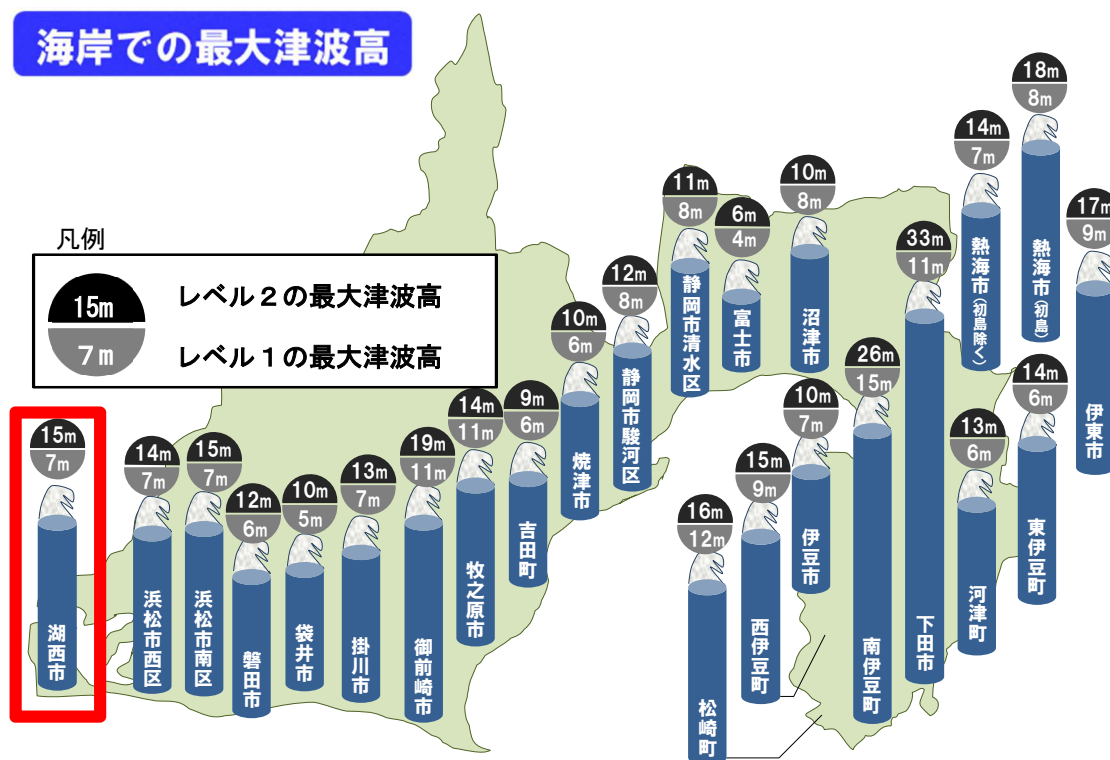
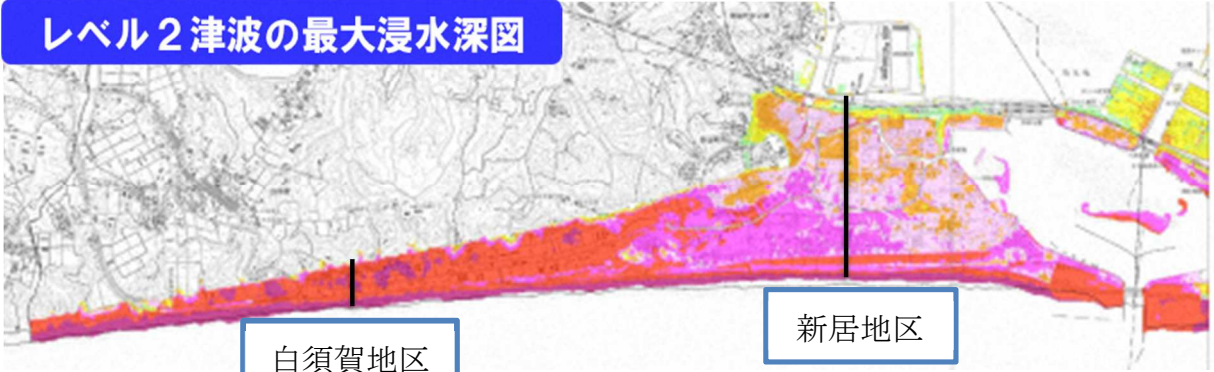
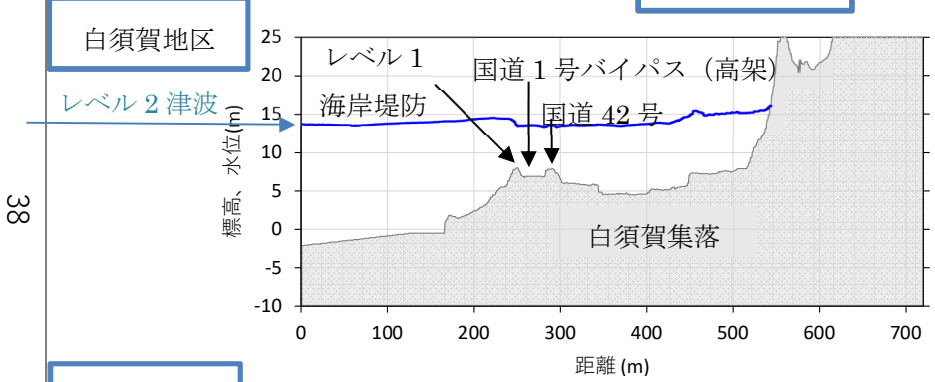


図 3-3 県内沿岸市町別の最大津波高（レベル2の地震：南海トラフ巨大地震）

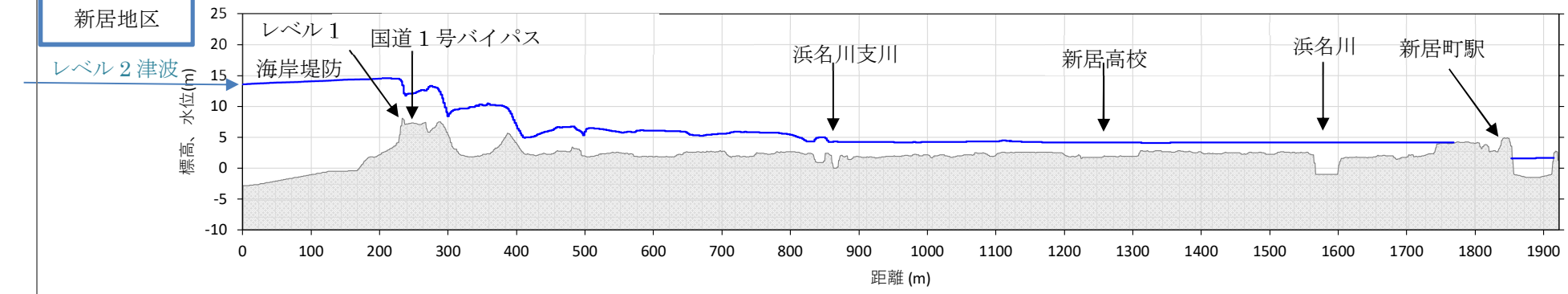
レベル2津波の最大浸水深図



最大浸水深(m)	
20	以上
10	- 20
5	- 10
3	- 5
2	- 3
1	- 2
0.3	- 1
0.01	- 0.3



- 白須賀地区では、レベル2津波が減衰せず、集落をのみこみ、山にぶつかる。
- 新居地区では、レベル2津波が減衰するが、市街地に広がる。



地形標高
 水位

図 3-4 レベル2津波による湖西市沿岸域（新居地区・白須賀地区）の浸水状況断面図

3)津波による被害想定

前述した考え方を踏まえ、「人の命が第一」、「災害に上限はない」という考えのもと、「減災」の視点に立ち、最大クラスの津波を対象に「逃げる」ことを前提として、ハード・ソフト施策を組み合わせた「多重防御」の発想による津波災害に強い地域づくりを推進するため、平成23年12月に「津波防災地域づくりに関する法律」（平成23年法律第123号）が成立し、各都道府県から、最大クラスの津波浸水想定が公表されています。

静岡県においては、南海トラフ沿いで発生する巨大地震・津波について、平成25年6月に「第4次地震被害想定」、平成25年11月に「津波浸水想定図」を公表しました。「第4次地震被害想定」の中では、本市における津波の被害は、浸水域10.8km²、死者約4,300人、建物被害（全壊・半壊）は約3,300棟と、甚大な被害が想定されています（表3-3）。

新居地区や白須賀地区では、浸水区域内を通る主要道路（国道1号バイパス等）について、津波による被災が想定され、新所地区では、一部の畑や農業用施設への浸水被害が想定されます。また、中心市街地や沿岸部の工業地も同様に津波による被災が想定され、地域住民や観光客の人的被害も発生するおそれがあります（図3-5～図3-8）。

表 3-3 湖西市における津波による人的被害等

	レベル1津波	レベル2津波
津波による死者	－	約4,300人
津波による負傷者 (重傷者数)	－	約20人
津波による建物被害 (全壊・半壊棟数)	約50棟	約3,300棟
浸水面積(2m以上)	1.3km ²	10.8km ²
津波高(最大)	7m	15m

参考：静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）（平成25年6月）

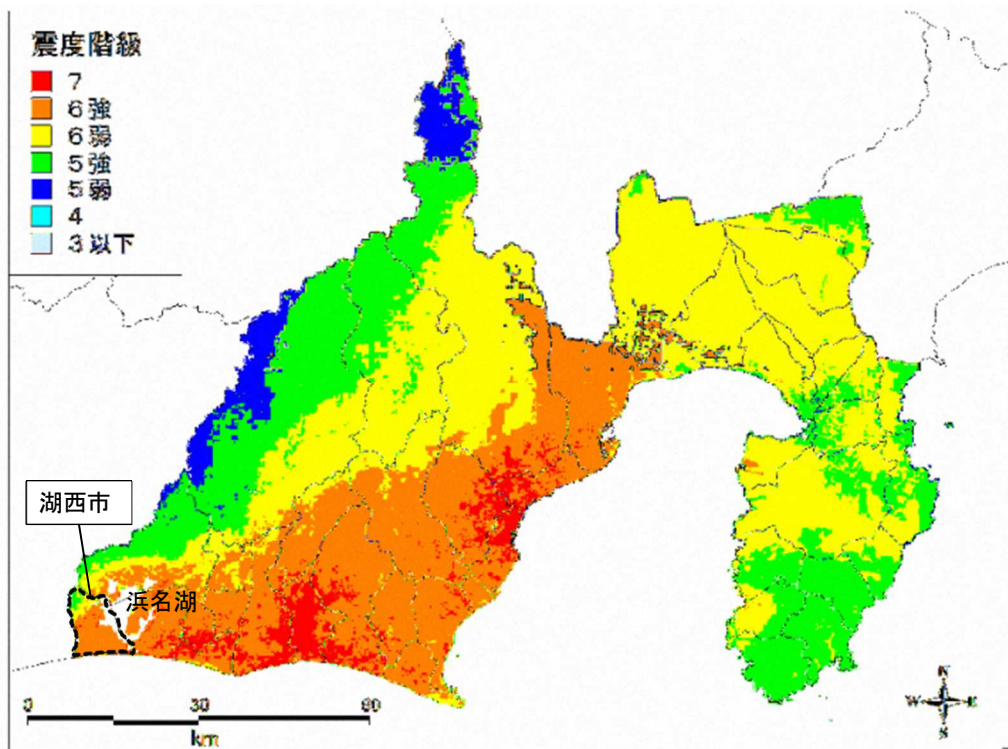


図 3-5 震度分布図 (レベル1の地震：東海・東南海・南海地震)

出典：静岡県第4次地震被害想定 (第一次報告) (平成25年6月)

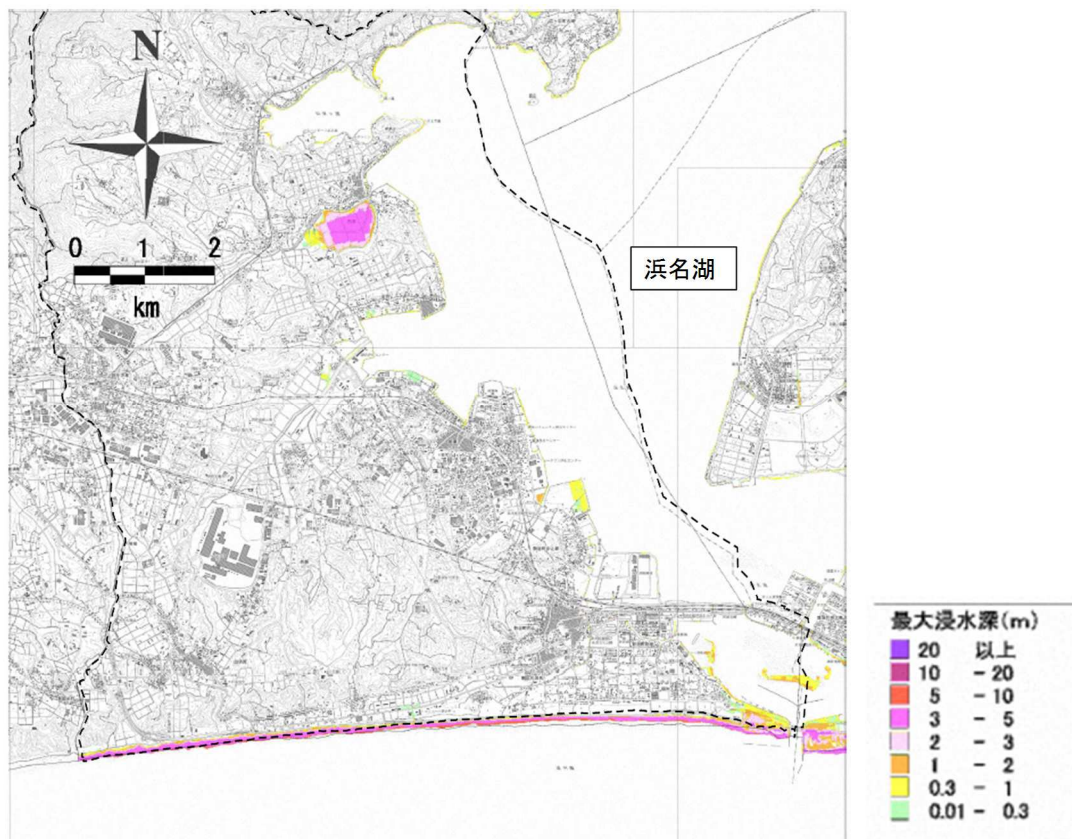


図 3-6 浸水想定図 (レベル1の地震：東海・東南海・南海地震)

出典：静岡県第4次地震被害想定 (第一次報告) (平成25年6月)

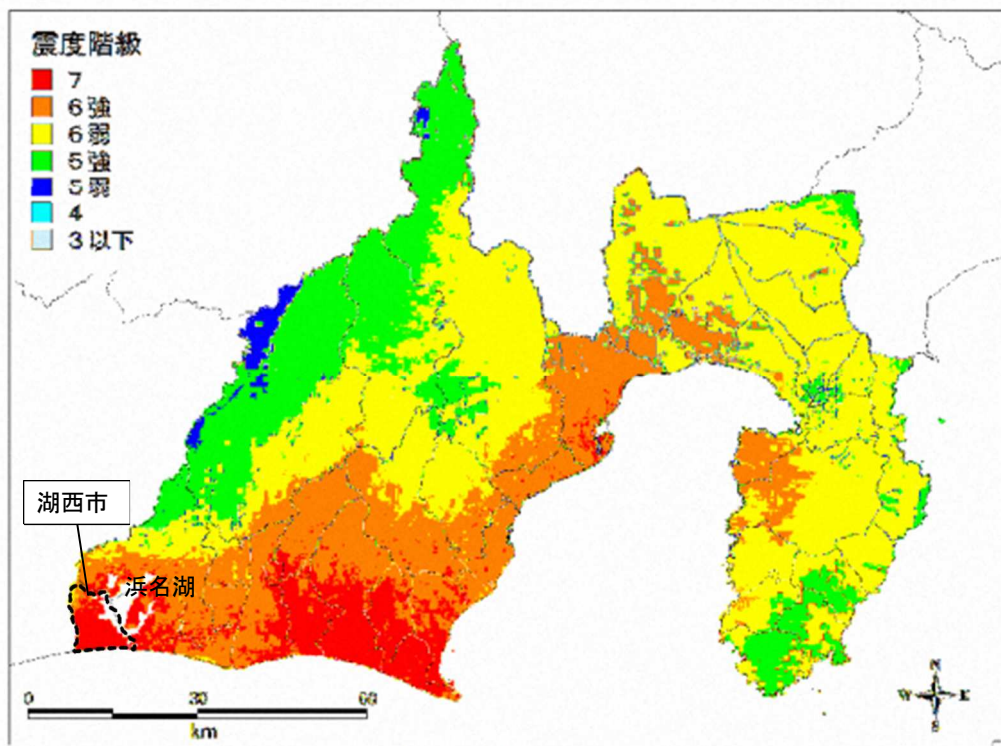


図 3-7 震度分布図 (レベル2の地震：南海トラフ巨大地震 東側ケース)

出典：静岡県第4次地震被害想定 (第一次報告) (平成25年6月)

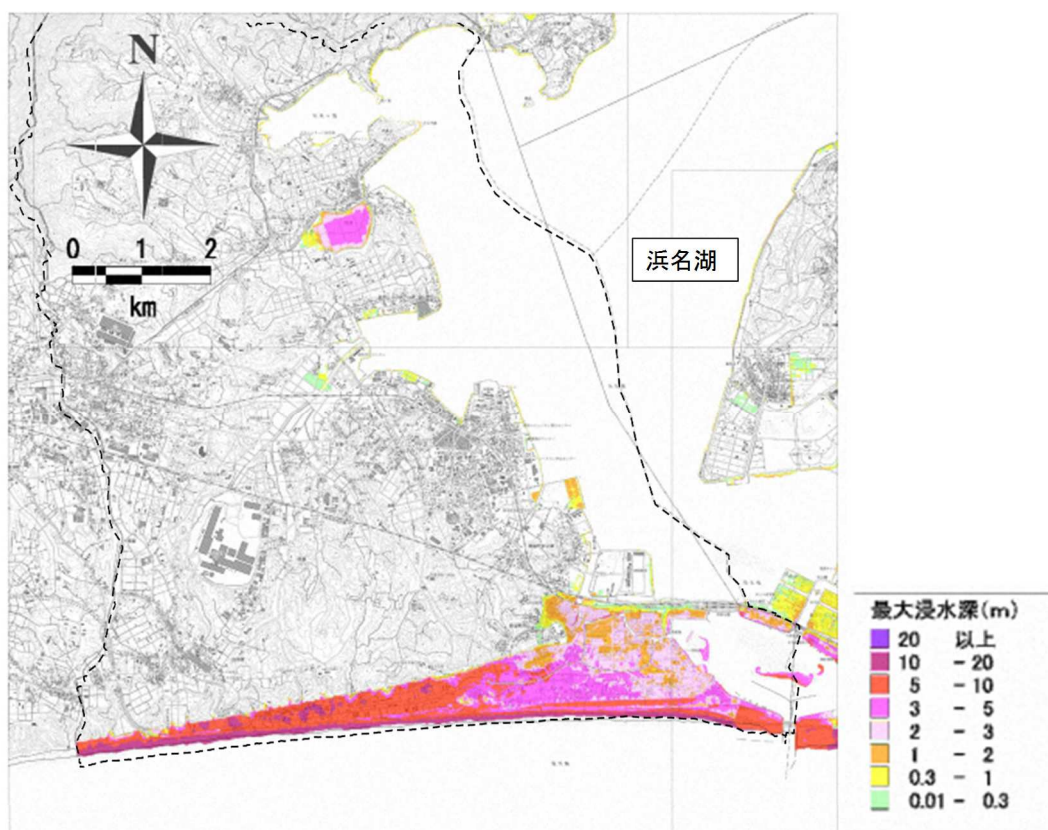


図 3-8 浸水想定図 (レベル2の地震：南海トラフ巨大地震)

出典：静岡県第4次地震被害想定 (第一次報告) (平成25年6月)

4)震度分布

本市では広い範囲で震度7の揺れが想定されています。

震度7の揺れが想定される地域では、耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多くなり、耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがあります。

また、耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、傾くものが多くなります。

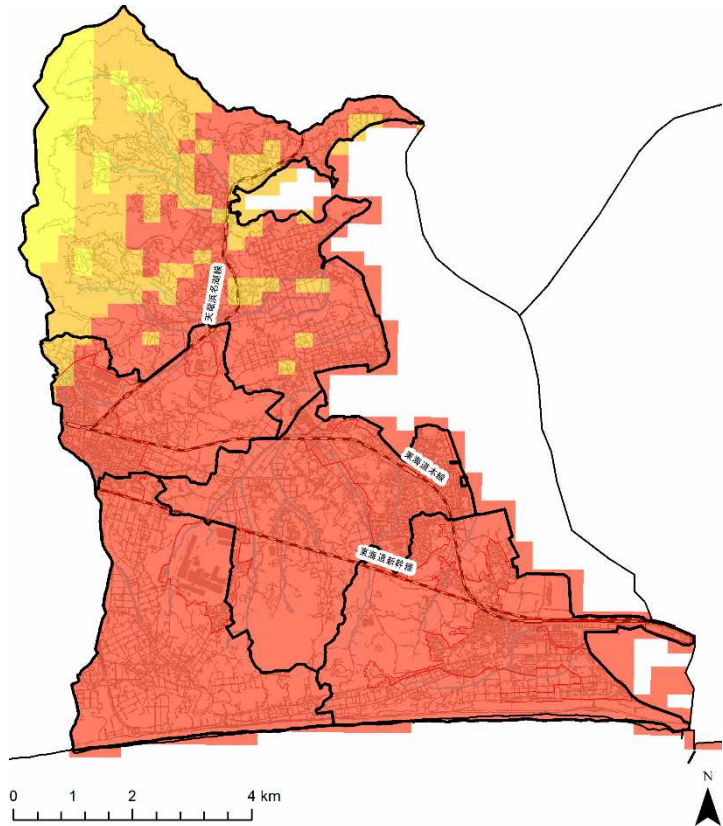
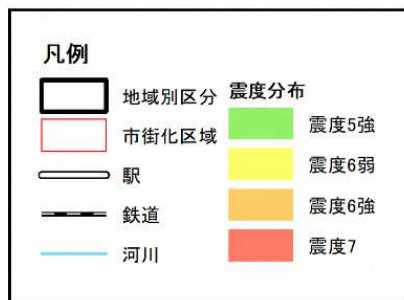


図 3-9 震度分布

出典：国土数値情報，市提供データ

5)土砂災害

市内全域で土砂災害（特別）警戒区域がみられます。

市街地に近い急傾斜地等が警戒区域に指定され、付近に住宅地が形成されている箇所がみられます。

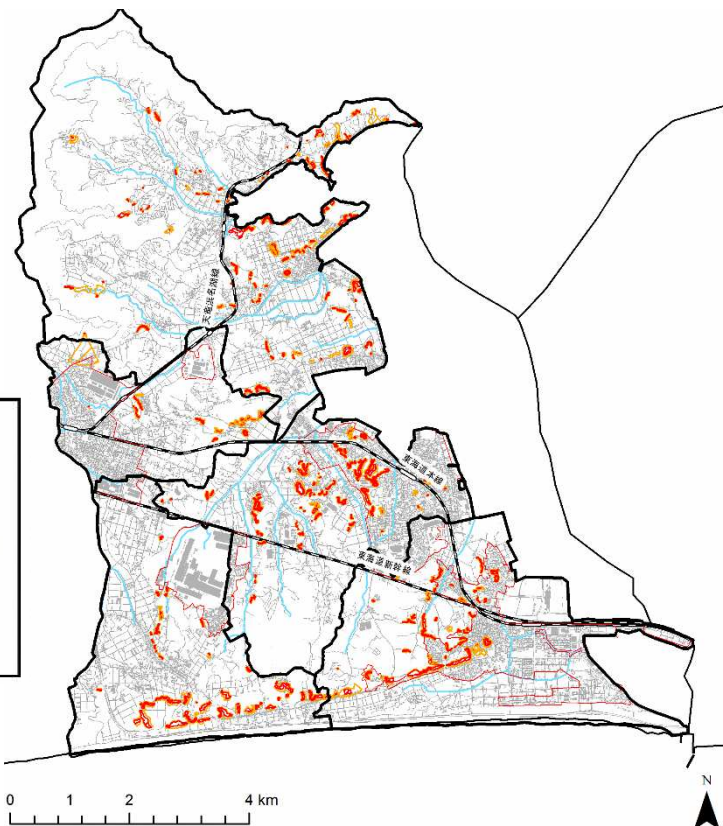


図 3-10 土砂災害（特別）警戒区域

出典：国土数値情報，市提供データ

6) 液状化

震度7や6強等大きな揺れが想定される地域の沿岸部では、液状化が発生する可能性が高く、沿岸部の広範囲で、液状化が発生する可能性が「大」と評価されています。

また、河川の周辺においても液状化が発生する可能性が示されています。

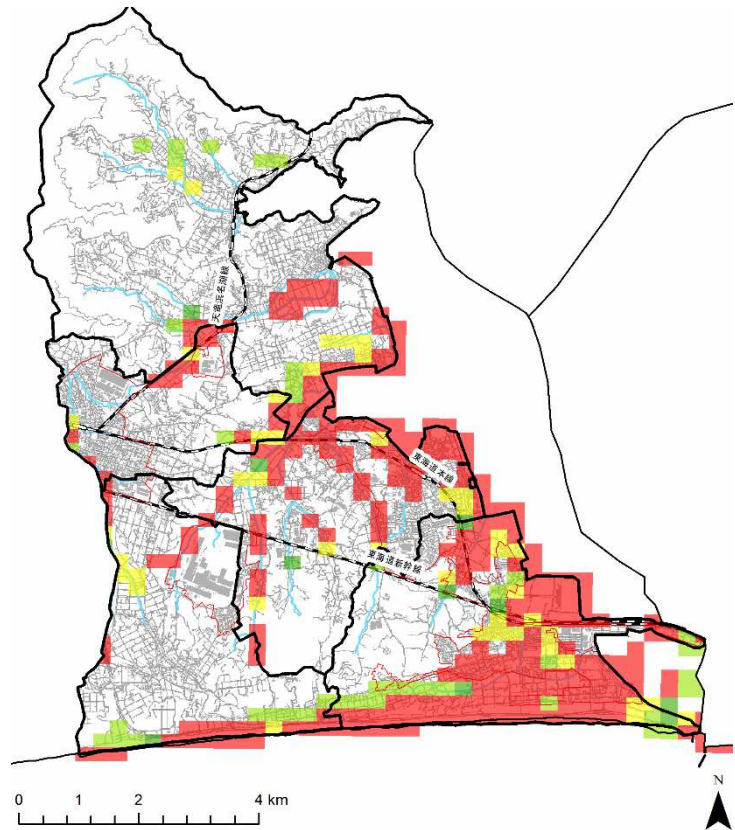
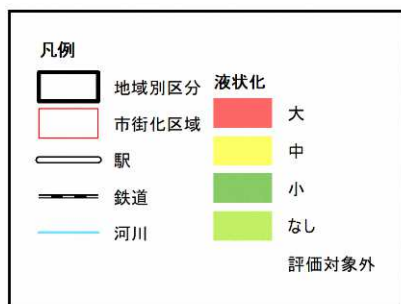


図 3-11 液状化分布

出典：国土数値情報、市提供データ

第3節. 全市的な課題

(1) 津波避難における現状と課題

津波襲来時においては、浸水深 30cm 程度で歩行が困難になるため、地震発生後の早急な避難が求められます。浸水想定区域である新居・白須賀地区では、津波避難施設・場所を 54 箇所指定しており、令和 3 年度に津波避難施設空白域は解消されています。

また、新居・白須賀地区ともに津波避難施設は充足されていますが、住民自らが率先して逃げる避難行動をとれる体制づくりの強化が望まれ、沿岸部ではサーフィンや釣り等の来訪者の逃げ遅れが想定されます。

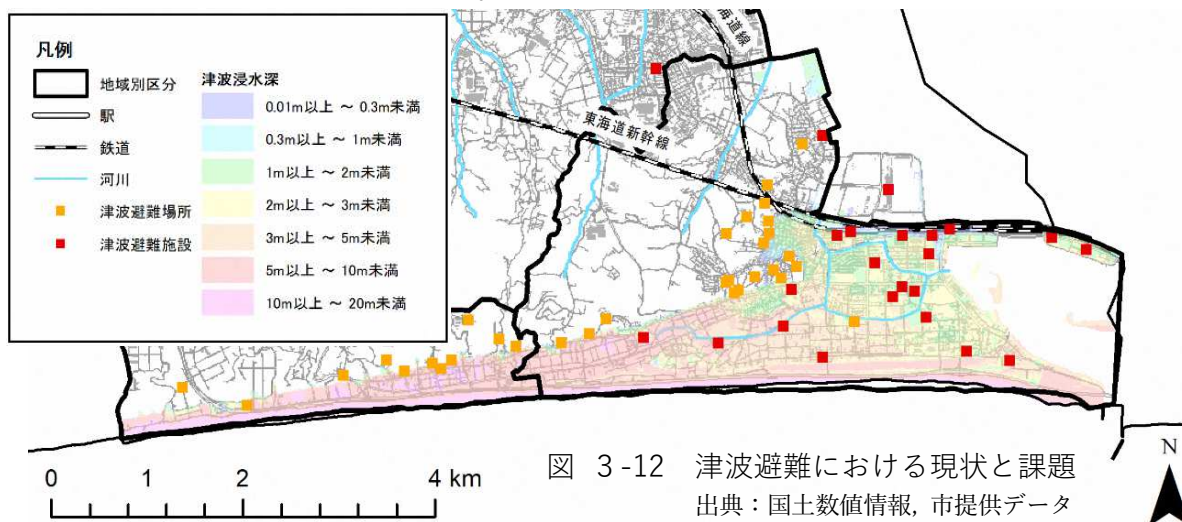


図 3-12 津波避難における現状と課題
出典：国土数値情報，市提供データ

(2) 震度分布×橋梁

震度 7 の範囲内に多くの橋梁が点在しているため、橋の損傷等により避難が難しくなるおそれがあります。

また、河川に架かる橋や鉄道・道路が交差し高架になっている箇所が発災時に損傷等を受け交通ネットワークが遮断された場合には、物資輸送等が遅れ、広い範囲で孤立地域が発生する可能性があります。

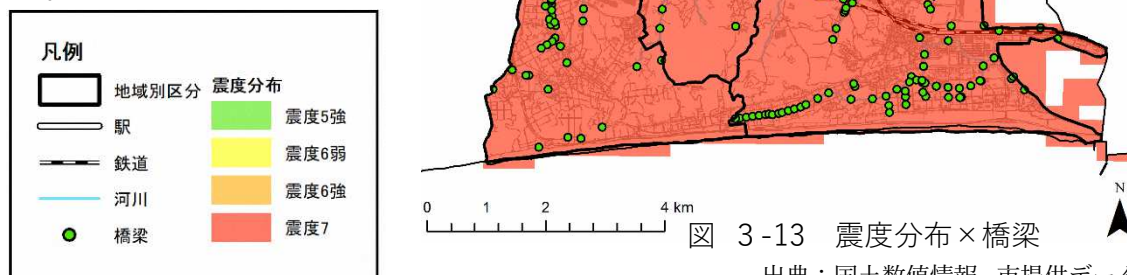


図 3-13 震度分布×橋梁

出典：国土数値情報，市提供データ

(3) 震度分布×要配慮者利用施設等

震度7の範囲内に学校、社会福祉施設等多くの要配慮者利用施設があり、建物被害によるサービスの停止が懸念されます。

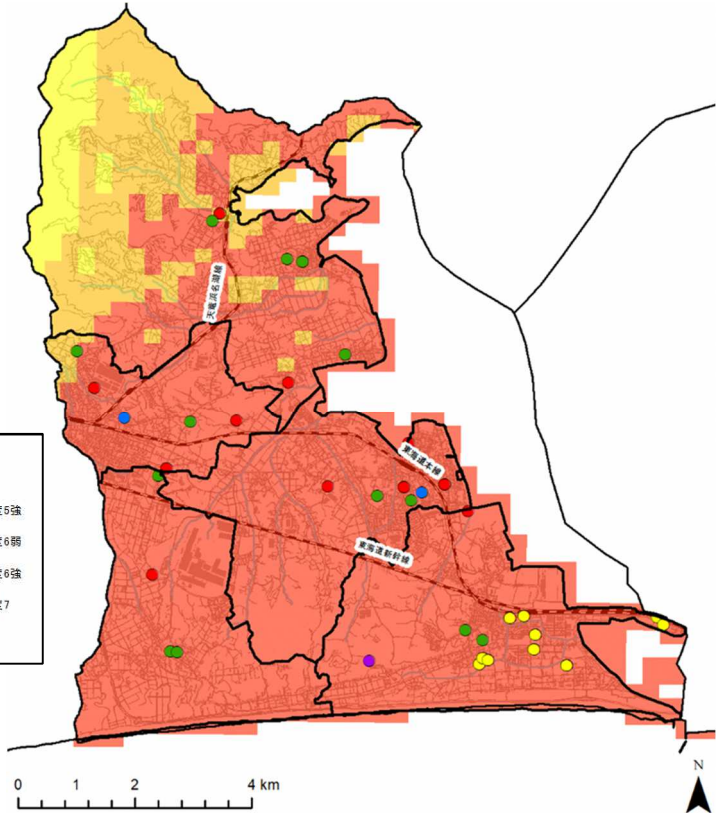


図 3-14 震度分布と要配慮者利用施設
出典：国土数値情報，市提供データ

(4) 土砂災害(特別)警戒区域×橋梁、主要道路

土砂災害や橋の損傷等により地域全体の交通ネットワークが寸断されるおそれがあります。

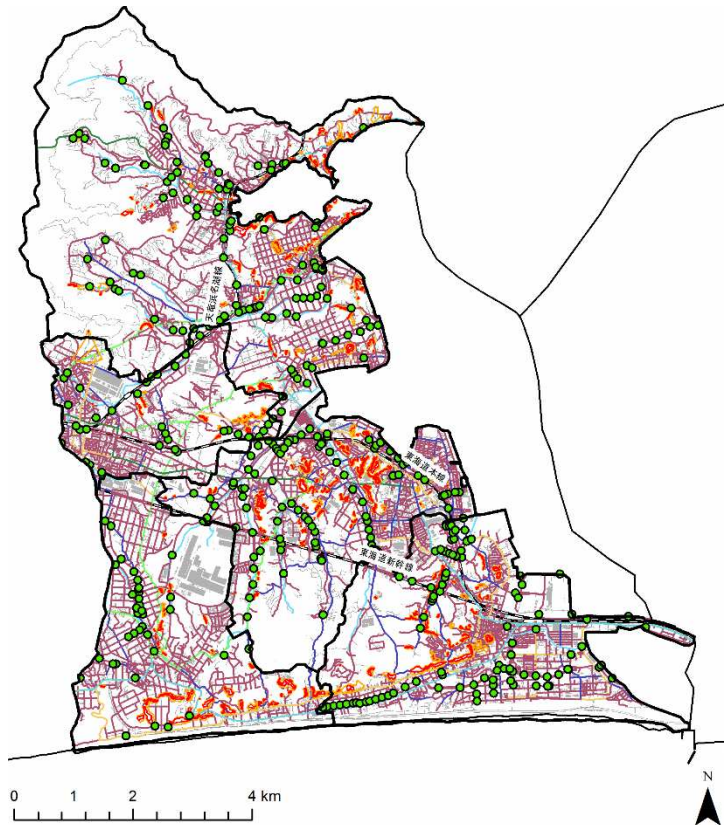
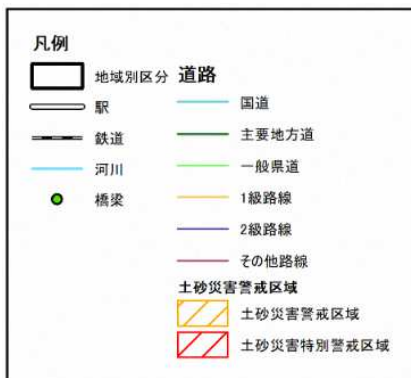


図 3-15 土砂災害(特別)警戒区域×橋梁、主要道路
出典：国土数値情報，市提供データ

(5) 津波浸水想定区域×緊急輸送路

新居・白須賀地区の沿岸部では、愛知県から浜松市方面へとつながる第一次緊急輸送路が津波浸水想定区域内を横断しているため、津波による浸水等により被災後の生活支援や復旧活動に資する交通ネットワークが寸断されるおそれがあります。

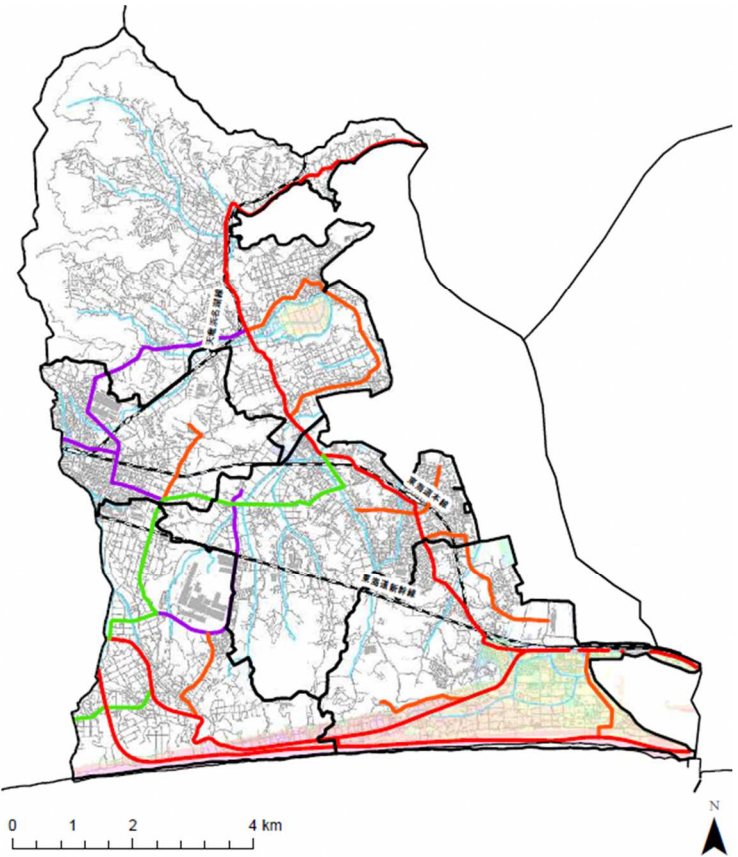
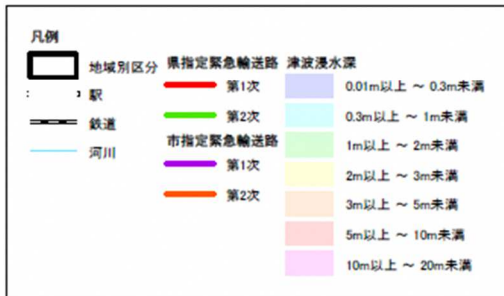


図 3-16 津波浸水想定区域×緊急輸送路

出典：国土数値情報，市提供データ

(6) 震度分布×構造別建物分布

建物構造は木造が最も多く、次いで鉄骨造が多くなっています。

震度7の揺れが想定される地域では、耐震性が低い木造建物の場合、壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなり、傾くものや、倒壊等の被害が多く発生することが懸念されます。

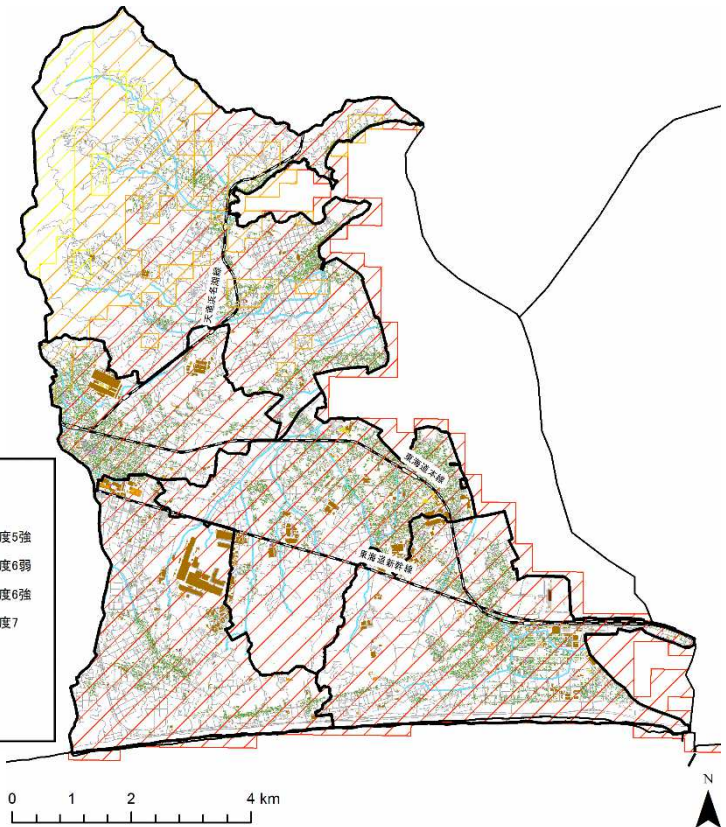
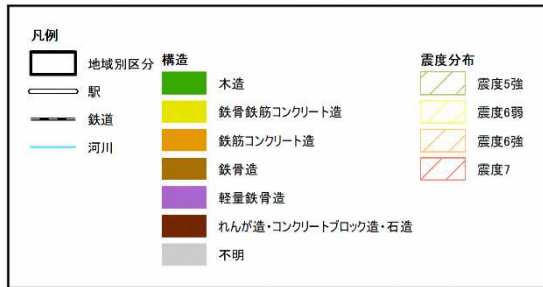


図 3-17 震度分布×構造別建物分布

出典：国土数値情報，市提供データ

(7) 津波浸水想定区域×構造別建物分布

津波浸水想定区域内には木造の建物が多く、津波による流出が懸念されます。新居地区では、公共施設や重要文化財が集中し、浸水により甚大な被害を受けることが想定されます。

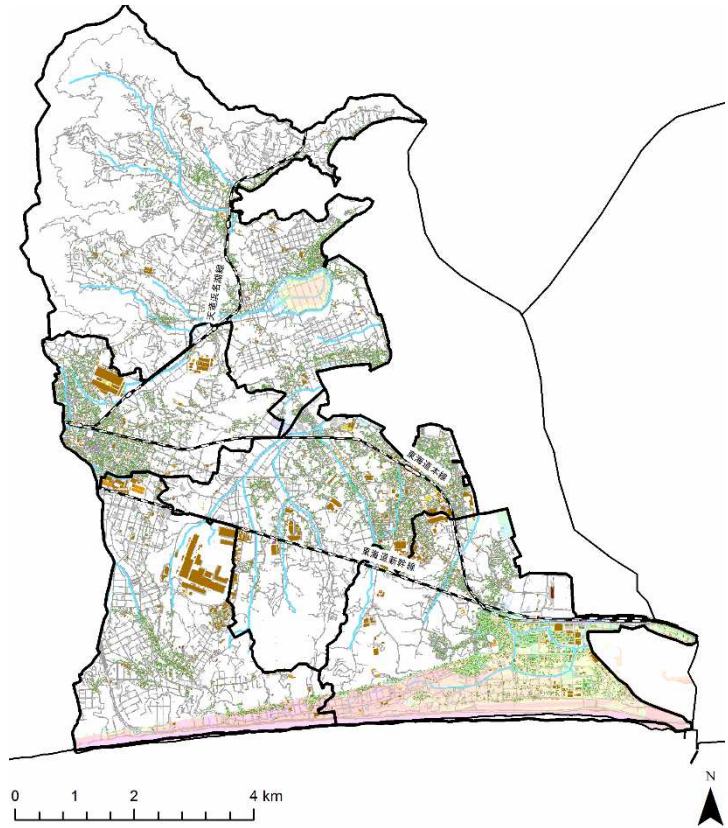
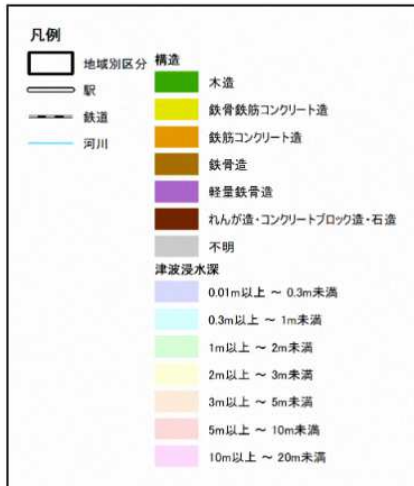


図 3-18 津波浸水想定区域×構造別建物分布
出典：国土数値情報，市提供データ

(8) 津波浸水想定区域×土地利用

新居地区では、津波浸水想定区域内に「住居地域」、「商業地域」、「工業地域」が立地しており、中心市街地や沿岸部の工業地帯で津波による建物や資産の流出等が懸念されます。

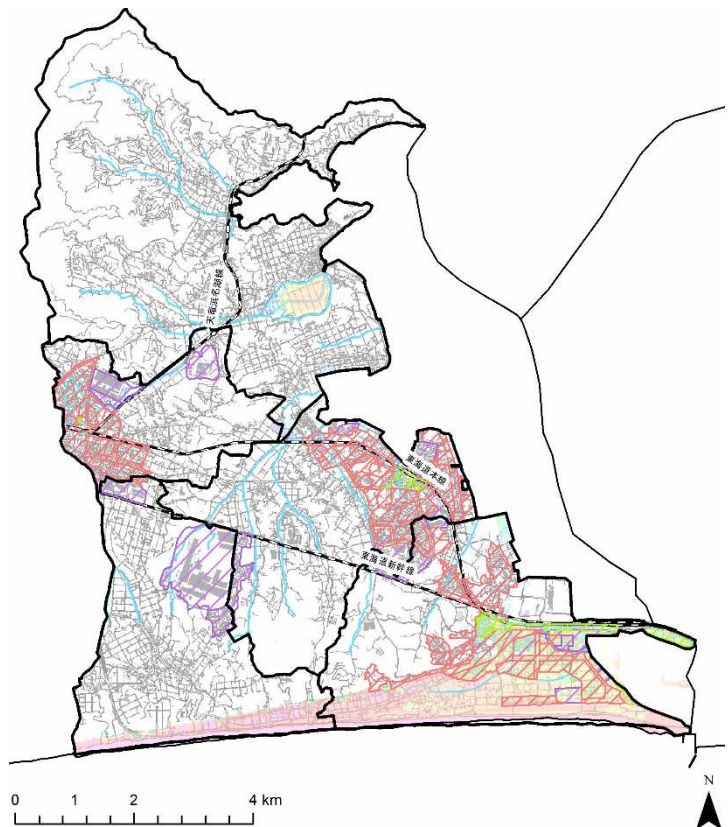
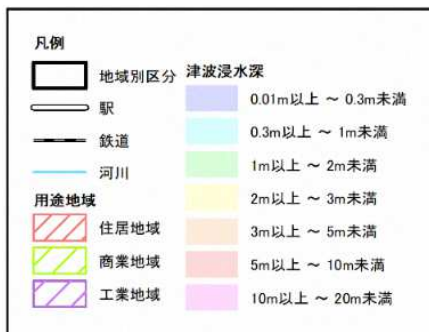


図 3-19 津波浸水想定×土地利用
出典：国土数値情報，市提供データ

第4節. 津波防災地域づくり上の課題

津波防災地域づくり上の課題を整理するために、以下の5つの課題を全市的な課題として設定しました。

(1) 地震・津波からの避難

浸水想定区域である新居・白須賀地区では、令和3年度に津波避難施設空白域は解消されていますが、最大クラスの津波が地震発生後24分で沿岸部の堤防・バイパスを越えることが想定され、要配慮者を含む地域住民が迅速かつ円滑に避難できる環境・体制づくりが必要となります。また、沿岸部のサーフィンや釣り等の来訪者についても、逃げ遅れが発生しない環境・体制づくりが求められます。

(2) 被災後の生活支援

本市では、地震や土砂災害による橋の損傷や道路の寸断、津波による第一次緊急輸送路の浸水などが発生するおそれがあり、交通ネットワークが遮断された場合、広い範囲で孤立地域が発生する可能性があります。そのため、各地域における備蓄の備えや被災後の物資輸送手段の確保等に向けた取組が重要となります。

(3) 復旧・復興に向けた事前の備え

本市では、最大クラスの津波が襲来した場合、居住地や産業拠点等の甚大な被害や、被災後の物資輸送等に用いる緊急輸送路の浸水が想定されます。そのため、被災後の迅速な復旧・復興を実現するため、平時からの備えや応急対応を円滑に実施する体制づくりが必要となります。

(4) 地震・津波による建物被害や津波リスクの軽減

本市では、最大クラスの地震が発生した場合、市域の大半が震度7の揺れを観測する想定となっています。新居町駅周辺や市北部の海岸沿いには旧耐震基準の建物が多く立地するとともに、沿岸部や河川沿いを中心に液状化被害が発生する可能性が高く、建物被害の発生が懸念されます。さらに、津波の浸水深が2m以上となる地区では、木造家屋や老朽化した建築物等が流出する危険性が高く、市街地の被害が甚大となるおそれがあります。そのため、建物被害や津波リスクを軽減するための取組が必要となります。

(5) 地域住民の防災意識の醸成

本市では、自動車産業を中心とした産業拠点への就職・転勤等により、本市における地震・津波リスクを認識していない働き盛りの世代が市外から流入してきています。さらに、津波浸水想定区域内に要配慮者利用施設が多く立地し、要配慮者の津波被害が想定されます。そのため、地域住民や就労者等に対して地震・津波リスクに対する正しい理解・行動

を促すとともに、近隣で避難等の支援を必要とする方を助ける共助の取組の普及や、要配慮者利用施設の管理者に対して、施設利用者の安全確保に係る検討を促すことが必要となります。

第5節. 地域別の課題

推進計画では、各地域で現況や災害リスク等の地域特性が様々であることを踏まえ、5つの地域ごとに課題を整理しました。

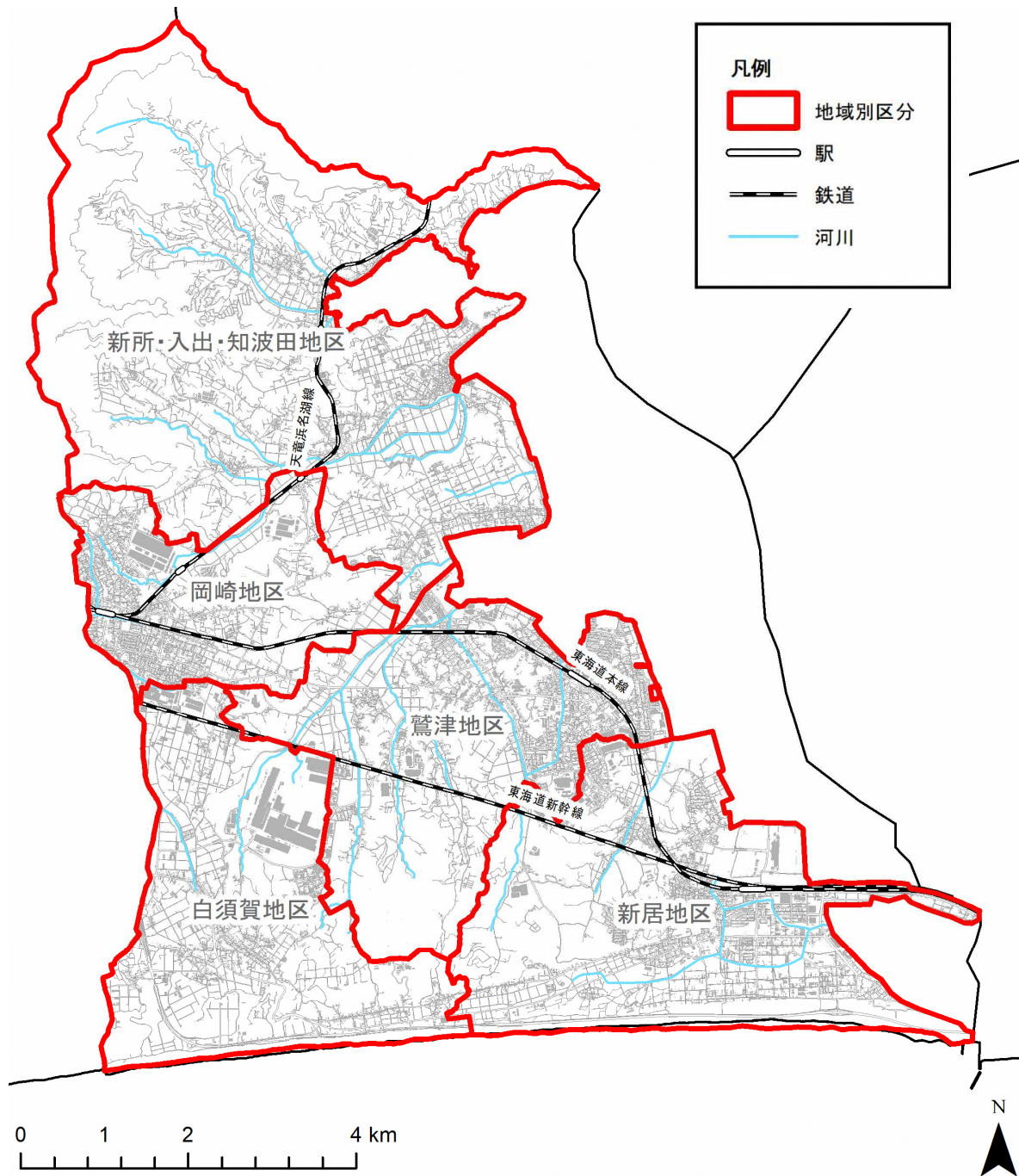


図 3-20 湖西市の地域別区分

(1) 新居地区

本市の南東に位置する新居地区は、遠州灘と今切口の開口部から浜名湖内に流入する津波による浸水が広範囲にわたり、最大浸水想定が10m以上～20m未満で、津波により甚大な被害が想定されます。特に、一部地域では海側方向への避難、土砂災害や橋の損傷等により避難が困難になることが懸念されます。また、新居弁天公園周辺には、釣りやマリンスポーツを目的に多くの人を訪れるため、観光客を対象とした避難誘導が必要となります。

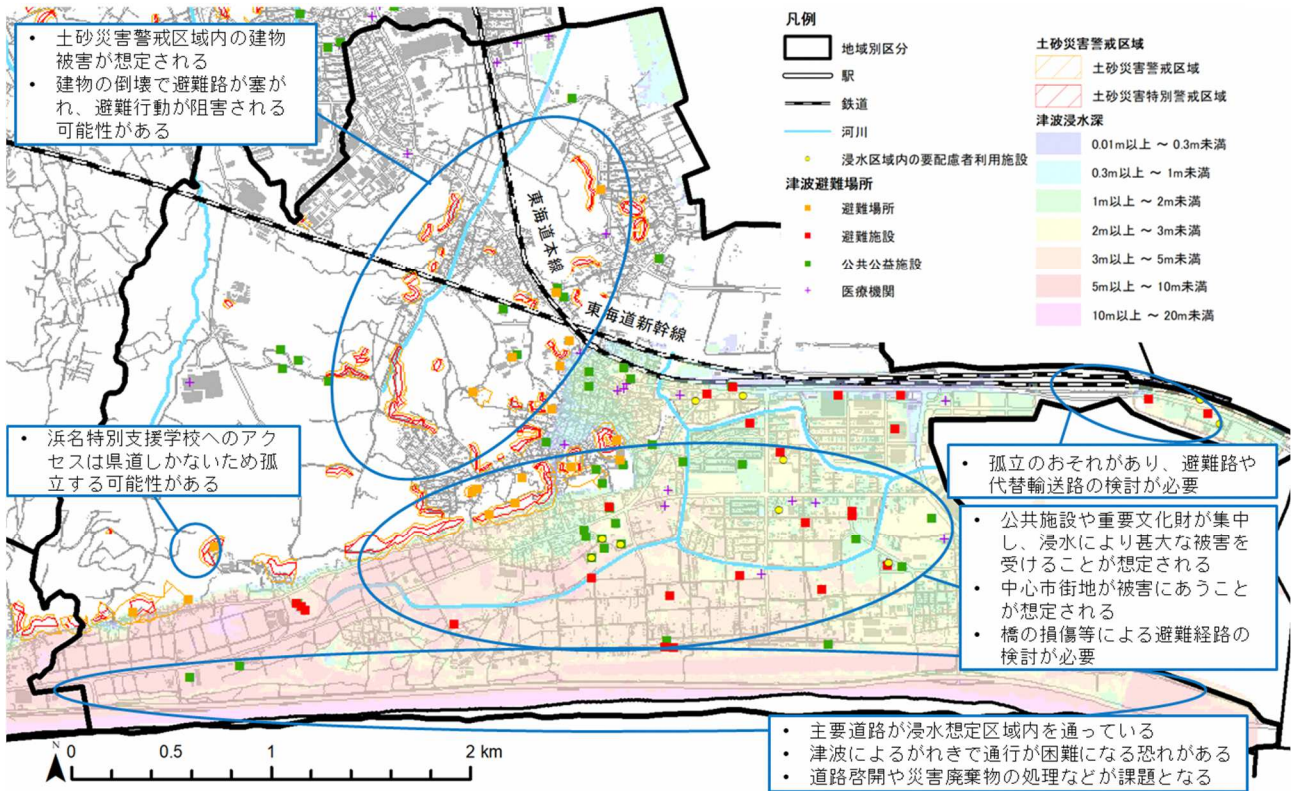


図 3-21 新居地区の課題

表 3-4 新居地区の現況

区域内人口	約 15,840 人	区域内高齢者人口	約 4,970 人 (約 31%)
浸水区域内人口	約 9,880 人	浸水想定区域内の建物棟数	約 8,340 棟
土地利用	住宅用地、商業用地、工業用地	主な河川	浜名川、浜名川支川、古見川、光頭川、大谷川、大正川、州崎川
主な施設	公共公益施設：42 箇所	医療施設：21 箇所	
要配慮者利用施設	17 箇所	浸水想定区域内の要配慮者利用施設	13 箇所
津波避難施設	26 箇所	津波避難場所	18 箇所

(2) 白須賀地区

本市の南西部に位置する白須賀地区の沿岸部では、津波が山でせき止められることで浸水深が増加し、想定される最大浸水深は10m以上～20m未満となっており、津波による甚大な被害が想定されます。また、背後に台地があり津波避難場所となる高台が近くに存在しますが、急傾斜地となっているため、地震による斜面崩壊が危惧されます。

白須賀海岸は観光やサーフィン、釣りのスポットになっているため、観光客を対象とした避難誘導が必要となります。また、避難路が坂道となるため、要配慮者への支援等が課題となります。

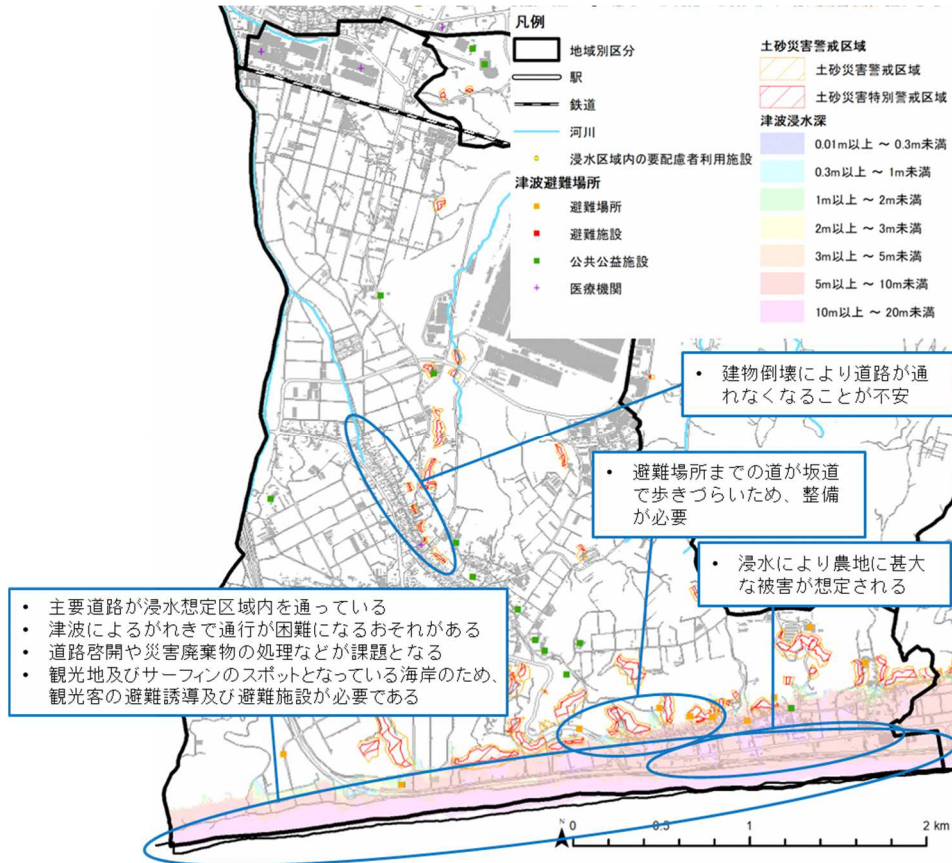


図 3-22 白須賀地区の課題

表 3-5 白須賀地区の現況

区域内人口	約 4,480 人	区域内高齢者人口	約 1,360 人 (約 30%)
浸水区域内人口	約 626 人	浸水想定区域内の建物棟数	約 810 棟
土地利用	住宅用地、工業用地	主な河川	笠子川、坊瀬川、境川、大沢川
主な施設	公共公益施設：13 箇所 医療施設：5 箇所		
要配慮者利用施設	4 箇所	浸水想定区域内の要配慮者利用施設	—
津波避難施設	—	津波避難場所	11 箇所

(3) 鷺津地区

本市の中央に位置する鷺津地区は、津波による浸水被害はほとんど想定されていませんが、地域によって液状化や土砂災害による家屋被害が懸念されます。特に、土砂災害や倒壊した建物などで避難路が塞がれ、避難行動が阻害される可能性があります。

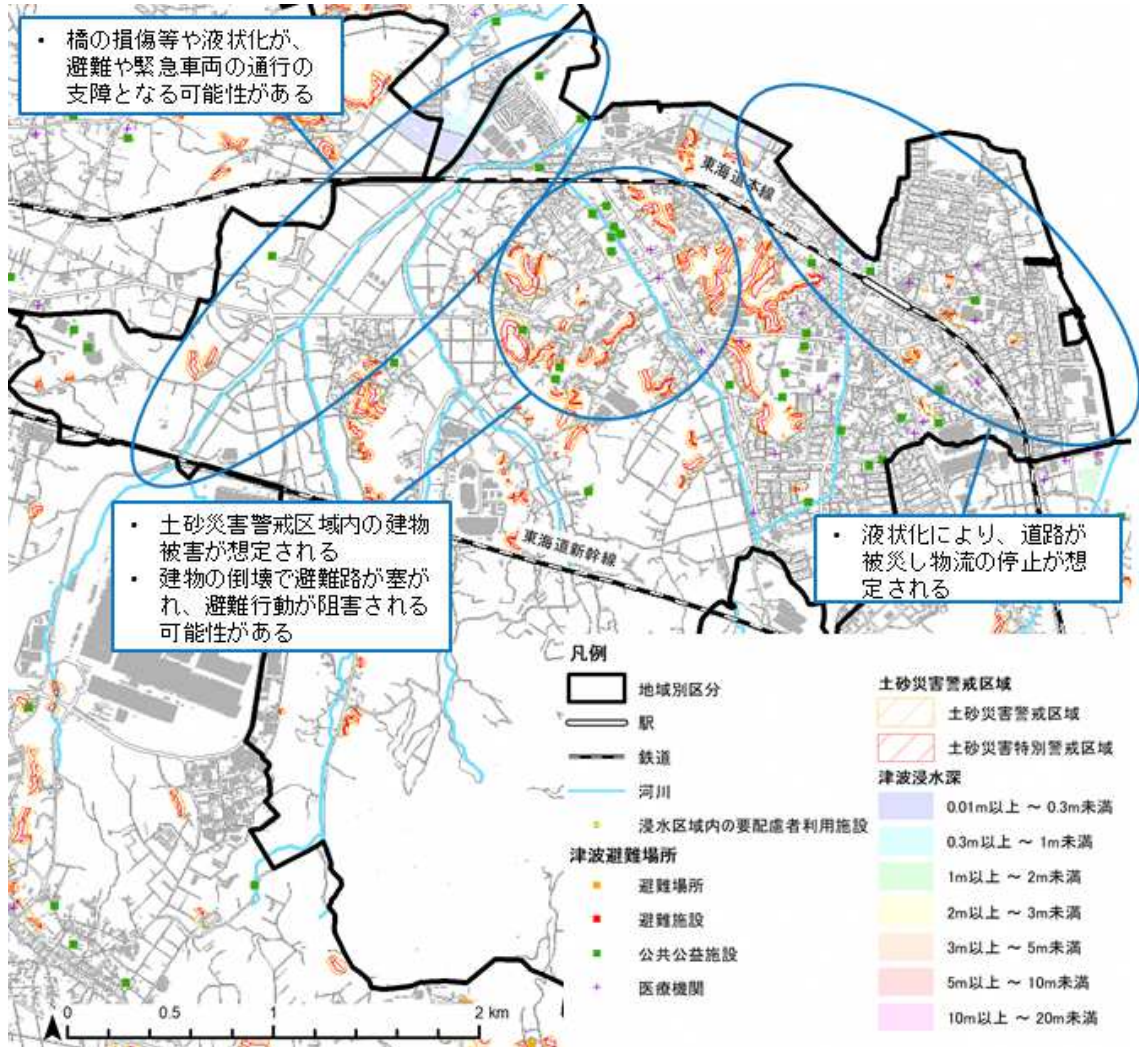


図 3-23 鷺津地区の課題

表 3-6 鷺津地区の現況

区域内人口	約 15,880 人	区域内高齢者人口	約 3,600 人 (約 23%)
浸水区域内人口	0 人	浸水想定区域内の建物棟数	約 40 棟
土地利用	住宅用地、商業用地 工業用地	主な河川	坊瀬川、笠子川、一の宮川、古見川、山口川、日の岡川
主な施設	公共公益施設：32 箇所 医療施設：21 箇所		
要配慮者利用施設	9 箇所	浸水想定区域内の要配慮者利用施設	—
津波避難施設	11 箇所	津波避難場所	1 箇所

(4) 新所・入出・知波田地区

本市の北部に位置する新所・入出・知波田地区は、津波による人的被害はほとんど想定されていませんが、地震による建物倒壊や延焼火災、液状化、土砂災害による被害が懸念されます。特に、津波による浸水被害で一部の農地や農業用施設が被災するおそれや、液状化等により緊急車両の通行に支障がでる可能性があります。

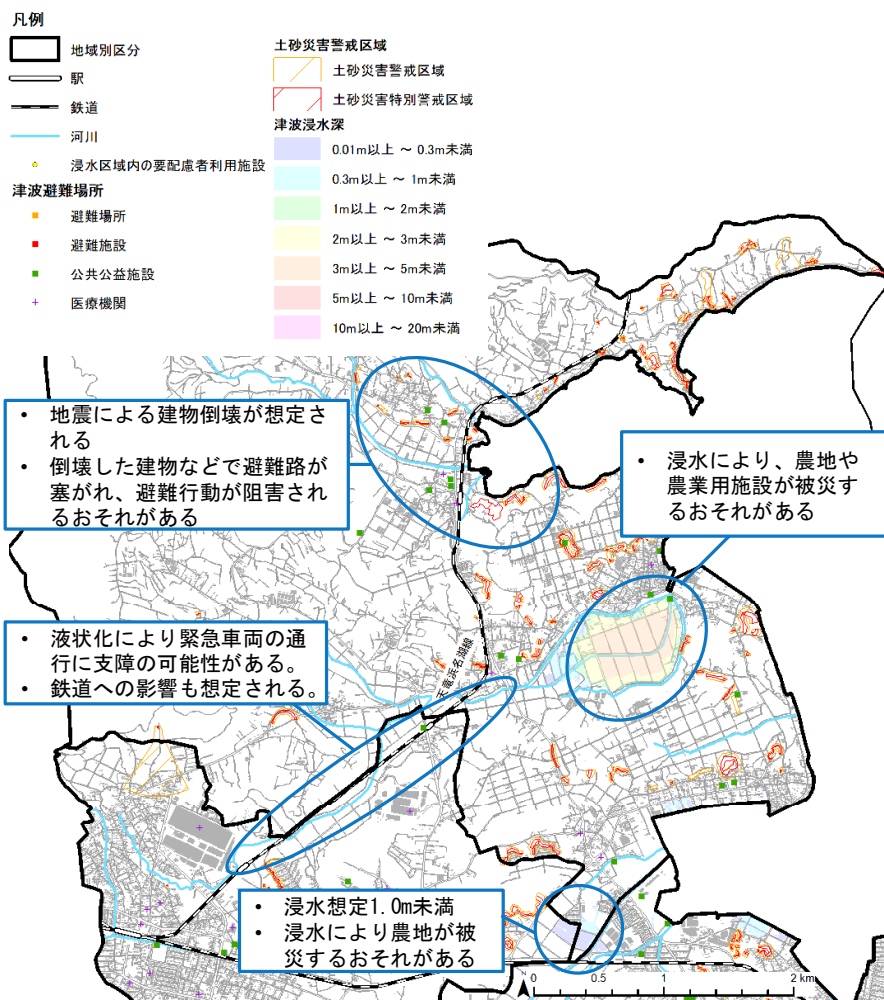


図 3-24 新所・入出・知波田地区の課題

表 3-7 新所・入出・知波田地区の現況

区域内人口	約 7,060 人	区域内高齢者人口	約 2,590 人 (約 37%)
浸水区域内人口	0 人	浸水想定区域内の建物棟数	約 150 棟
土地利用	—	主な河川	神座川、カン寺川、今川、早稲川、入出太田川、日の岡川、神座川
主な施設	公共公益施設：17 箇所 医療施設：6 箇所		
要配慮者利用施設	8 箇所	浸水想定区域内の要配慮者利用施設	—
津波避難施設	2 箇所	津波避難場所	3 箇所

(5) 岡崎地区

本市の西部中央に位置する岡崎地区は、津波による被害は想定されていませんが、液状化や土砂災害による家屋被害が懸念されます。特に、液状化や橋の損傷等により緊急車両の通行が困難になる可能性があります。

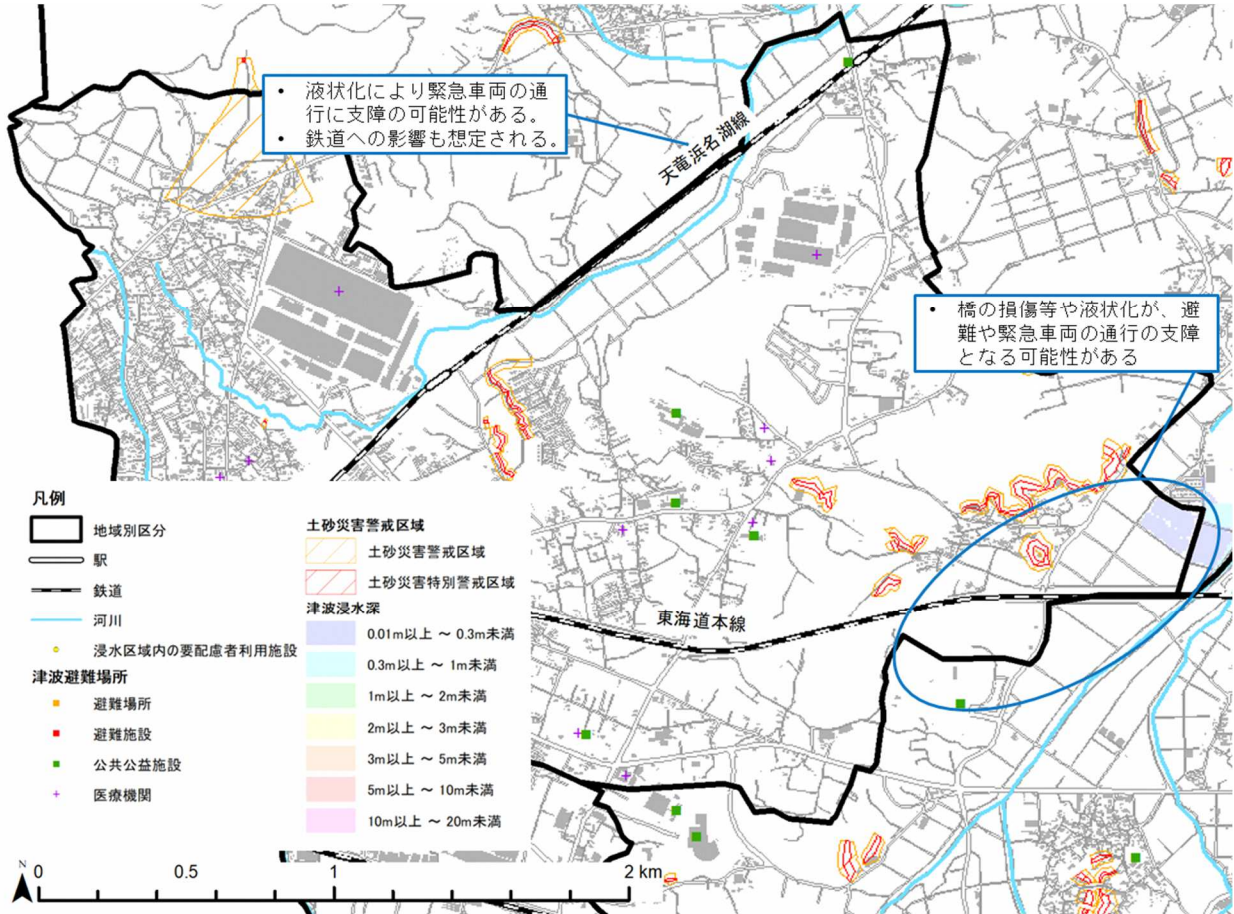


図 3-25 岡崎地区の課題

表 3-8 岡崎地区の現況

区域内人口	約 14,250 人	区域内高齢者人口	約 3,430 人 (約 24%)
浸水区域内人口	0 人	浸水想定区域内の建物棟数	0 棟
土地利用	住宅用地、商業用地、工業用地	主な河川	入出太田川、境田川、梅田川、境川、日の岡川
主な施設	公共公益施設：9 箇所	医療施設：16 箇所	
浸水想定区域内の要配慮者利用施設	6 箇所	浸水想定区域内の要配慮者利用施設	—
津波避難施設	—	津波避難場所	—

第4章 津波防災地域づくりを推進するための基本的な方針

本章では、本市における津波防災地域づくり上の課題を踏まえ、関連計画で示される目指すべきまちの姿と整合を図った津波防災地域づくりを推進するための基本的な方針を示します。

第1節 津波防災地域づくり推進の基本的な方針

(1) 本市の基本方針

みんなでつくろう
いのちを守り 地域の未来をつなぐまち
KOSAI

第6次湖西市総合計画では『ひと・自然・業（わざ）がつながり 未来へ続く わがまち KOSAI』の基本理念のもと、加速的に進む人口減少・少子高齢化を克服し、市の持続的な発展につながるまちづくりを進めることを目指しています。その一環として、2040年の理想の姿「KOSAI 2040」の一つとして「安心して暮らすことができるまち」を掲げ、まちづくりを自分ごととして考え、防災・防犯を意識した安全・安心なわがまちを実現する考え方が示されています。

湖西市国土強靱化地域計画では、『防災・減災と地域成長を両立させる国土強靱化の趣旨を踏まえ、次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる国土を創造する、「安全・安心なまちづくり計画』が基本理念として示されています。この基本理念のもと、「人命の保護が最大限図られること」、「地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」、「市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」、「迅速な復旧復興」が基本目標として設定されています。

湖西市都市計画マスタープラン（案）^{※6}においては、『「産業活力」と「職住近接」により持続可能な発展を目指す都市湖西』が将来都市像として検討されています。防災に関連した基本理念として、「災害の最小化と迅速な復興による安心して暮らせる都市の構築」が検討されており、あらゆる自然災害に対し、市民の生命を守るための防災・減災対策を積極的に進め、安全で安心に暮らし続けることのできる都市を構築するとともに、並行して事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組を図ることを目指しています。

一方で、静岡県第4次地震被害想定では、最大クラスの地震・津波（レベル2）が発生した場合、沿岸部を中心に甚大な被害が想定されており、今後の市の発展を目指す上で、湖西市・市民・事業者等が一丸となって、市民の安全と、地域の未来（次世代、産業、文化、観光）を守るための対策を推進していく必要があります。

^{※6} 湖西市都市計画マスタープラン（案）については、令和4年度から改訂作業を進めており、推進計画には、令和6年1月時点で確定している内容のみ掲載しています。

これらを踏まえ、「みんなでつくろう いのちを守り 地域の未来をつなぐまち KOSAI」を推進計画の基本方針として設定します。

(2) 取組方針

第3章で示す本市における津波防災地域づくりの課題の解消と、基本方針である「みんなでつくろう いのちを守り 地域の未来をつなぐまち KOSAI」の実現に向けて、5つの取組方針を設定します。

取組方針に基づく各種の取組については、市がこれまでに実施してきた取組を継続して実施するのみではなく、基本方針の着実な実現に向けて、各取組のレベルアップを図ります。これにより、推進計画が地域の安全度向上に寄与するものとなるよう努めます。

取組方針①：津波から逃げるための環境・体制づくり

【目標】

津波からの逃げ遅れゼロを目指す

【主な実施内容】

津波避難タワーや命山等の整備により、津波避難施設空白域は令和3年度に解消されていますが、今後は津波から逃げる環境の整備、要配慮者（高齢者や障がい者等）の避難体制の整備等により、確実に津波から逃げるのできる環境・体制を整備します。

具体的には、要配慮者など避難に時間を要する方の避難特性（歩行速度等）や、海方向への避難や避難ルート上の橋の損傷等が不安という地域住民の声を踏まえ、津波避難施設等の追加整備・見直しの検討を行うとともに、津波避難警告標識の充実や、津波災害警戒区域^{*7}内の要配慮者利用施設の避難確保計画策定、情報伝達体制の強化等により、津波災害時に円滑な避難が行われるように努めます。

取組方針②：避難後に命をつなぐための環境づくり

【目標】

発災後の関連死ゼロを目指す

【主な実施内容】

津波に備える体制の整備・持続化、広域支援の受入体制の強化、避難所運営体制の整備・避難生活の健全化、要配慮者の支援体制の整備、飲料水・食料等の備蓄徹底等を図ります。

具体的には、津波避難施設における雨具や防寒具の備蓄等による滞在時環境の整備の検討や避難所の生活環境の充実、災害時の健康支援体制の確立、3師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）や救護病院等の医療機関との連携強化、重度障がい者への支援促進や福祉避難所等における要配慮者の生活環境の充実を図ります。

^{*7}「津波災害警戒区域」とは、最大クラスの津波が発生した場合、住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがある区域で、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備し、いざというときに津波から逃げることができるよう、都道府県知事が指定する区域です。

さらに、市民へ食料や飲料水の備蓄について啓発するとともに、市の緊急物資備蓄の促進に努めます。

取組方針③：迅速な復旧・復興を進めるための体制づくり

【目標】

希望するすべての市民が湖西市で復興し、住み続けられるようにする

【主な実施内容】

災害時の応急体制の強化や被災後の生活の質の向上、災害廃棄物の処理体制の確保、復興事前準備に係る取組を進めます。

具体的には、広域受援体制や災害ボランティアとの連携強化、応急仮設住宅に係る取組、被災者生活再建支援体制の確保、災害廃棄物処理に関する対応能力の向上に向けた取組を行っていきます。

また、地域の迅速な復旧・復興の推進に向けて、事前都市復興計画の策定や地籍調査の実施、事業所における地震防災応急計画の策定を推進します。

取組方針④：被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり

【目標】

地震による被害を軽減するとともに、津波から市民の生命・財産を守る

【主な実施内容】

住宅・公共建築物等の耐震化の促進や、津波を防ぐ施設や土砂災害防止施設等の整備、緊急輸送路の整備、防災拠点等の強化に係る取組を進めます。

具体的には、住宅の耐震化・家具固定の促進、避難所となる市有校（園）舎・体育館や橋の耐震化を進めます。また、津波から市民の生命・財産の被害を減らすために、最大クラスのレベル2津波に対する防潮堤整備の可能性を総合的に検討します。

さらに、土砂災害警戒区域に係る指定避難所を保全する土砂災害防止施設の整備や緊急輸送路については、その整備・補修を進め、緊急輸送路沿いのブロック塀の耐震対策に努めます。防災拠点施設については、非常用電源の整備や業務継続計画（BCP）の策定、災害対策本部運営訓練の実施等を通じ、その機能強化に努めます。

取組方針⑤：自助・共助の取組及び意識啓発の促進

【目標】

市民一人一人が自助の意識を持つとともに、誰一人取り残さず地域で逃げる・助け合うための共助の仕組みをつくる

【主な実施内容】

地域の防災力強化や適切な避難行動の周知徹底、自主防災組織の活性化、要配慮者の避難体制の整備、地元企業との連携等に係る取組を進めます。

具体的には、防災訓練において親子や子どもたちが楽しく参加できる企画や効果的な周知による訓練参加率の向上により、自助・共助の取組の推進を支援します。特に、今後の

湖西市を担う人材である中・高校生への防災教育に力を入れます。

また、避難行動の遅れが人的被害に直結することから、津波到達時間内に避難施設まで逃げられたかなど、成果が見えるような実践的な訓練の実施及び継続的な検証を行うことにより、適切な避難行動の周知徹底を図ります。

さらに、避難所運営においては地域との連携が重要であることから、地域住民と避難所の運営手順についての事前検討を行い、災害時の避難所運営体制を強化します。

(3) 基本方針と取組方針の関係

前述した基本方針と取組方針の概念図を示します。

基本方針である「みんなでつくろう いのちを守り 地域の未来をつなぐまち KOSAI」の実現に向けて、発災直後に「逃げる」、避難後に「命をつなぐ」、「迅速な復旧・復興を行う」ための取組を進めます（取組方針①～③）。また、自助・共助の取組の推進により各取組を支援するとともに、地震・津波に強いまちづくりにより各取組の強化につなげます（取組方針④～⑤）。

なお、基本方針へ延びる矢印は、時系列で「明るい未来」と「地域の安全」が右肩上がりに達成されていくことを表現しています。また、各取組を時系列で順番に行うということではなく、同時並行で進めていくことを意味しています。

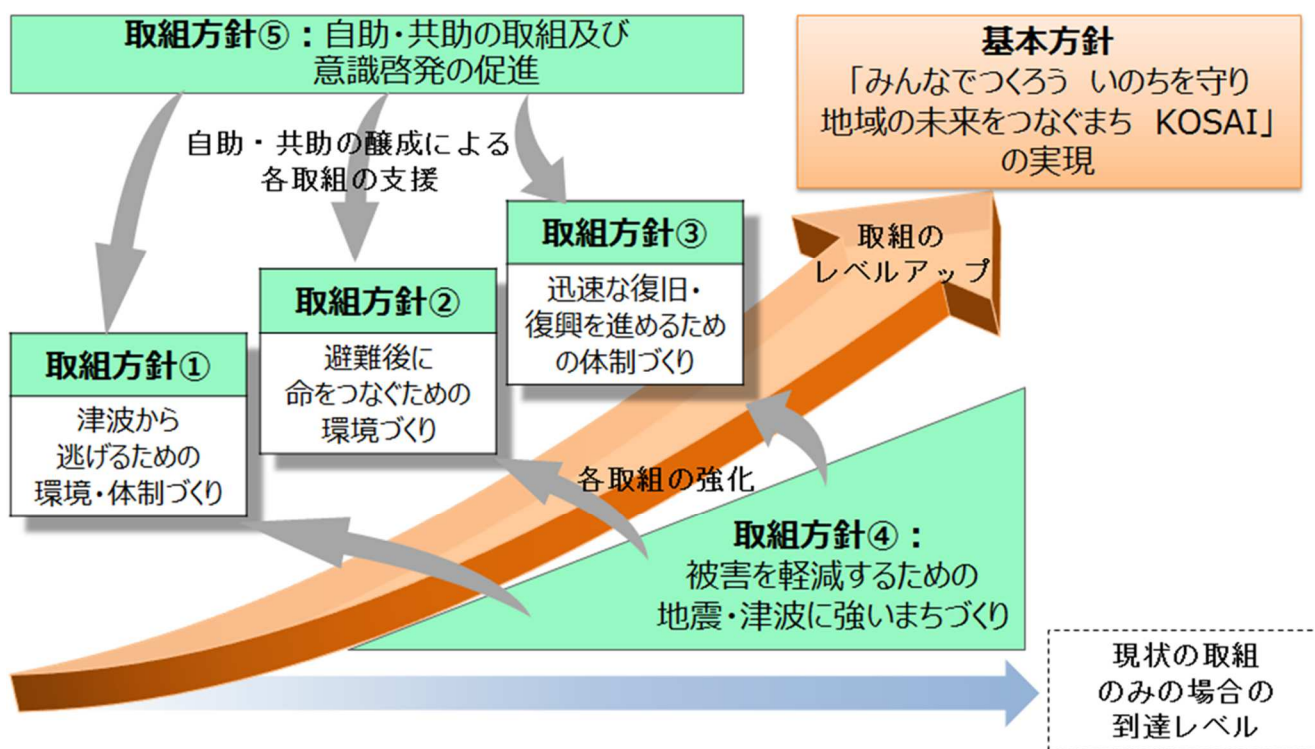


図 4-1 基本方針・取組方針の概念図

第5章 土地利用と警戒避難体制の基本的な考え方

本市では、第4章で設定した取組方針に対して、土地利用施策及び警戒避難体制の構築等をはじめとする事業を展開していきます。

本章では、津波防災地域づくり推進の基本的な方針と関連計画との整合性を踏まえ、計画の柱となる土地利用及び警戒避難体制に係る基本的な考え方について示します。

警戒避難体制	取組方針① 津波から逃げるための環境・体制づくり	主な取組 津波避難施設等の整備・見直し、避難路の安全性確保、津波避難訓練の充実・強化 等
	取組方針② 避難後に命をつなぐための環境づくり	主な取組 避難所運営体制の整備・避難生活の健全化、広域支援の受入体制の強化、飲料水・食料等の備蓄の徹底 等
	取組方針③ 迅速な復旧・復興を進めるための体制づくり	主な取組 被災者の迅速な生活再建の支援、事業所等の事業継続の強化、災害廃棄物処理体制の確保 等
土地利用	取組方針④ 被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり	主な取組 住宅や公共建築物・公共構造物等の耐震化、津波を防ぐ施設の整備、防災拠点等の強化 等
警戒避難体制	取組方針⑤ 自助・共助の取組及び意識啓発の促進	主な取組 津波に備える体制の整備・持続化、市民等の防災意識の高揚、要配慮者の避難体制の整備 等

図 5-1 取組方針に対する土地利用と警戒避難体制の位置づけ

第1節. 土地利用

本市の津波浸水想定、土地利用の現況、湖西市都市計画マスタープランで示されている土地利用に関する方針を踏まえ、本市の基本方針の実現に向けた土地利用に関する基本的な考え方を以下に示します。

(1) 湖西市都市計画マスタープラン等での土地利用に関する方針との整合

湖西市都市計画マスタープランは、長期的な見通しをもって総合的・一体的なまちづくりを進めていくため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、目指すべき将来都市像を定めた上で、その実現に向けたまちづくりについての考え方を明らかにするものです。

また、津波防災地域づくり法第10条第4項において、「推進計画は、市町村の都市計画マスタープランとの調和が保たれたものでなければならない。」とされています。

湖西市都市計画マスタープラン（案）では、都市づくりの基本理念（案）と分野別都市づくり方針（案）が示されています（図5-2、図5-3）。

都市づくりの基本理念（案）の一つとして、「災害の最小化と迅速な復興による安心して暮らせる都市の構築」が示され、あらゆる自然災害に対する防災・減災対策を積極的に進め、安心で安全に暮らし続けることのできる都市を構築する点や、防災・減災対策と並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組を進めていく点が示されています。

また、分野別都市づくり方針（案）においては、市街化区域における土地利用の基本方針として、住宅や商業施設などの新たな供給にあたって居住誘導区域や都市機能誘導区域を優先する点や、都市施設の整備・維持管理については、将来都市構造の実現に向けた新規整備の必要性や老朽化に伴う更新を優先度の高いものから順次進めていく点が示されています。さらに、都市防災の基本方針として、地震・津波による人的・物的被害の軽減を図るため、建築物の耐震化の促進を図るとともに、津波被害を防止・軽減するための防潮堤整備の検討に加え、津波から避難するための命山や津波避難タワー等の津波避難施設の整備の更なる推進、あわせて迅速かつ安全に避難できる避難経路の適切な配置・整備など、面的な防御体制を確立する点が示されています。

湖西市立地適正化計画では、今後、医療・福祉・商業等の都市機能や居住を誘導する区域として、鷺津地区・市役所周辺地区と新所原地区が設定されています。また、新居地区については、津波による浸水が広範囲にわたり想定されるため、誘導区域に含めないものとされています。

推進計画は、都市計画マスタープランや立地適正化計画で示されている土地利用に関する方針と整合させるとともに、建物の新築や建て替え、浜松湖西豊橋道路等の都市施設の整備などと合わせて、地震・津波の被害を軽減し、市民が安全・安心に暮らせる土地利用に関する施策について長期的に取り組みます。

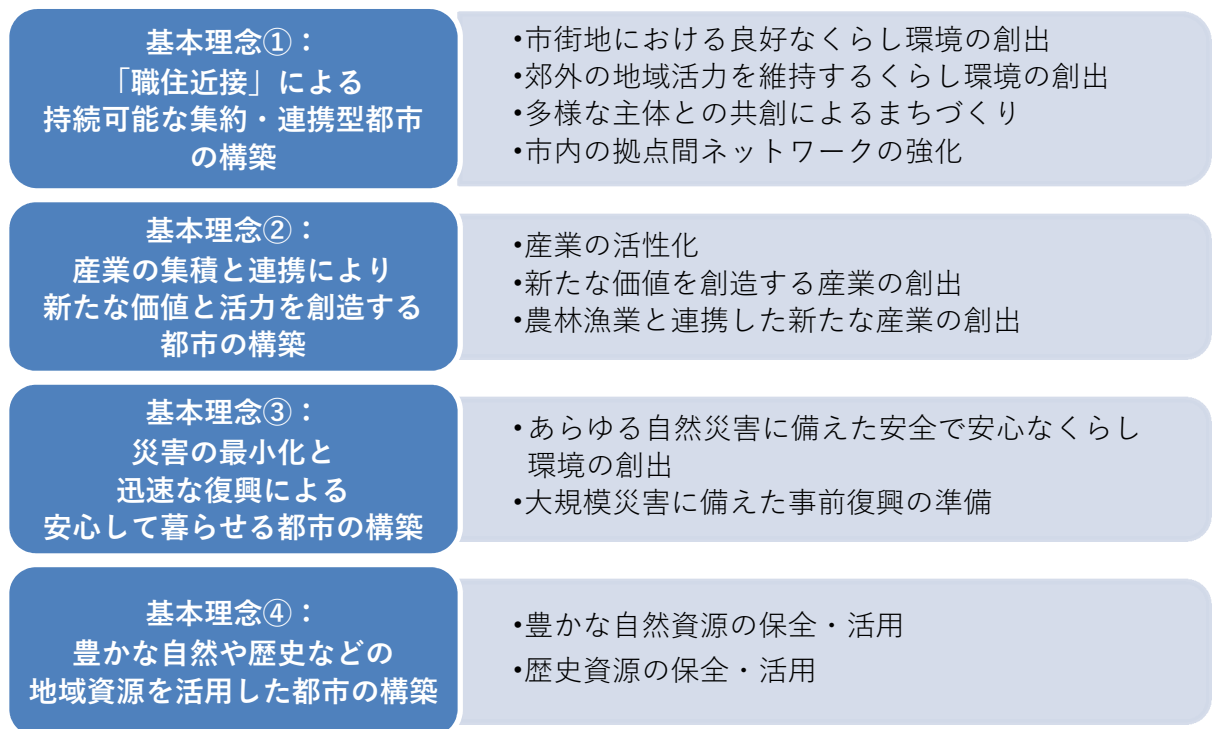


図 5-2 湖西市都市計画マスタープランにおける都市づくりの基本理念（案）

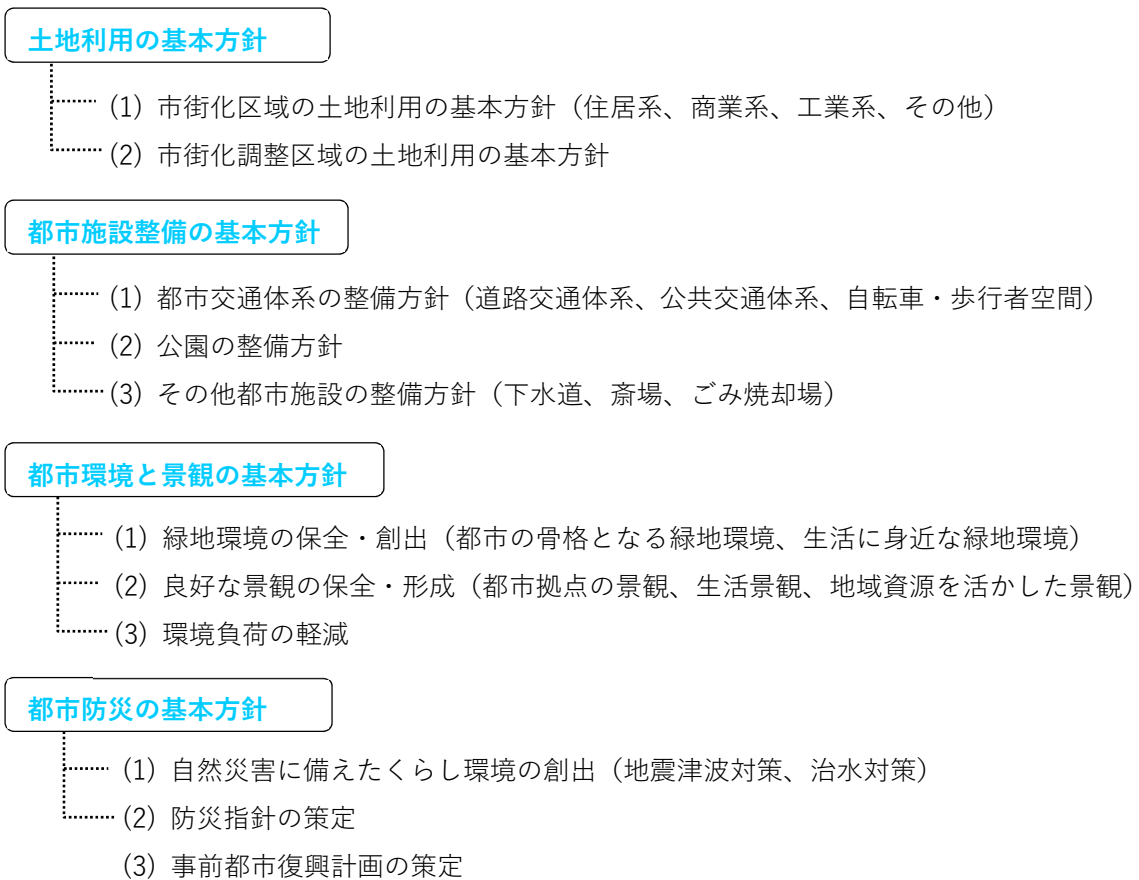


図 5-3 湖西市都市計画マスタープランにおける分野別都市づくり方針（案）

(2) 地震に強い市街地の形成

土地利用施策として、防災拠点や避難所をはじめとする公共建築物の耐震化促進、避難所までの避難経路の整備及び維持、災害時の迅速かつ円滑な救命・救急・復旧活動を支えるため、浜松湖西豊橋道路を活かした新たなネットワークの構築、防災拠点施設と避難所等をネットワークする幹線道路や橋梁の強靱化、適切な維持管理、火災の延焼拡大を防止する道路や都市公園等のオープンスペースの整備などに努めます。

(3) 津波防災施策と土地利用施策の考え方

静岡県第 4 次地震被害想定に基づくレベル 2 津波に対して、津波到達時間内に安全な避難ができるように、津波浸水想定区域を中心とした津波避難ビルの指定、津波避難タワーや命山の追加整備、避難路の整備等を進めるとともに、津波浸水想定区域内に立地している公共施設については、津波避難デッキ等を有する津波に強い施設への建て替えや、浸水想定区域外への移転などの対策を進めます。

また、レベル 2 津波に対応した防潮堤整備の施策については、第 7 章「湖西市津波減災計画」の方針を踏まえ、今後も整備に関する検討を継続して進めていきます。

第2節. 警戒避難体制の整備

最大クラスの地震・津波（レベル2）が発生した際にも、「なんとしても人命を守る」観点から、迅速かつ円滑に避難することができる警戒避難体制の構築を図ります。

具体的には、周辺に避難施設がなく避難が困難な津波避難施設空白域解消後の対策として、地域住民の声を踏まえ、要配慮者の避難特性（歩行速度等）を考慮した津波避難施設の追加整備の検討、災害時の確実な情報伝達手段の確保、要配慮者を含む地域住民や観光客等の避難誘導體制の確立、若い世代を含む地域住民が日頃から協力して訓練などに取り組むことによる共助の体制づくりなど、ハード・ソフト施策による多重防御体制の確立に向けた対策を推進していきます。

また、津波防災地域づくりに関する法律に基づく「津波災害警戒区域（イエローゾーン）」の指定が令和5年3月7日されたことに伴い、警戒避難体制の強化に努めていきます。

（1）津波避難施設等の整備

津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、可能な限り短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指します。

津波避難施設空白域については、命山や津波避難タワーの整備により令和3年度に解消されていますが、特に避難に時間を要する高齢者や障がい者等の要配慮者が確実に避難できるかの検証を行うとともに、海方向への避難や避難ルート上の橋の損傷等が不安という地域住民の声も踏まえて、津波避難施設の追加整備の必要性について検討していきます。

また、高台や避難所までの避難路については、ハザードマップの配布や広報紙、ウェブサイト等で周知に努めるとともに、避難の際の安全性確保や避難時間短縮のための整備・改善に努めます。



図 5-4 津波避難施設（命山、津波避難タワー）

（2）情報伝達手段の確保

災害時の情報伝達にあたっては、防災行政無線、防災ほっとメール、市公式 LINE 及び緊急速報メールに加えて、X（旧ツイッター）やフェイスブック、市のウェブサイトなど効果的な伝達手段を複合的に活用し、地域住民へ迅速かつ確実な情報伝達ができる体制を整備

するものとし、特に要配慮者に対しては、確実な情報伝達と早期の避難を促進するため、多言語ややさしい日本語による伝達内容の工夫、個別避難計画^{※8}の作成による近隣住民の支援・協力体制等、機器以外でも情報伝達が行える体制の構築に努めます。

また、令和8年度に稼働予定の消防防災センターでは、情報伝達のデジタル技術の機能強化など、災害に強い総合的な情報伝達システムの構築を進めます。



図 5-5 防災行政無線、消防防災センター（令和8年度稼働予定）

（3）防災意識の醸成及び訓練の実施

地震・津波から自らの身の安全を守ることを防災の基本と考え、市民一人一人が自覚を持ち、避難行動につながるような正確な知識を普及していく必要があります。

防災教育の面では、地震防災講演会や出前講座等を積極的に開催し、津波に関する基礎的な知識、応急対策、避難等について啓発活動を行うとともに、避難行動に関する情報や家庭での予防・安全対策などについて普及・啓発を図るものとし、

また、円滑な避難と津波対策の問題点の検証等を行うために、要配慮者を含む地域住民や自主防災組織、地元企業などと連携して訓練を実施するとともに、児童・生徒等の若い世代が訓練に参加したくなる取組の促進、津波到達時間内に逃げられたのか等、成果が見えるような実効性の高い訓練の企画・検討及び実施に努めます。



図 5-6 女性防災講座、防災訓練

^{※8} 「個別避難計画」とは、要配慮者が、災害時にどのような避難行動をとればよいかについて、あらかじめ自ら確認していただくために、一人一人の状況に合わせて作成する個別の避難行動計画です。

(4) 津波災害警戒区域(イエローゾーン)における取組の強化

津波防災地域づくりに関する法律に基づき、令和5年3月7日に「津波災害警戒区域」の県知事指定を受け、基準水位^{※9}での津波ハザードマップ作成・周知、社会福祉施設や学校等の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び津波避難訓練の実施等、地域住民等が津波から安全に避難できるような警戒避難体制の強化に努めます。



図 5-7 津波災害警戒区域(イエローゾーン)

出典：静岡県河川企画課

(5) 要配慮者や観光客等の避難対策

要配慮者への対策については、令和4年度から新居町浜名地区をモデル地区として「個別避難計画」の作成を進めています。また、一部の地域では要配慮者を把握するための実態調査を実施し、組長が状況確認を行うなどの取組が行われており、これらの取組を他地域にも発信することで、市内全体への展開に努めます。

市外からの観光客等については、地元自主防災会、商工会、観光協会等の関係団体と共同で、避難場所が記載された防災マップを閲覧又は配布できるように努めます。また、海水浴場などに避難路看板や海拔表示等を計画的に設置し、有事の際には観光客、釣り客等が迷うことなく避難場所へ緊急避難できるように周知します。



図 5-8 避難路看板、海拔表示

^{※9} 「基準水位」とは、静岡県第4次地震被害想定におけるレベル2津波が発生した場合に想定される最大浸水深に、津波が建築物等に衝突した時に生じるせり上がり高さを加えた水位です。

第6章. 津波防災地域づくり推進のための事業・事務

本章では、本市における津波防災地域づくりの推進のために今後行う事業・事務を整理し、一覧として示します。

第1節. 事業・事務の整理

第4章で設定した5つの取組方針に基づき、今後行っていく津波防災地域づくりのための事業・事務を整理します。また、各取組方針と主な事業・事務内容の関係を示します。

表 6-1 事業・事務の体系

取組方針		主な事業・事務の内容
1	津波から逃げるための環境・体制づくり	・津波避難施設等の整備・見直し ・避難路の安全性確保 ・津波避難訓練の充実・強化 など
2	避難後に命をつなぐための環境づくり	・避難所運営体制の整備・避難生活の健全化 ・広域支援の受入体制の強化 ・飲料水・食料等の備蓄の徹底 など
3	迅速な復旧・復興を進めるための体制づくり	・被災者の迅速な生活再建の支援 ・ライフライン、事業所等の事業継続の強化 ・災害廃棄物などの処理体制の確保 など
4	被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり	・住宅や公共建築物等、公共構造物等の耐震化 ・津波を防ぐ施設の整備 ・防災拠点等の強化 など
5	自助・共助の取組及び意識啓発の促進	・津波に備える体制の整備・持続化 ・市民等の防災意識の高揚、防災教育の充実 ・要配慮者の避難体制の整備 など

(1) 事業・事務の期間

推進計画の上位計画である第6次湖西市総合計画は、基本構想の計画期間を令和15年(2033年)までとし、その実践計画を第Ⅰ期(令和3年～令和7年の5年間)、第Ⅱ期(令和8年～令和11年の4年間)、第Ⅲ期(令和12年～令和15年の4年間)に分けて設定しています。

そこで、推進計画における各施策の期間の基準については、第6次湖西市総合計画の実践計画のうち最長期間である「5年間」という期間を参考とし、令和6年度を基準として、5年後の令和10年度までに事業完了となる事業・事務を「短期」、それ以降に事業完了となるものを「中長期」として記載します。また、事業が完了しているものを含め、今後継続して実施していくものを「継続実施」とし、今後具体的な時期を定めていくものを「未定」と記載しています。

なお、意見交換会等で出された意見をもとに整理した「地域住民等による主体的な取組」については、すでに実施されている取組については「継続実施」とし、それ以外の取組については、明確な期限を定めず「-」と記載しています。

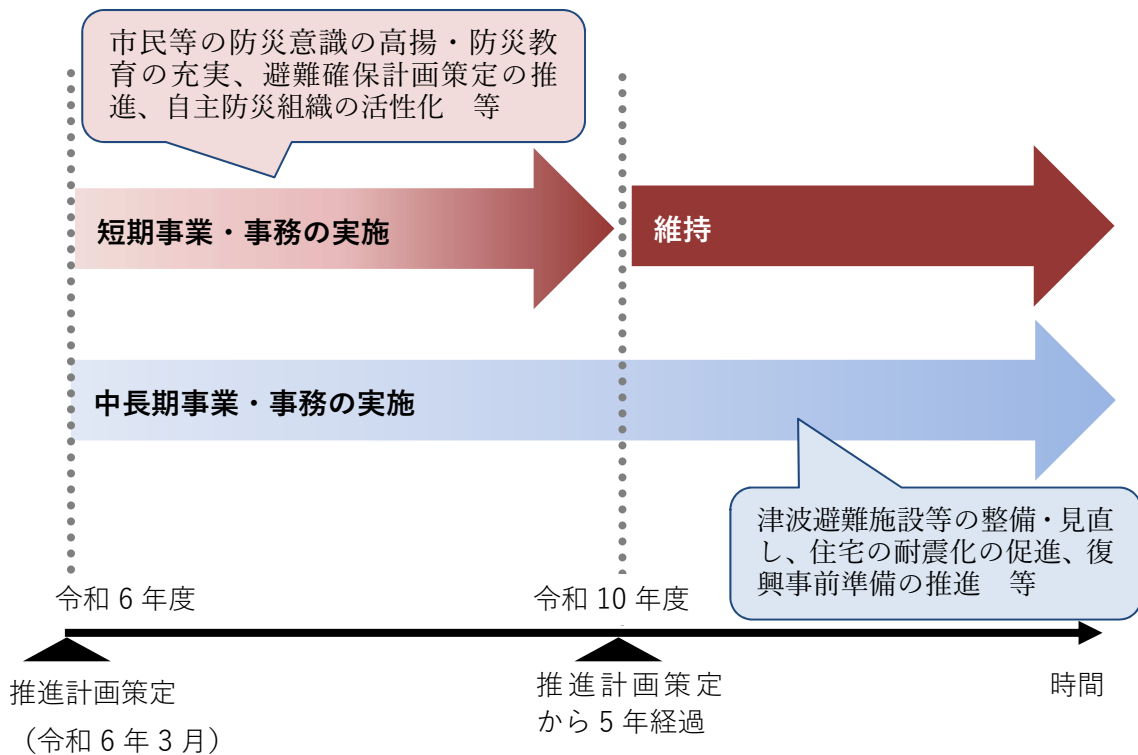


図 6-1 計画期間のイメージ

(2) 事業・事務リスト

事業・事務を取組内容、担当主体、事業位置、期間の観点で整理しました。担当主体については、湖西市各課・地域住民・事業者を記載しています。また、事業位置は、「市全域」、「浸水区域内」、「各地区（第3章第5節における地域区分）」の区分で整理しています。

1) 取組方針① 津波から逃げるための環境・体制づくり

表 6-2 事業・事務リスト（方針① 津波から逃げるための環境・体制づくり）（1/4）

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
津波から逃げる環境の整備				
1	津波避難訓練の充実・強化 【担当主体】 危機管理課 地域住民 自主防災組織	年に1回（3.11）の津波避難訓練を継続して実施する。	市全域	継続実施
2	津波避難訓練の充実・強化（社会福祉施設） 【担当主体】 地域福祉課 高齢者福祉課 事業者	津波浸水想定区域内にある障がい福祉施設2施設及び高齢者福祉施設12施設の災害対応マニュアル見直しと年1回以上の訓練を実施する。	浸水区域内	短期
3	津波避難誘導標識の整備 【担当主体】 危機管理課	津波避難警告標識222箇所（広域避難所看板、津波避難常時看板、津波避難路案内看板、津波避難路面シート、避難所標識、避難所誘導看板など）を整備する。	市全域	中長期

●：市民意見

表 6-2 事業・事務リスト（方針① 津波から逃げるための環境・体制づくり）（2/4）

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
4	ハザードマップ等の整備 【担当主体】 危機管理課	令和5年3月に全戸配布済みのハザードマップに加え、液状化・高潮など一度に確認できるハザードマップを作成する。		
5	●津波避難施設等の整備・見直し 【担当主体】 危機管理課	津波避難施設空白域は解消されているが、要配慮者など避難に特に時間を要する方の避難特性（歩行速度等）、海方向への避難や避難ルート上にある橋の損傷等の不安を踏まえ、津波避難施設（津波避難タワーや命山等）の追加整備の検証を行い、民間施設の活用を含めて見直しを行う。	新居地区 白須賀地区	短期
6	●避難路の安全性確保 【担当主体】 危機管理課 土木課	高台や避難所等への主要なアクセス路について、土砂災害対策（浜名特別支援学校につながる避難路等）や橋梁点検（浜名川に架かる橋梁等）等、安全性確保に向けた取組の検討を行う。	浸水区域内	短期
要配慮者の避難体制の整備				
7	津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画策定の推進 【担当主体】 危機管理課 事業者	津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画を策定する。	浸水区域内	短期

●：市民意見

表 6-2 事業・事務リスト（方針① 津波から逃げるための環境・体制づくり）（3/4）

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
地域住民・自主防災組織等による主体的な取組				
避難路の整備				
8	●安全な避難路の確保 【担当主体】 地域住民 建築住宅課	高台や避難場所につながる避難経路上の危険なブロック塀等の撤去・改善に努める。	市全域	継続実施
要配慮者対策				
9	●近隣住民による助け合いの関係づくり 【担当主体】 地域住民	近隣で避難支援等が必要な要配慮者を日頃から把握し、平時の声掛けや訓練を通じたつながりをつくる。	市全域	継続実施
10	●自主防災組織等による要配慮者の把握と災害時の避難支援 【担当主体】 自主防災組織 地域住民	自主防災組織や自治会、隣組等の単位で、地域の要配慮者を把握し、災害時には避難支援を行える体制をつくる。	市全域	継続実施
個人・地域での避難方法の検討				
11	●地域の避難ルール・避難手段の検討 【担当主体】 地域住民	自治会等で避難する際のルールや手段を事前に検討する。	市全域	—
12	●避難先・避難路の検討や夜間・悪天候時の避難対策 【担当主体】 地域住民	自宅や外出先から避難場所までの安全な経路を事前に検討する。また、夜間や雨天時に発災した際の安全な避難方法について検討する。	市全域	継続実施
13	●要配慮者の避難方法の事前検討 【担当主体】 地域住民	要配慮者の避難方法・支援について、訓練等を通じて地域で事前に検討する。	市全域	継続実施

●：市民意見

表 6-2 事業・事務リスト（方針① 津波から逃げるための環境・体制づくり）（4/4）

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
避難施設等の平時の活用				
14	●避難施設等の平時の利 活用 【担当主体】 地域住民	平時から命山や津波避難タ ワーをイベントや防災訓練等 で活用し、発災時にスムーズ に避難できるようにする。	新居地区	継続実施
訓練の実施・周知				
15	●実効性のある津波避難 訓練の実施 【担当主体】 地域住民 危機管理課	津波到達時間内に避難施設ま で逃げられたのか等、成果が 見えるような実効性の高い訓 練の企画・検討及び実施に努 める。	浸水区域内	短期

●：市民意見

2) 取組方針② 避難後に命をつなぐための環境づくり

表 6-3 事業・事務リスト（方針② 避難後に命をつなぐための環境づくり）（1/5）

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
津波に備える体制の整備・持続化				
16	津波避難施設の滞在時環境の整備（設備） 【担当主体】 危機管理課	津波避難施設（5箇所）の雨よけ、風よけ、トイレ等の整備を検討する。 （避難タワー3箇所、命山2箇所）	新居地区	中長期
17	●津波避難施設の滞在時環境の整備（備蓄） 【担当主体】 危機管理課	津波避難施設（5箇所）に雨具や防寒具等を備蓄し、津波が引かず二次避難ができない状況でも生き延びることができ環境の整備を検討する。 （避難タワー3箇所、命山2箇所）	新居地区	短期
広域支援の受入体制強化				
18	医療体制の強化 【担当主体】 健康増進課	医療救護体制を検討し、3師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）や救護病院等の医療機関と連携した訓練を年1回実施する。	市全域	短期
救護所の機能強化				
19	屋内救護所の確保 【担当主体】 健康増進課 こども未来課 高齢者福祉課 危機管理課 湖西病院	救護所は、現状湖西病院や浜名病院前の屋根がない屋外に設置することになっているため、湖西病院の建て替え等のタイミングで屋内救護所の設置を検討する。	市全域	中長期

●：市民意見

表 6-3 事業・事務リスト（方針② 避難後に命をつなぐための環境づくり）（2/5）

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
避難所運営体制の整備・避難生活の健全化				
20	避難所運営支援体制の充 実・強化 【担当主体】 危機管理課 教育委員会 新居支所	指定避難所（15箇所）の避難 所運営マニュアルを作成す る。	市全域	短期
21	避難所の生活環境の充実 【担当主体】 危機管理課	指定避難所の生活環境を向上 するため資機材の整備・更新 を行う。	市全域	継続実施
22	避難所運営体制における 男女共同参画の視点から の防災対策の推進 【担当主体】 危機管理課	自主防災組織研修会等で継続 的な説明を行い、指定避難所 （15箇所）の避難所運営連絡 会メンバーの女性参加率向上 に努める。	市全域	中長期
23	被災動物保護・収容体制 の整備 【担当主体】 環境課 危機管理課 教育委員会 新居支所	指定避難所（15箇所）におけ る愛玩動物の同行避難受入体 制を避難所運営マニュアルに 位置づける。	市全域	短期
24	災害時の健康支援体制の 確立 【担当主体】 健康増進課	災害時健康支援マニュアルの 見直しを行う。	市全域	短期

●：市民意見

表 6-3 事業・事務リスト（方針② 避難後に命をつなぐための環境づくり）（3/5）

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
25	●災害用のトイレ確保の 促進 【担当主体】 危機管理課	災害時は水洗トイレが機能せず、仮設トイレが行き渡るまでには数日を要し、排せつを我慢することで健康障害を引き起こすことも考えられるため、トイレの確保を促進する。	市全域	中長期
26	●避難所のトイレの洋式 化 【担当主体】 教育総務課 スポーツ・生涯学習課 静岡県	足腰の弱い高齢者や車いす使用の身体障がい者は和式便器ではトイレの使用が困難なため、トイレの洋式化を推進する。	市全域	中長期
要配慮者の支援体制の整備				
27	重度障がい者への支援促 進 【担当主体】 地域福祉課	人工呼吸器外部電源を整備する。目標:10台（1台/年）	市全域	中長期
28	福祉避難所等の要配慮者 の生活環境の充実 【担当主体】 地域福祉課	福祉避難所における避難生活用の資機材（感染対策用品を含む）を整備する。	市全域	中長期
備蓄スペースの確保				
29	避難所における備蓄ス ペースの拡充 【担当主体】 危機管理課	備蓄するスペースがなく、本来必要な資機材を確保することができない状況にあるため、備蓄スペースの拡充を検討する。	市全域	短期
30	避難所における防災倉庫 の更新・機能強化 【担当主体】 危機管理課 教育委員会 健康増進課	避難所の防災倉庫の老朽化が著しいため、更新に合わせて空調設備の設置や医薬品の備蓄など、充実・機能強化に努める。	市全域	中長期

●：市民意見

表 6-3 事業・事務リスト（方針② 避難後に命をつなぐための環境づくり）（4/5）

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
31	<p>●民間企業との連携による備蓄</p> <p>【担当主体】 自主防災組織 事業者 危機管理課</p>	自主防災組織の備蓄を民間企業の建物や敷地で保管するための検討を支援する。	市全域	中長期
飲料水・食料等の備蓄の徹底				
32	<p>市民の備蓄の促進（食料及び飲料水）</p> <p>【担当主体】 危機管理課 地域住民</p>	ウェブサイト等による案内に加えて、訓練やイベントなどで啓発し、市民の1週間以上必要な食料及び飲料水の確保率向上に努める。	市全域	中長期
33	<p>市の緊急物資の備蓄</p> <p>【担当主体】 危機管理課</p>	市の緊急物資の備蓄量確保に努める。	市全域	中長期
防災倉庫の浸水対策				
34	<p>●防災倉庫の浸水対策</p> <p>【担当主体】 自主防災組織 危機管理課</p>	防災倉庫の浸水区域外における新規設置や、浸水区域内の防災倉庫については浸水しない上階や高台へ移設するなど浸水対策の検討を行う。	市全域	中長期

●：市民意見

表 6-3 事業・事務リスト（方針② 避難後に命をつなぐための環境づくり）（5/5）

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
救援物資受入体制の整備				
35	物資受入体制に関する訓練の実施 【担当主体】 保険年金課 産業振興課 危機管理課	物資担当班等による訓練を実施し、検証を繰り返しながら体制を整備する。また、物資輸送に関係する機関と顔の見える関係を維持し、災害時に迅速に連携できる体制を維持する。本市だけでは体制を整えられない場合に備え、広域受援計画を策定し、応援人員や支援物資に関する事前調整を行う。	市全域	短期
地域住民・自主防災組織等による主体的な取組				
避難所運営に関する事前検討				
36	●個人ができることの検討 【担当主体】 地域住民	個人が避難所運営で協力できることを平時から考えておく。	市全域	継続実施
37	●避難所運営に向けた事前検討 【担当主体】 地域住民	女性への配慮や中高生との連携なども踏まえた避難所運営の事前検討や運営訓練の実施。	市全域	継続実施
38	●避難所の備蓄物資の確認 【担当主体】 地域住民	避難所にどのような物資が備蓄されているか事前に確認する。	市全域	継続実施

●：市民意見

1) 取組方針③ 迅速な復旧・復興を進めるための体制づくり

表 6-4 事業・事務リスト（方針③ 迅速な復旧・復興を進めるための体制づくり）
(1/4)

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
広域支援の受入体制の強化				
39	広域受援体制の強化 【担当主体】 危機管理課	広域受援計画を策定する。	市全域	短期
地域やボランティアとの連携強化				
40	災害ボランティアの連携 強化 【担当主体】 スポーツ・生涯学習課 危機管理課	災害ボランティア団体との共同訓練を年1回以上実施する。	市全域	継続実施
被災者の迅速な生活再建の支援				
41	被災者の住宅確保（応急建設住宅等） 【担当主体】 建築住宅課	建設型応急住宅等について静岡県第4次地震被害想定又は被害状況により算出された必要戸数を確保する。	市全域	中長期
42	被災者生活再建支援体制の確保 【担当主体】 危機管理課 地域福祉課	住家被害認定調査及び罹災証明書発行等の被災者生活再建支援業務の効率化を目的としたシステムを導入する。	市全域	短期
43	住家被害認定調査研修及び罹災証明書発行訓練の実施 【担当主体】 税務課 危機管理課	県が主催する住家被害認定調査研修への参加及び罹災証明書発行訓練を年1回実施する。	市全域	継続実施

●：市民意見

表 6-4 事業・事務リスト（方針③ 迅速な復旧・復興を進めるための体制づくり）
 (2/4)

No	取組名/ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
災害廃棄物などの処理体制の確保				
44	災害対応能力の向上（災害廃棄物処理に係る研修会参加） 【担当主体】 廃棄物対策課	県が主催する災害廃棄物処理に関する研修会に年1回以上参加する。	市全域	継続実施
45	災害対応能力の向上（災害廃棄物処理に係る資機材整備） 【担当主体】 廃棄物対策課	廃棄物処理計画に位置づけている災害廃棄物仮置場候補地の地区区分（6地区）について、各地区1箇所分の運営に必要な資機材を整備する。	市全域	短期
ライフライン、事業所等の事業継続の強化				
46	事業所の防災対策（地震防災応急計画の策定）の促進 【担当主体】 予防課 事業者	地震防災応急計画を策定する。	市全域	短期
地域の迅速な復旧、復興の推進				
47	復興事前準備の推進 【担当主体】 都市計画課 危機管理課	事前都市復興計画を策定する。	市全域	中長期
48	被災地域の迅速な復旧対策を図る地籍調査の推進 【担当主体】 土木課	津波浸水想定区域内における市街化区域の地籍調査を実施する。	市全域	中長期
遺体への適切な対応				
49	遺体の適切な対応の促進 【担当主体】 環境課	遺体処理計画の見直しを行う。	市全域	短期

●：市民意見

表 6-4 事業・事務リスト（方針③ 迅速な復旧・復興を進めるための体制づくり）
（3/4）

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
50	広域火葬共同運用体制による訓練の促進 【担当主体】 環境課	県が主催する広域火葬訓練に年1回以上参加する。	市全域	継続実施
救援物資受入体制の整備				
51 再掲 35	物資受入体制に関する訓練の実施 【担当主体】 保険年金課 産業振興課 危機管理課	物資担当班等による訓練を実施し、検証を繰り返しながら体制を整備する。また、物資輸送に関係する機関と顔の見える関係を維持し、災害時に迅速に連携できる体制を維持する。本市だけでは体制を整えられない場合に備え、広域受援計画を策定し、応援人員や支援物資に関する事前調整を行う。	市全域	短期
復旧・復興に関する事例の紹介				
52	●復旧・復興に関する事例の紹介 【担当主体】 地域住民 自主防災組織 危機管理課	東北の震災や過去の災害の復旧・復興の事例を事前で知ること、被災した時に実践できるような体制の構築に努める。	市全域	中長期
受援者の集結・活動スペースの確保				
53	緊急消防援助隊や広域緊急援助隊の活動スペースの確保 【担当主体】 危機管理課 警防課	自衛隊は屋外での活動が可能だが、緊急消防援助隊や警察災害派遣隊は屋内の活動スペースが必要であり、現状屋内の施設が不足しているため、活動拠点の整備を検討する。	市全域	中長期

●：市民意見

表 6-4 事業・事務リスト（方針③ 迅速な復旧・復興を進めるための体制づくり）
（4/4）

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
地域住民・自主防災組織等による主体的な取組				
復旧・復興の取組				
54	<ul style="list-style-type: none"> ● 高台移転も視野に入れた事前復興の検討を進める 【担当主体】 地域住民 危機管理課 都市計画課 	過去に津波による被害で高台等に移転している歴史があり、事前復興計画の策定を含めた総合的な地域づくりの検討を行う。	浸水区域内	中長期

●：市民意見

1) 取組方針④ 被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり

表 6-5 事業・事務リスト（方針④ 被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり）
(1/7)

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
住宅等の耐震化				
55	住宅の耐震化の促進 【担当主体】 地域住民 建築住宅課	ウェブサイト等で耐震改修促進事業を案内するなど、住宅の耐震化率向上に努める。	市全域	中長期
56	家庭内の地震対策の促進 (家具固定) 【担当主体】 危機管理課 地域住民	広報紙やウェブサイト等での周知や高齢者世帯を対象とした家具固定の無料実施を案内することで、家庭における家具類を固定している部屋又は家具類を置いていない安全な部屋がある割合の向上に努める。	市全域	中長期
公共建築物等の耐震化				
57	避難所となる市有及び県有校（園）舎・体育館等の耐震化の推進 【担当主体】 教育総務課 スポーツ・生涯学習課 静岡県	避難所（15箇所）となる市有及び県有校（園）舎・体育館等の耐震化を進める。	市全域	中長期
58	市有公共建築物（避難所となる施設を除く）の耐震化 【担当主体】 各課	市有公共建築物（避難所となる施設を除いた164棟）の耐震化を進める。	市全域	中長期

●：市民意見

表 6-5 事業・事務リスト（方針④ 被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり）
 (2/7)

No	取組名/ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
公共構造物等の耐震化				
59	橋の耐震化の推進 【担当主体】 土木課	耐震化が必要な5橋（跨線・市緊急輸送路）について、耐震化の検討を行う。	市全域	中長期
60	下水道施設の耐震化・下水道事業の復旧等 【担当主体】 下水道課	下水道施設の耐震化対策や、新居浄化センターにおいては津波対策を併せて検討する。さらに、業務継続計画（BCP）の策定・見直しのほか、災害時におけるトイレ事情について、市民への周知・啓発を行う。	市全域	中長期
津波を防ぐ施設の整備				
61	南海トラフ巨大地震による津波に対して更なる安全度の向上を図る「静岡モデル」の推進 【担当主体】 危機管理課 土木課	平成27年3月に策定した「静岡モデル推進検討会（湖西市）」中間報告に位置づけられる津波防災地域づくりに関する整備方針の検討を進め、報告書の改訂版を策定する。	市全域	中長期
津波に備える体制の整備・持続化				
62	津波避難施設の長寿命化の推進 【担当主体】 危機管理課	津波避難施設（避難タワー3基）の長寿命化計画を策定する。（わんぱくランド津波避難タワー、日ヶ崎地区津波避難タワー、高師山地区津波避難タワー）	新居地区	短期

●：市民意見

表 6-5 事業・事務リスト（方針④ 被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり）
（3/7）

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
土砂災害防止施設等の整備				
63	避難所を保全する土砂災害防止施設の整備 【担当主体】 危機管理課 土木課	土砂災害警戒区域に係る指定避難所（4施設）を保全する土砂災害防止施設の整備を行う。（新居幼稚園、新居小学校、浜名特別支援学校、東小学校）	新居地区 新所地区	中長期
緊急輸送路等の整備				
64	緊急輸送路の整備・補修の促進 【担当主体】 土木課	緊急輸送路（道路区間延長22km）の整備・補修を促進する。	市全域	中長期
65	緊急輸送路等沿道のブロック塀の耐震化の促進 【担当主体】 地域住民 建築住宅課	緊急輸送路等沿道の危険なブロック塀の耐震化を促進する。	市全域	継続実施
66	災害に強い幹線道路の整備（都市計画道路） 【担当主体】 土木課	市街化区域内に都市計画決定されている都市計画道路の整備を行う。	市全域	中長期

●：市民意見

表 6-5 事業・事務リスト（方針④ 被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり）
（4/7）

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
防災拠点等の強化				
67	防災拠点施設のガラス飛散防止措置の実施 【担当主体】 スポーツ・生涯学習課	防災拠点施設のうち、市所有の指定避難所（13施設）のガラス飛散防止措置を実施する。	市全域	中長期
68	防災拠点における非常用電源の整備 【担当主体】 各課	防災拠点施設（35施設）における非常用電源の整備を行う。	市全域	中長期
69	公用防災資機材の整備 【担当主体】 各課	公用資機材の整備を行う。	市全域	継続実施
70	業務継続計画（BCP）の策定、見直し 【担当主体】 総務課 各課	業務継続計画（BCP）を策定し、見直しを行う。	市全域	継続実施
71	災害対策本部運営訓練の実施 【担当主体】 危機管理課	災害対策本部運営訓練を年1回実施する。	市全域	継続実施
72	災害対策本部機能の強化 【担当主体】 危機管理課 消防総務課 警防課	消防防災センター建設に伴い災害対策本部（警備本部室も含む）及び災害対策本部会議室等の機能強化を行う。	市全域	短期
73	救護所、救護病院等の資機材の整備・更新 【担当主体】 健康増進課	医療救護計画に基づき、救護所の資機材の整備・更新を行う。	市全域	継続実施

●：市民意見

表 6-5 事業・事務リスト（方針④ 被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり）
（5/7）

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
情報収集・連絡体制の強化				
74	災害用テレビ会議システムの拡充 【担当主体】 危機管理課 消防総務課	消防防災センター建設に伴い 災害用テレビ会議システムを 整備する。	市全域	短期
75	災害時の情報共有強化 【担当主体】 危機管理課 消防総務課	災害対策本部と各対策班との 情報共有システムを導入す る。	市全域	短期
76	通信指令装置及び消防救 急デジタル無線システム 更新 【担当主体】 警防課	通信指令装置及び消防救急デ ジタル無線システムを更新す る。	市全域	短期
77	情報収集体制の強化 【担当主体】 危機管理課	ドローンによる情報収集体制 の構築に向けて協定の締結数 を増やす。	市全域	継続実施
消防力の充実・強化				
78	消防防災センターの整備 【担当主体】 消防総務課 危機管理課 DX 推進課	コミュニティ消防センターと して、備蓄・資機材保管及び 展示・防災教育施設の機能を 備えた、消防・防災複合施設 を整備する。（施設の耐震化、 サーバー室・デジタル技術の 機能強化）	市全域	継続実施
79	消防本部の広域化の推進 【担当主体】 消防総務課	静岡県消防広域化推進計画に 基づき、浜松市と発足してい る西遠地域消防救急広域化協 議会にて継続的に検討を行 い、広域化を実現する。	市全域	中長期

●：市民意見

表 6-5 事業・事務リスト（方針④ 被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり）
（6/7）

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
80	警防・救急・救助体制の 整備の促進 【担当主体】 警防課	救急出動件数増加及び救急隊 員のうち1名以上は救急救命 士が搭乗することから、救急 救命士（24名）を確保する。	市全域	中長期
81	消防施設・設備の整備の 促進 【担当主体】 消防総務課	耐震性貯水槽整備計画に基づ き、市街地、準市街地の未包 含地域及び林野火災対策等に 設置が必要と定めた個数の耐 震性貯水槽（177基）を整備 する。	市全域	中長期
82	常備消防用防災資機材の 整備 【担当主体】 警防課 消防署	消防力の整備指針に基づいて 算定した消防ポンプ数を更新 計画に基づいて整備する。	市全域	中長期
83	消防団用防災資機材の整 備 【担当主体】 消防総務課	消防団の整備基準及び消防計 画に基づき算定した充足率を 維持できるように整備する。	市全域	継続実施
避難所運営体制の整備・避難生活の健全化				
84	避難所の天井落下防止 【担当主体】 スポーツ・生涯学習課	市有指定避難所（13施設）の 天井等落下防止の対策を実施 する。	市全域	中長期
空き家対策				
85	●空き家に係る管理 【担当主体】 各課 地域住民	湖西市空家等対策計画に基づ き、適切に管理されていない 空家等の是正処理、又は利活 用の促進に努める。	市全域	中長期

●：市民意見

表 6-5 事業・事務リスト（方針④ 被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり）
（7/7）

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
農業用ため池の耐震化等の推進				
86	農業用ため池の耐震化等の推進 【担当主体】 産業振興課	築造年代が古く、大規模地震や台風・豪雨等により決壊し下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池について、県と連携し点検を実施するとともに、その結果に基づく対策を推進する。	市全域	中長期
農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保安全管理				
87	耕作組合等による農地・地域資源の適切な管理 【担当主体】 産業振興課	農地・農業水利施設等の地域資源の管理は、地域コミュニティによる取組を主体とし、多面的機能支払交付金の周知等を図り支援を行う。	市全域	中長期
漁港の復旧				
88	漁港の復旧 【担当主体】 産業振興課	漁港（鷺津、入出、浜名）を拠点に救難艇や物資輸送船を着岸できるよう、湾岸・離岸堤の整備施策の検討を行う。	鷺津地区 入出地区 新居地区	中長期
地域住民・自主防災組織等による主体的な取組				
自宅の安全化（耐震化・家具固定等）				
89	●室内の安全対策 【担当主体】 地域住民	家具固定やガラス飛散防止対策等により、室内の安全化を図る。	市全域	継続実施

●：市民意見

2) 取組方針⑤ 自助・共助の取組及び意識啓発の促進

表 6-6 事業・事務リスト（方針⑤ 自助・共助の取組及び意識啓発の促進）（1/9）

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
住宅等の耐震化				
90 再掲 56	家庭内の地震対策の促進 （家具固定） 【担当主体】 危機管理課 地域住民	広報紙やウェブサイト等での周知や高齢者世帯を対象とした家具固定の無料実施を案内することで、家庭における家具類を固定している部屋又は家具類を置いていない安全な部屋がある割合の向上に努める。	市全域	中長期
91	家庭内の地震対策の促進 （耐震シェルター） 【担当主体】 危機管理課 地域住民	ウェブサイト等で市の補助制度を案内することで、耐震シェルターの普及を図り家庭内の地震対策を促進する。	市全域	中長期
津波から逃げる環境の整備				
92	災害時における避難行動の理解の促進 【担当主体】 危機管理課 地域住民	ハザードマップの全戸配布及び転入者等に対して窓口での配布などの対応を維持し、自分の住んでいる地域の危険度を理解している市民の割合を増やす。	市全域	継続実施
津波に備える体制の整備・持続化				
93	災害時の情報伝達の強化・促進（戸別受信機） 【担当主体】 危機管理課 地域住民	同報無線のデジタル化に伴う戸別受信機の普及を促進する。	市全域	短期

●：市民意見

表 6-6 事業・事務リスト（方針⑤ 自助・共助の取組及び意識啓発の促進）（2/9）

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
消防力の充実・強化				
94	地域の消防力の確保 【担当主体】 消防総務課	条例定数（387人）に対する 消防団員を確保する。	市全域	中長期
自主防災組織の活性化				
95	地域における防災人材の 活用 【担当主体】 危機管理課 自主防災組織	自主防災組織研修会等で継続 的に地域防災指導員について の説明を行って認知度の向上 を図る。	市全域	継続実施
96	静岡県ふじのくに防災士 等の養成・活用 【担当主体】 危機管理課	地域防災指導員における静岡 県ふじのくに防災士認定者の 割合を増やす。	市全域	短期
97	地域の防災活動を支える 人材の育成 【担当主体】 危機管理課	地域防災指導員の活動をと おして地域の防災活動を支える 人材の育成を図る。	市全域	短期
98	自主防災組織の資機材整 備の促進 【担当主体】 危機管理課	市からの補助金交付等によ り、自主防災組織（61組織） の資機材整備を促進する。	市全域	短期
市民等の防災意識の高揚、防災教育の充実				
99	男女共同参画の視点から の防災体制の推進 【担当主体】 危機管理課 市民課 自主防災組織	自主防災組織への参加案内等 を行うことにより、自主防災 組織（61組織）の女性防災講 座参加率の向上を図る。	市全域	短期

●：市民意見

表 6-6 事業・事務リスト（方針⑤ 自助・共助の取組及び意識啓発の促進）（3/9）

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
100	市民・事業所等の防災意識高揚の促進（出前講座・啓発活動） 【担当主体】 危機管理課 予防課 警防課 地域住民 事業者	危機管理課、予防課、警防課が実施する出前講座や啓発活動等により、市民・事業所等の防災意識の高揚を図る。	市全域	継続実施
防災訓練の充実・強化				
101	防災訓練の充実・強化（自主防災組織） 【担当主体】 危機管理課 自主防災組織	自主防災組織（61 組織）において年 1 回以上防災訓練を実施する。	市全域	継続実施
102	防災訓練の充実・強化（中・高校生） 【担当主体】 危機管理課 地域住民	市内の中学校・高校に参加促進を行い、中・高校生の防災訓練への参加率向上を図る。	市全域	継続実施
要配慮者の避難体制の整備				
103	要配慮者の避難訓練の充実・促進 【担当主体】 地域福祉課 高齢者福祉課 危機管理課 自主防災組織 地域住民	優先度が高い要配慮者の個別避難計画に基づいた避難訓練を年 1 回実施する。	市全域	継続実施

●：市民意見

表 6-6 事業・事務リスト（方針⑤ 自助・共助の取組及び意識啓発の促進）（4/9）

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
104	避難行動要支援者の避難 支援体制の確保 【担当主体】 地域福祉課 危機管理課 自主防災組織 地域住民	津波浸水想定区域内に居住する優先度が高い要配慮者の個別避難計画を作成する。	市全域	中長期
105 再掲 7	津波災害警戒区域内の要 配慮者利用施設における 避難確保計画策定の推進 【担当主体】 危機管理課 事業者	津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設において、避難確保計画を策定する。	浸水区域内	短期
避難所運営体制の整備・避難生活の健全化				
106	公立学校の防災体制の強化・推進 【担当主体】 学校教育課	学校と地域が連携した防災教育及び防災管理体制の充実を図るため、毎年すべての学校（園）を対象として、中学校区ごとに年1回以上防災教育推進のための連絡会議を開催する。	市全域	継続実施
要配慮者の支援体制の整備				
107	市内在住外国人のための 防災研修の実施 【担当主体】 市民課 地域住民	市内在住外国人のための防災研修（出前講座等）の実施を年1回以上実施する。	市全域	継続実施

●：市民意見

表 6-6 事業・事務リスト（方針⑤ 自助・共助の取組及び意識啓発の促進）（5/9）

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
108	災害時の観光客に対する 安全確保の促進 【担当主体】 文化観光課	災害直後の避難に加え、帰宅 困難となる観光客に対して、 避難所への誘導や帰宅までの 対応について関係各所と調整 を図りながら指針を策定す る。	市全域	中長期
飲料水・食料等の備蓄の徹底				
109 <u>再掲</u> 30	避難所における防災倉庫 の更新・機能強化 【担当主体】 危機管理課 教育委員会 健康増進課	避難所の防災倉庫の老朽化が 著しいため、更新に合わせて 空調設備の設置や医薬品の備 蓄など、充実・機能強化に努 める。	市全域	中長期
110 <u>再掲</u> 32	市民の備蓄の促進（食料 及び飲料水） 【担当主体】 危機管理課 地域住民	ウェブサイト等による案内に 加えて、訓練やイベントなど で啓発し、市民の1週間以上 必要な食料及び飲料水の確保 率向上に努める。	市全域	中長期
地元企業との連携				
111	●地元企業と連携した取 組の促進 【担当主体】 地域住民 事業者 危機管理課	地元企業と自治会・市が協定 を締結し、企業の建物を災害 時の一時避難場所や津波避難 場所として活用する取組を促 進・支援する。また、訓練の 共同開催など災害時だけでな く平時の取組に関する連携強 化を図る。	市全域	中長期

●：市民意見

表 6-6 事業・事務リスト（方針⑤ 自助・共助の取組及び意識啓発の促進）（6/9）

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
平時の情報共有・情報発信				
112	●防災に関する相談体制の構築 【担当主体】 危機管理課	令和 8 年度稼働予定の消防防災センター等を活用し、市民からの防災に関する相談への対応体制を構築する。	市全域	短期
113	●広報活動による防災意識の高揚 【担当主体】 危機管理課	ウェブサイトや広報紙などで市の防災に係る取組や自主防災組織等の活動事例に関する情報発信、自助・共助の取組に関する啓発活動を行い、市民の意識の高揚を図る。	市全域	短期
家庭や地域での備蓄促進				
114 再掲 31	●民間企業との連携による備蓄 【担当主体】 自主防災組織 事業者 危機管理課	自主防災組織の備蓄を民間企業の建物や敷地で保管するための検討を支援する。	市全域	中長期
地域住民・自主防災組織等による主体的な取組				
要配慮者対策				
115 再掲 9	●近隣住民による助け合いの関係づくり 【担当主体】 地域住民	近隣で避難支援等が必要な要配慮者を日頃から把握し、平時の声掛けや訓練を通じたつながりをつくっておく。	市全域	継続実施
116 再掲 10	●自主防災組織等による要配慮者の把握と災害時の避難支援 【担当主体】 地域住民	自主防災組織や町内会、隣組等の単位で、地域の要配慮者を把握し、災害時には避難支援を行う。	市全域	継続実施

●：市民意見

表 6-6 事業・事務リスト（方針⑤ 自助・共助の取組及び意識啓発の促進）（7/9）

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
117 再掲 13	●要配慮者の避難方法の 事前検討 【担当主体】 地域住民	要配慮者の避難方法・支援に ついて、訓練等を通じて地域 で事前に検討する。	市全域	継続実施
個人・地域での避難方法の検討				
118 再掲 11	●地域の避難ルール・避 難手段の検討 【担当主体】 地域住民	自治会等で避難する際のルー ルや手段を事前に検討する。	市全域	継続実施
119 再掲 12	●避難先・避難路の検討 や夜間・悪天候時の避難 対策 【担当主体】 地域住民	自宅や外出先から避難場所ま での安全な経路を事前に検討 する。また、夜間や雨天時に 発災した際の安全な避難方法 について検討する。	市全域	継続実施
避難施設等の平時の活用				
120 再掲 14	●避難施設等の平時の利 活用 【担当主体】 地域住民	平時から命山や津波避難タ ワーをイベントや防災訓練等 で活用し、発災時にスムーズ に避難できるようにする。	新居地区	継続実施
家庭や地域での備蓄促進				
121	●非常時の電源確保 【担当主体】 地域住民	蓄電池を所有する世帯の把握 や町内会・自治会単位で発電 機を整備するなど、非常時の 電源確保に務める。	市全域	—
自宅の安全化（耐震化・家具固定等）				
122 再掲 89	●室内の安全対策 【担当主体】 地域住民	家具固定やガラス飛散防止対 策等により、室内の安全化を 図る。	市全域	継続実施

●：市民意見

表 6-6 事業・事務リスト（方針⑤ 自助・共助の取組及び意識啓発の促進）（8/9）

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
家族の安否確認				
123	●安否確認手段の確保 【担当主体】 地域住民	災害時の家族等との安否確認に向けて、災害用伝言ダイヤル171やWEB171などの連絡手段を事前に検討・習得する。	市全域	継続実施
意識啓発				
124	●いち早く「逃げる」ための意識啓発 【担当主体】 地域住民	誰一人取り残さず地域全体として避難行動を起こすための啓発活動を行う。	市全域	—
訓練の実施・周知				
125	●訓練の参加率向上に向けた取組 【担当主体】 地域住民	市内外での好事例を参考に、親子や子どもたちが楽しく参加できる訓練を企画するなどして、訓練のマンネリ化を解消し、参加率の向上に努める。	市全域	—
126	●要配慮者が参加できる訓練の実施 【担当主体】 地域住民	身体障がい者や高齢者等の要配慮者も参加できる訓練を企画・実施する。	市全域	—
127	●若い世代の訓練参加の促進 【担当主体】 地域住民	小中高生との合同訓練など、若い世代を巻き込んだ訓練を実施し、発災時に若い世代が地域住民を巻き込んで避難できる体制の構築に努める。	市全域	—

●：市民意見

表 6-6 事業・事務リスト（方針⑤ 自助・共助の取組及び意識啓発の促進）（9/9）

No	取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置	期間
128 再掲 15	●実効性のある津波避難 訓練の実施 【担当主体】 地域住民 危機管理課	津波到達時間内に避難施設ま で逃げられたのか等、成果が 見えるような実効性の高い訓 練の企画・検討及び実施に努 める。	浸水区域内	短期
共助の体制づくり				
129	●市内での共助の体制構 築 【担当主体】 地域住民	被災地域の避難者を被害の小 さい地域で受け入れるための 体制づくりに向けた検討を進 める。	市全域	—
130	●人材バンクの登録と支 援体制の構築 【担当主体】 地域住民	重機所持者や看護師等の有資 格者に関する人材バンクをつ くり、災害時の支援体制を構 築する。	市全域	継続実施
自主防災組織の活性化				
131	●自主防災組織の継承に 向けた体制構築 【担当主体】 地域住民	自主防災組織の活性化や担い 手の確保に向けて、活動紹介 等の情報発信を積極的に行 い、組織としての取組が継承 される体制づくりを進める。	市全域	—

●：市民意見

(3) 静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2023

静岡県が実施する事業・事務は、静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2023 に示されています。

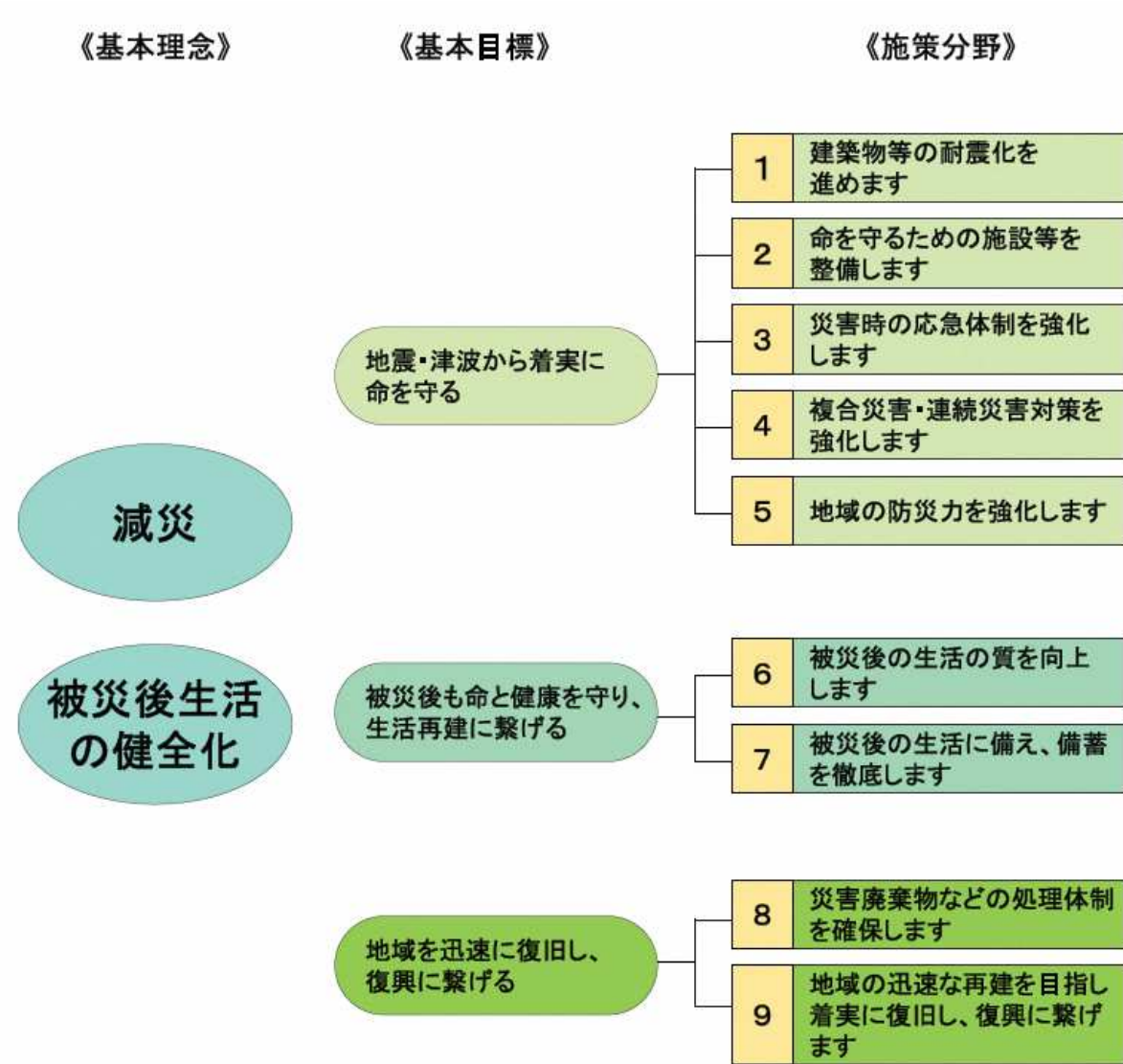


図 6-2 静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2023 の施策体系

出典：静岡県ウェブサイト
<https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/sonae/earthquake/1052710.html>

第7章 湖西市津波減災計画

第1節 推進計画との関係及び目的

(1) 推進計画と減災計画の関係

本市における津波災害リスクについて、ハード・ソフトによる多重防御の考え方を有したものが「推進計画」です。また、推進計画の一部として最大クラスのレベル2津波へのハード対策をとりまとめるものが「湖西市津波減災計画」（以下、「減災計画」という。）です。

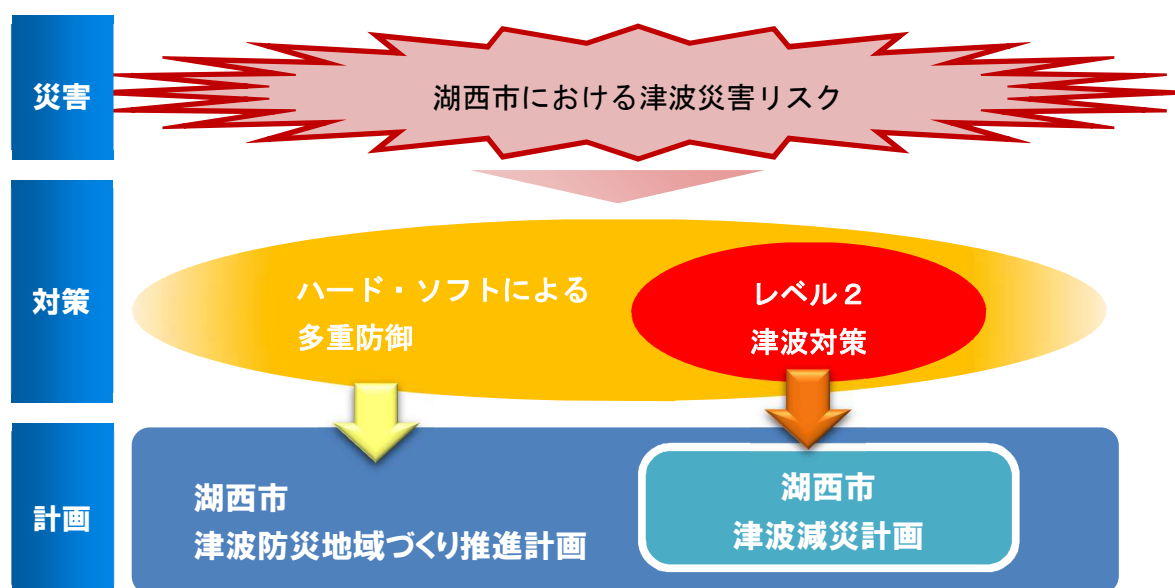


図 7-1 推進計画と減災計画の関係

(2) 計画の目的

推進計画の取組方針④「被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり」において、「地震による被害を軽減するとともに、津波から市民の生命・財産を守る」という目標が掲げられています。減災計画は、最大クラスのレベル2津波に対する防潮堤整備の可能性を総合的に追及し、地域の安全・安心のレベルを向上することを目的とします。

第2節. 計画の背景

(1) 地震・津波により想定される被害 ※再掲:第3章 第2節

1) レベル1 津波とレベル2 津波

平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災による甚大な津波被害を受け、内閣府中央防災会議専門調査会では、「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」(平成23年9月)において、新たな津波対策の考え方を示しています。

その中では、以下の2つのレベルの津波を想定し、津波対策を構築していく必要があるとされています。

1つは、数十年から百数十年に一回という比較的頻度の高い津波である「レベル1 津波」であり、防潮堤等の海岸保全施設の整備を中心にハード対策を行っていくこととなっています。もう1つは、発生頻度が極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波である「レベル2 津波」であり、ハード対策だけでなく、避難施設や土地利用などのソフト対策を組み合わせた多重防御により、津波被害を減らすことを目標とし、人命を守ることを最優先とします(表7-1)。

推進計画においては、湖西市に最大クラスの津波(レベル2 津波)をもたらすと想定されている地震を対象として、津波対策を講じていきます。

表7-1 想定すべき津波レベルと対策に係る基本的な考え方

	発生頻度と規模	考え方
レベル1 津波	発生頻度は高く(おおむね数十年から百数十年に一回程度)、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波	人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等を整備
レベル2 津波	発生頻度は極めて低い(おおむね数百年から千年に一回程度)ものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波	住民等の生命を守ることを最優先とし、住民等の避難を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策を確立

参考：中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」(平成23年9月28日)

2) 地震・津波による被害想定

A) 南海トラフ巨大地震による津波

駿河湾から遠州灘にかけて、沿岸地域で地震による隆起で津波が発生し、湖西の海岸に短い時間で津波が到達します。津波到達時間として、地震発生後 24 分で沿岸部の堤防・バイパスを越えると想定され、地震発生から 5 分ほど揺れが継続するため、19 分間で避難を完了する必要があります。

表 7-2 本市沿岸の津波の到達最短時間（上段：沿岸津波高、下段：到達時間）

+ 50 cm	+ 1m	+ 3m	+ 5m	+ 10m (堤防越流)	+ 15m (最大津波)
7 分	9 分	13 分	23 分	24 分	28 分

出典：静岡県第 4 次地震被害想定（第一次報告）（平成 25 年 6 月）

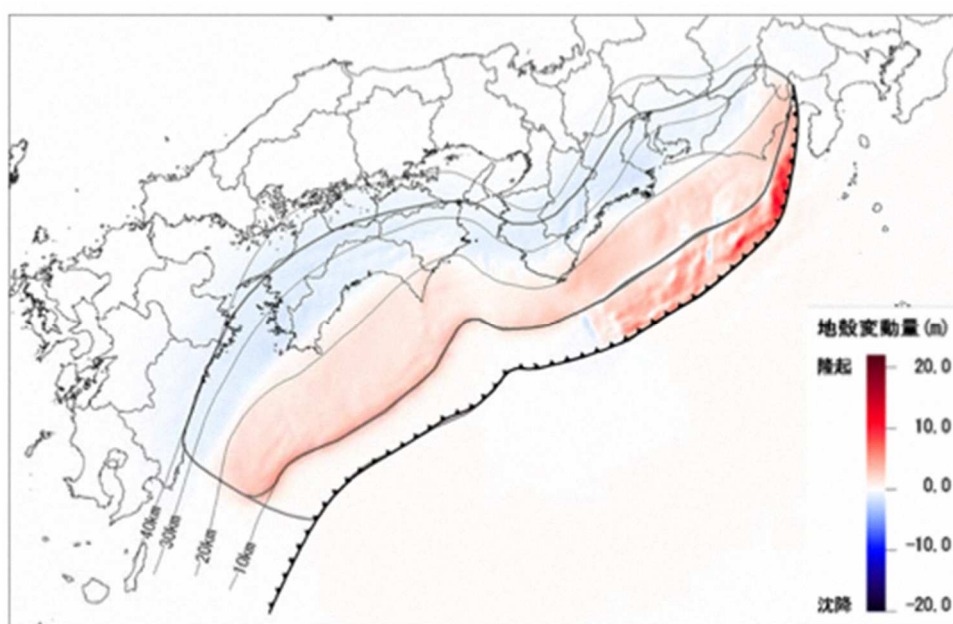
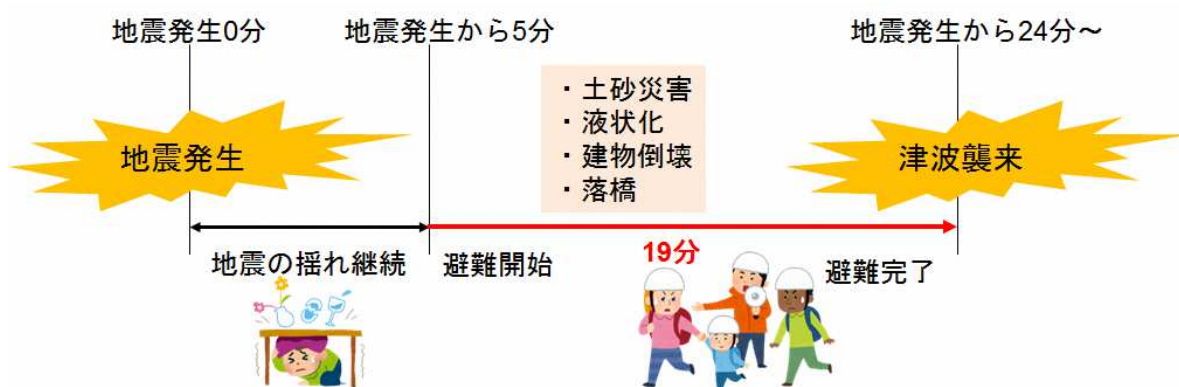


図 7-1 津波の初期水位分布（地殻変動量）

【ケース①「駿河湾～紀伊半島沖」に大すべり域を設定】

出典：南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について（第一次報告）、内閣府、2012

B) 湖西市の津波浸水の特徴

静岡県第4次地震被害想定での津波シミュレーション結果ですが、本市におけるレベル1津波は最大7m、レベル2津波は最大15mと想定されています（図7-2）。

遠州灘からレベル1海岸堤防を乗り越えて市街地側に進入したレベル2津波は、白須賀地区においては山でせき止められることで浸水深が増加する一方、新居地区においては標高の低い土地に海水が滞留し長期間浸水が継続するなどの特徴があります。

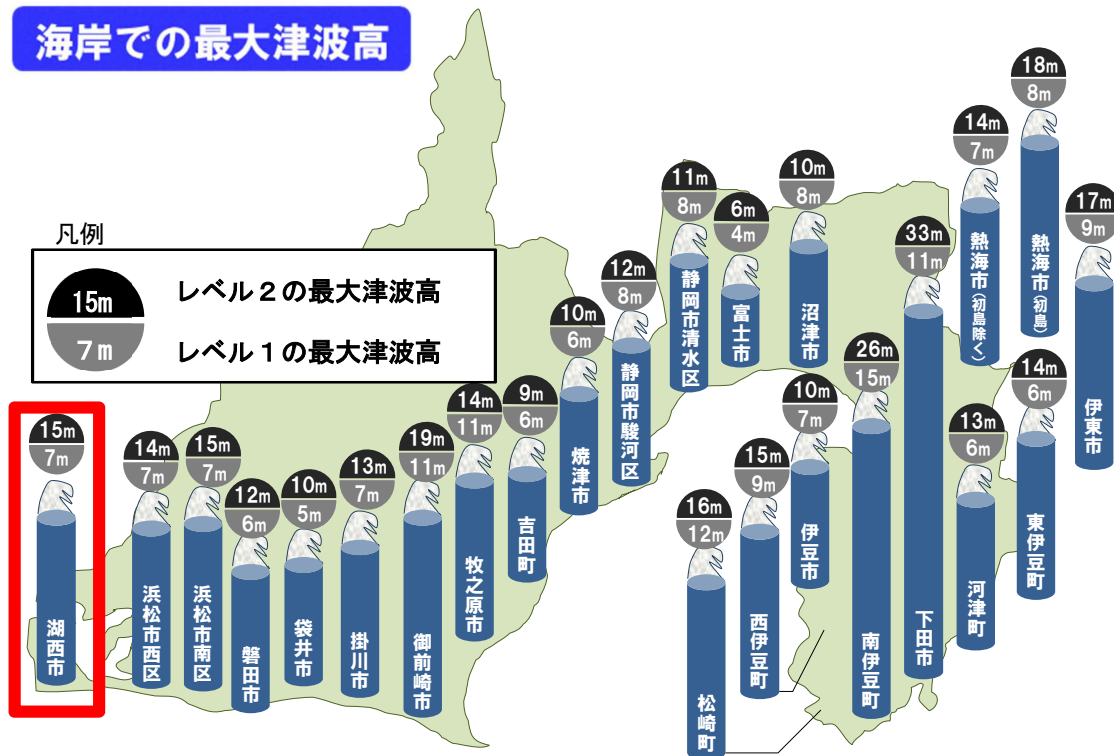
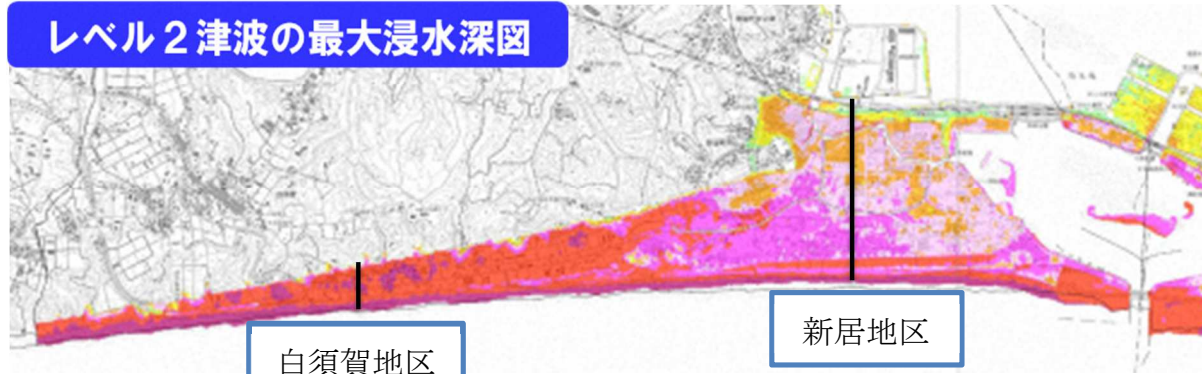


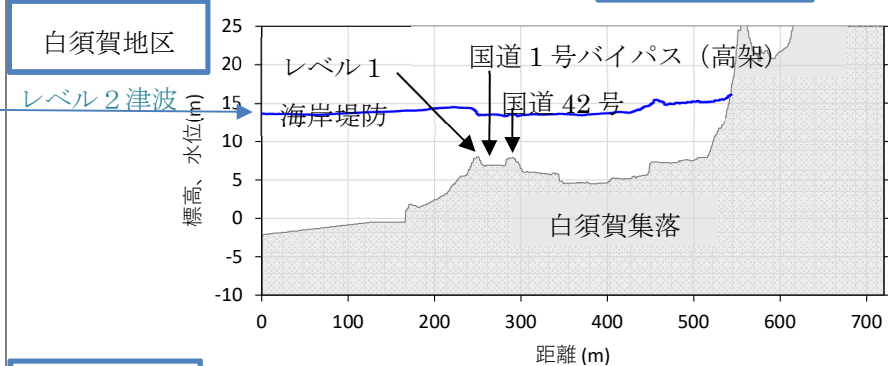
図7-2 県内沿岸市町別の最大津波高（レベル2の地震：南海トラフ巨大地震）

レベル2津波の最大浸水深図

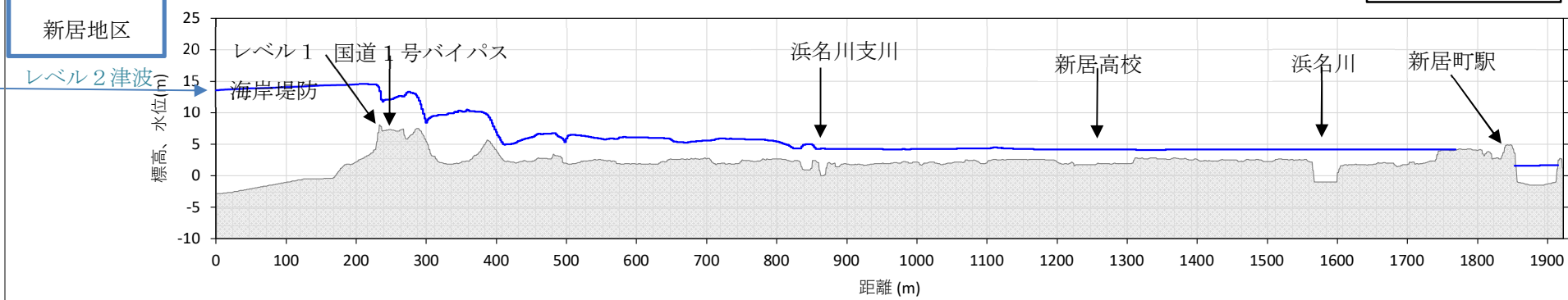


最大浸水深(m)	
20	以上
10	- 20
5	- 10
3	- 5
2	- 3
1	- 2
0.3	- 1
0.01	- 0.3

103



- 白須賀地区では、レベル2津波が減衰せず、集落をのみこみ、山にぶつかる。
- 新居地区では、レベル2津波が減衰するが、市街地に広がる。



地形標高
 水位

図 7-3 レベル2津波による湖西市沿岸域（新居地区・白須賀地区）の浸水状況断面図

C) 津波による被害想定

前述した考え方を踏まえ、「人の命が第一」、「災害に上限はない」という考えのもと、「減災」の視点に立ち、最大クラスの津波を対象に「逃げる」ことを前提として、ハード・ソフト施策を組み合わせた「多重防御」の発想による津波災害に強い地域づくりを推進するため、平成 23 年 12 月に「津波防災地域づくりに関する法律」（平成 23 年法律第 123 号）が成立し、各都道府県から、最大クラスの津波浸水想定が公表されています。

静岡県においては、南海トラフ沿いで発生する巨大地震・津波について、平成 25 年 6 月に「第 4 次地震被害想定」、平成 25 年 11 月に「津波浸水想定図」を公表しました。「第 4 次地震被害想定」の中では、本市における津波による被害は、浸水域 10.8 km²、死者約 4,300 人、建物被害（全壊・半壊）は約 3,300 棟と、甚大な被害が想定されています（表 7-3）。

新居地区や白須賀地区では、浸水区域内を通る主要道路（国道 1 号バイパス等）について、津波による被災が想定され、新所地区では、畑や農業用施設への浸水被害が想定されます。また、中心市街地や沿岸部の工業地も同様に津波による被災が想定され、地域住民や観光客の人的被害も発生するおそれがあります（図 7-4～図 7-7）。

表 7-3 湖西市における津波による人的被害等

	レベル 1 津波	レベル 2 津波
津波による死者	—	約 4,300 人
津波による負傷者 (重傷者数)	—	約 20 人
津波による建物被害 (全壊・半壊棟数)	約 50 棟	約 3,300 棟
浸水面積 (2m 以上)	1.3 km ²	10.8 km ²
津波高 (最大)	7m	15m

参考：静岡県第 4 次地震被害想定（第一次報告）（平成 25 年 6 月）

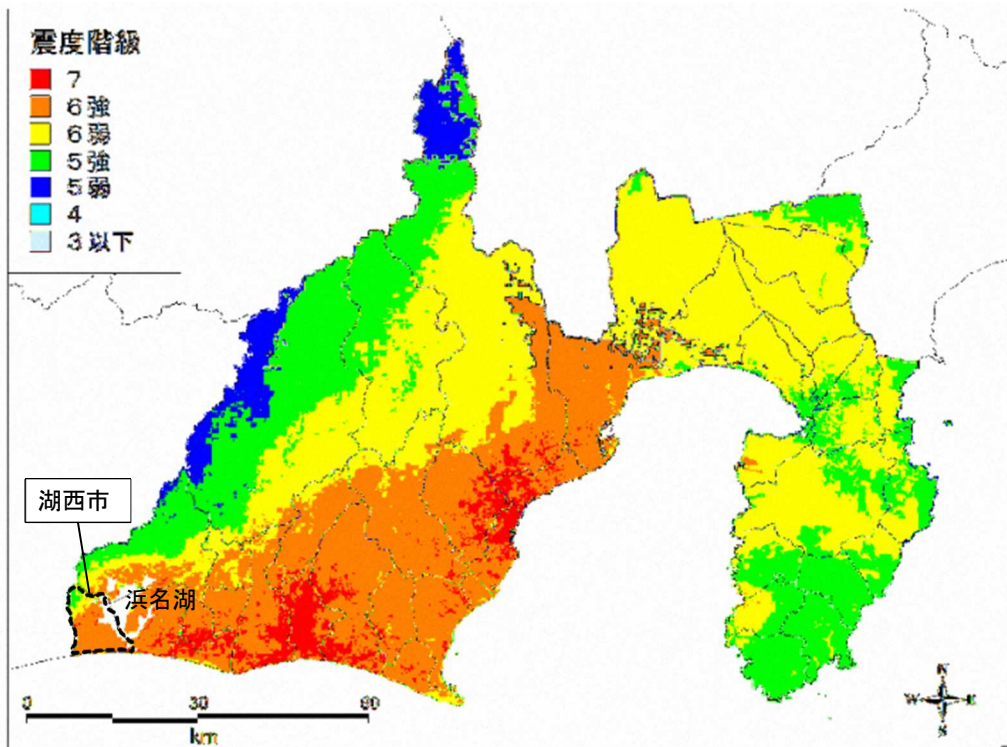


図 7-4 震度分布図 (レベル1の地震：東海・東南海・南海地震)

出典：静岡県第4次地震被害想定 (第一次報告) (平成25年6月)

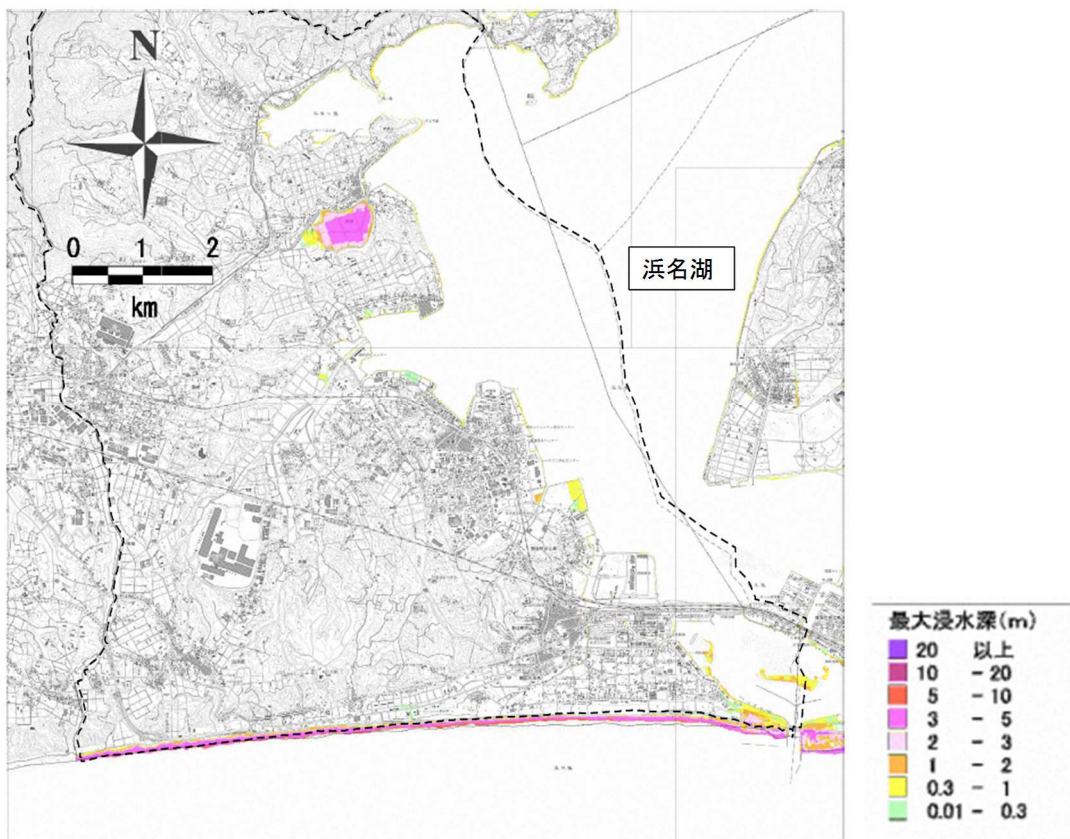
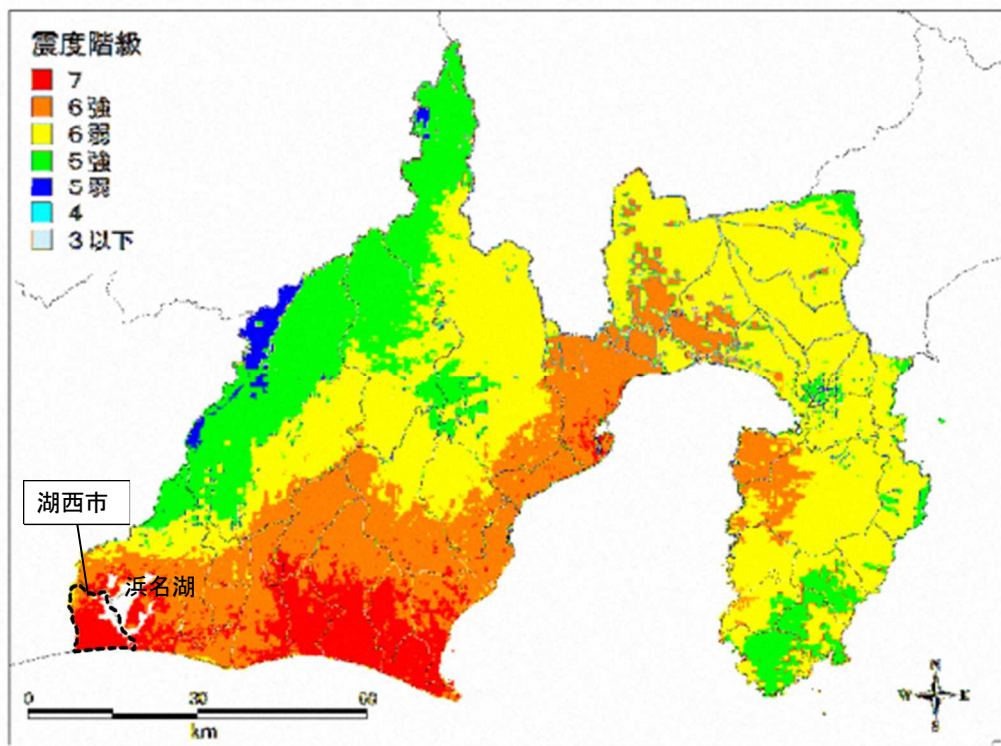
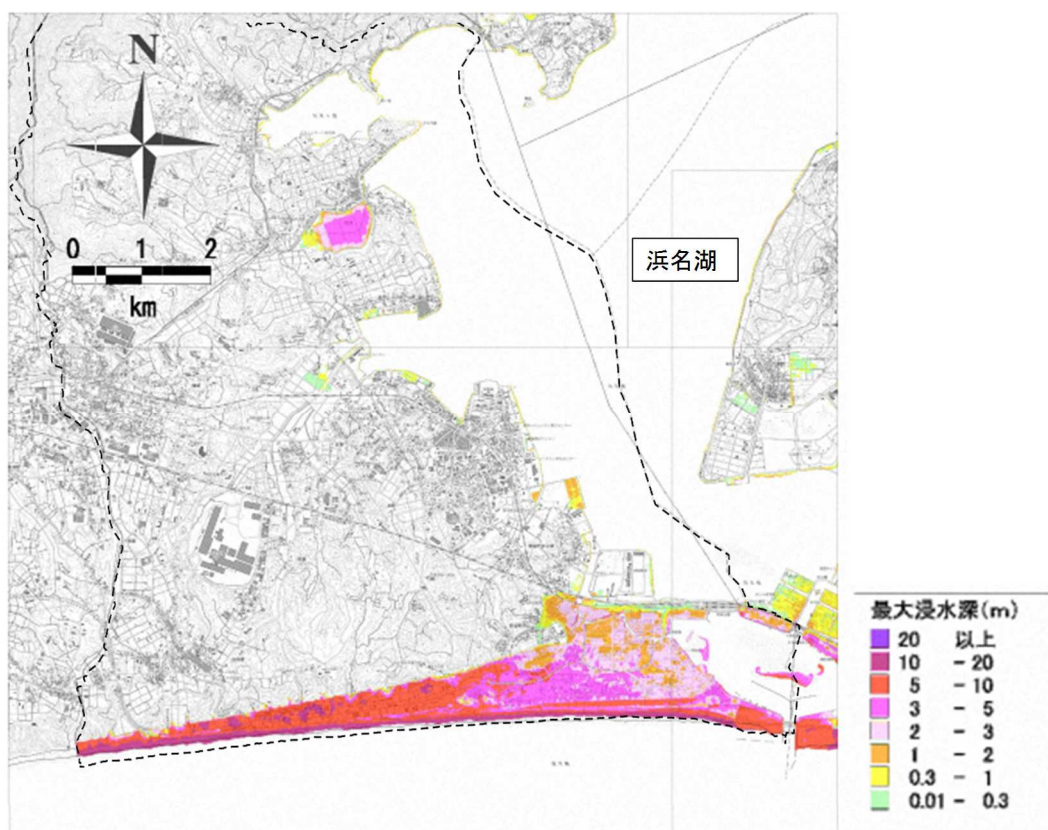


図 7-5 浸水想定図 (レベル1の地震：東海・東南海・南海地震)

出典：静岡県第4次地震被害想定 (第一次報告) (平成25年6月)



出典：静岡県第4次地震被害想定 (第一次報告) (平成25年6月)



出典：静岡県第4次地震被害想定 (第一次報告) (平成25年6月)

(2) 本市沿岸域の現状

沿岸域の現状は、海岸（浜名港海岸新居地区・新居海岸・湖西海岸）と海岸防災林（保安林）の間に国道1号バイパス（浜名バイパス・潮見バイパス）が整備されています（表 7-4）。

沿岸域において、既に国道1号バイパス海側にレベル1津波に対する海岸堤防が整備済みですが、レベル2津波は、国道1号バイパスを乗り越えるほか、バイパス高架区間を通り抜けて、市街地側に侵入します（図 7-8）。

表 7-4 沿岸域の現状

防潮堤位置	白須賀地区	新居地区
全体図		
現状	<p>【海側】</p> <p>【陸側】</p> <p>湖西海岸 潮見バイパス 海岸防災林・民地等</p>	<p>【海側】</p> <p>【陸側】</p> <p>新居海岸 浜名バイパス 海岸防災林</p>
写真		

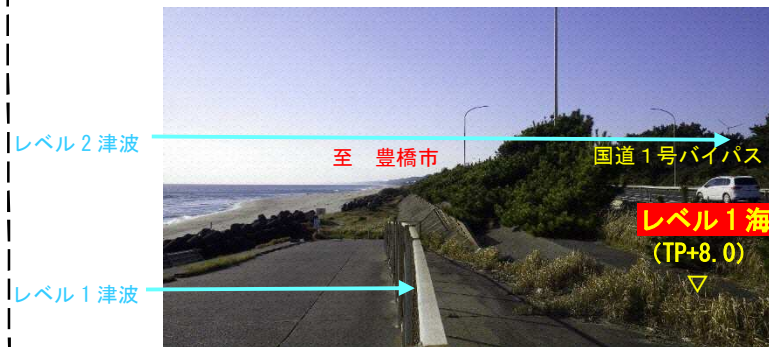
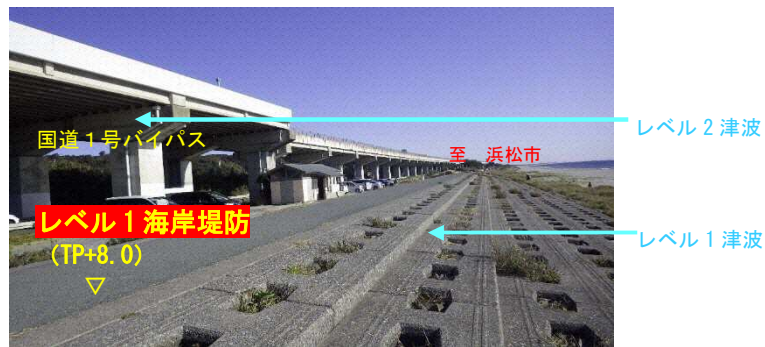
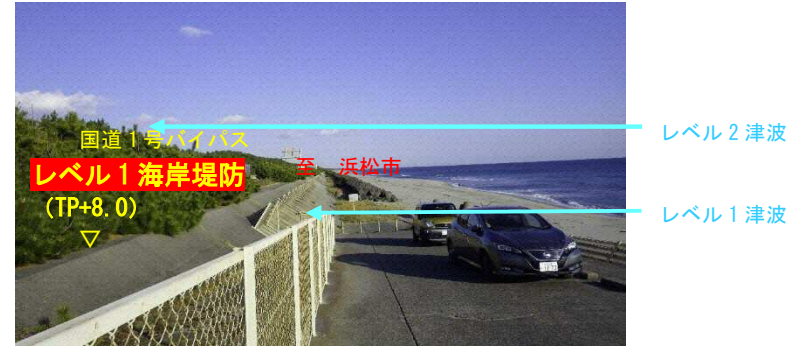
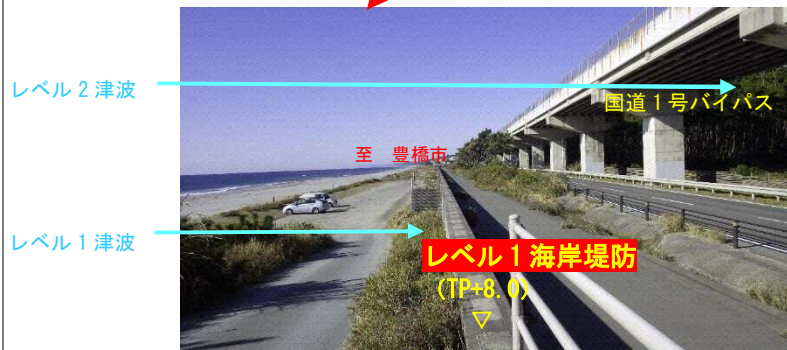


図 7-8 湖西市のレベル1 津波に対する海岸堤防の整備状況 (左段：白須賀 IC 付近、右段：大倉戸 IC 付近)

(3) 静岡県沿岸域における津波対策の取組

1) 静岡県の津波対策「静岡方式」のイメージ

静岡県の海岸は沿岸ごとに特徴が異なり、また、海岸と人々との関わりは様々であることから、静岡県の津波対策については、地域ごとの特性を踏まえた最もふさわしい津波対策を地域で合意形成して決定し、進めることとしています。静岡県ではこれを「静岡方式」の津波対策と称して、市町との協働により県下全域で展開しています。

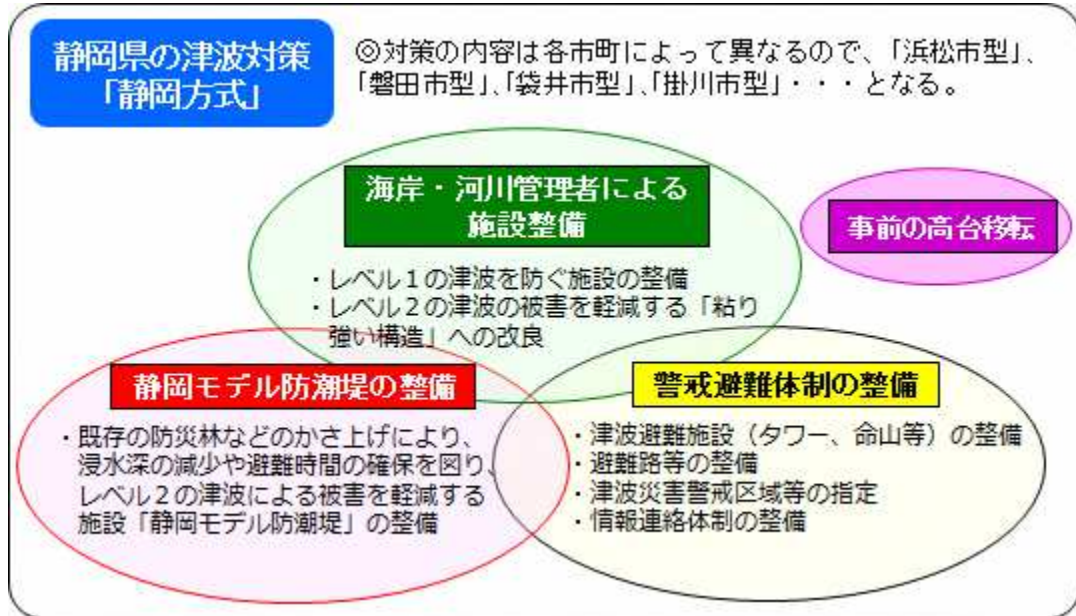


図 7-9 静岡県の津波対策「静岡方式」のイメージ



図 7-10 「静岡方式」のイメージ図

出典：静岡県河川企画課

2)レベル1を超える津波に対する「静岡モデル防潮堤」の整備

静岡県の津波対策の中でも特徴的な、レベル1を超える津波に対する防潮堤を「静岡モデル防潮堤」と呼んでいます。

これは、津波の到達時間が短く、多くの人口や資産を抱えている低平地では広範囲に甚大な浸水被害が想定されるという静岡県特有の課題に対して、地域資源である既存の海岸防災林などのかさ上げ・補強により、市街地の安全度の向上を図るもので、条件や地域の合意が整った市町から順次、整備が進められています。

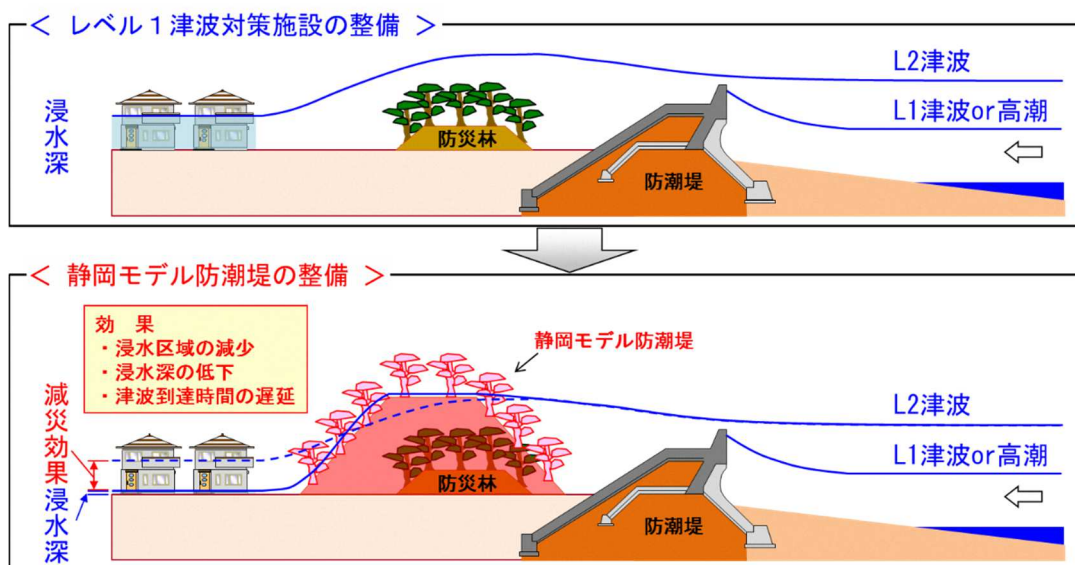


図 7-11 レベル1を超える津波に対する「静岡モデル防潮堤」の整備

出典：静岡県河川企画課

3)「静岡モデル防潮堤」の整備状況

県西部の遠州灘沿岸や駿河湾沿岸の一部の市町において、レベル1を超える津波に対する「静岡モデル防潮堤」の整備が進んでいます。

伊豆半島沿岸では50の地区協議会を設置し、地域との合意形成に基づく「津波対策の方針」を定めた上で対策を進めていますが、静岡モデル防潮堤の整備を行っている市町はありません。



図 7-12 「静岡モデル防潮堤」の整備状況（令和5年3月末時点）

出典：静岡県河川企画課

4) 全国でのレベル1を超える津波に対する防潮堤整備状況

全国の中でも、静岡県の一部の沿岸市町だけが、地域資源である既存の海岸防災林などのかさ上げ等により、レベル1を超える津波に対して防潮堤整備を実施し、市街地側の安全度の向上を図っています。



図 7-13 全国でのレベル1を超える津波に対する防潮堤整備状況

5) 静岡モデル推進検討会(湖西市)での検討状況

静岡県と本市は、平成 25 年 10 月に「静岡モデル推進検討会（湖西市）」（以下、「検討会」という。）を設立し、「静岡モデル防潮堤整備」の検討などを含め、検討会 9 回、勉強会 4 回を開催し、津波対策を検討しています。

表 7-5 検討会・勉強会の開催状況（1/2）

開催日	分類	検討項目
平成 25 年 10 月 24 日	検討会 (第 1 回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸部の各施設の現状について ・ 浜松市沿岸域の防潮堤整備による湖西市への影響について ・ 湖西市からの報告（地元からの要望、避難計画の策定状況等）
平成 25 年 12 月 17 日	検討会 (第 2 回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 湖西市における静岡モデルの検討状況について ・ 港湾区域内における整備について
平成 26 年 3 月 24 日	検討会 (第 3 回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 湖西市における静岡モデルの検討状況について ・ 静岡モデルの課題の整理と基本的な方向性について
平成 26 年 6 月 18 日	検討会 (第 4 回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡モデルの検討手順 ・ 湖西市の津波避難計画の策定状況 ・ 浜名港の整備計画
平成 26 年 8 月 27 日	検討会 (第 5 回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波シミュレーションの結果 ・ 湖西市における静岡モデルの検討
平成 27 年 3 月 26 日	検討会 (第 6 回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間報告のとりまとめについて ・ 今後の進め方について ・ 浜名港海岸の整備の進捗状況
平成 27 年 11 月 11 日	検討会 (第 7 回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元説明会の開催結果について ・ 各対策の進捗状況について ・ 東大演習林の整備構想について ・ 今年度実施する津波シミュレーションについて
令和元年 5 月 9 日	検討会 (第 8 回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの検討結果の振り返り ・ 津波対策施設の具体的整備案の進捗状況について
令和元年 7 月 3 日	勉強会 (第 1 回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ シミュレーション結果等の振り返り ・ 急傾斜事業の可能性について ・ 東大演習林のかさ上げについて

表 7-5 検討会・勉強会の開催状況 (2/2)

開催日	分類	検討項目
令和元年 11月25日	勉強会 (第2回)	<ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜地崩壊対策工事の可能性について ・市営駐車場周辺の有効利用について ・交付金活用に向けた検討結果について ・津波対策推進計画作成に向けた検討結果について
令和2年 9月3日	勉強会 (第3回)	<ul style="list-style-type: none"> ・海浜公園駐車場を残土処分場へ活用する検討について ・まちの集約化計画に関するシミュレーションの実施について ・県への要望（「静岡モデル」の着実な推進）について
令和3年 3月22日	勉強会 (第4回)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度 of 取組状況について ・浜松市、磐田市、袋井市、掛川市、牧之原市における防潮堤整備高の考え方について ・湖西市における静岡モデルの進め方について ・海浜公園駐車場への土砂受入れに係る連携について
令和4年 1月21日	検討会 (第9回)	<ul style="list-style-type: none"> ・津波対策施設の具体的整備案の進捗状況 ・湖西市立地適正化計画の概要 ・静岡モデル防潮堤の整備に向けた今後の進め方

出典：令和3年度 第1回静岡モデル推進検討会（湖西市）

第3節. 基本方針の検討状況

(1) 津波防災地域づくり推進協議会での議論及び市民との意見交換等

計画策定に係る検討体制としては、有識者や国・県行政機関、庁内関係部局、地域住民代表から構成される「湖西市津波防災地域づくり推進協議会」（以下、「協議会」という。）の委員による議論を行い、市民の皆様の見解を反映するため、意見交換会や沿岸域説明会を開催しました（図 7-14、図 7-15）。

主な意見としては、

- ・ 命を守ることができるような防潮堤を造っていくことが必要。
（第2回意見交換会 浸水区域内）
- ・ 海岸の利用者や景観、環境や生物の生態系への影響に対する配慮が必要。
（第2回意見交換会 浸水区域内）
- ・ 施設整備について、生活に密着した他の施策とのバランスを考えてほしい。
（第2回意見交換会 浸水区域外）

などが挙げられます。

並行して、沿岸域の施設管理者等との関係機関調整を行い、防潮堤整備をしていく上での課題等を確認しました（図 7-14）。

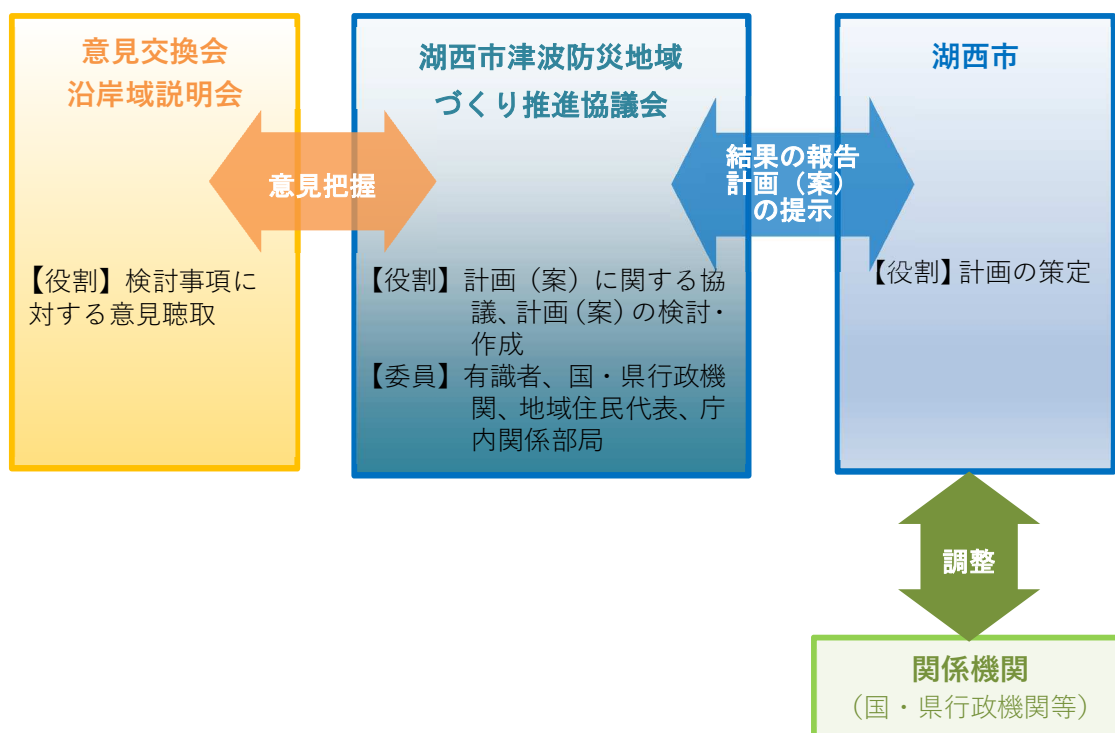


図 7-14 計画策定に係る検討体制

第1回意見交換会（令和5年5月28日）

※市内全域を対象に実施

- ・ 推進計画・減災計画について
- ・ 沿岸域の変遷、災害リスク
- ・ 現状と課題（「人口、産業、道路等」、「逃げる対策」、「土地利用の対策」、「守る対策」）
- ・ 地区ヒアリング結果（令和4年11月開催）

【意見交換】現状と課題について、3つのテーマ（逃げる、土地利用、守る）で考える

沿岸域説明会（令和5年6月：計6回）

※新居・白須賀地区の住民を対象に実施

- ・ 第1回意見交換会における説明内容
- ・ 現状と課題に関する意見把握

第2回意見交換会（令和5年7月9・23日）

※浸水区域内の地区と浸水区域外の地区に分けて実施

- ・ 湖西市の災害リスク
- ・ 災害時の行動
- ・ 第1回意見交換会及び沿岸域説明会における意見

【意見交換】地域の課題と目指すべき姿

第3回意見交換会（令和5年10月14・28日）

※浸水区域内の地区と浸水区域外の地区に分けて実施

- ・ 湖西市の災害リスク
- ・ 第2回意見交換会における意見
- ・ 推進計画 基本方針・取組方針（案）
- ・ 湖西市における取組
- ・ 取組方針④「被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり」に係る検討方針

【意見交換】地域の安全な未来をつくる取組み

第4回意見交換会（令和5年12月2日）

※市内全域を対象に実施

- ・ 湖西市の災害リスク
- ・ 第3回意見交換会における意見
- ・ 推進計画（案）について
- ・ 防潮堤整備に係る観点と現状

【意見交換】防潮堤について考えていることを共有しよう

第1回協議会（令和5年1月13日）

【協議内容】

- ・ 計画の位置づけ
- ・ 津波防災に係る現況と課題
- ・ 検討の進め方

第2回協議会（令和5年2月28日）

【協議内容】

- ・ 第1回協議会の振り返り
- ・ 推進計画（骨子案）
- ・ 今後のスケジュール
- ・ 「逃げる対策」、「土地利用の対策」、「守る対策（防潮堤）」3つのテーマに係る現状と課題

第3回協議会（令和5年9月29日）

【協議内容】

- ・ これまでの協議会の振り返り
- ・ 推進計画基本方針及び取組方針（案）
- ・ 第3回意見交換会における防潮堤に関する情報提供内容
- ・ 今後のスケジュール

第4回協議会（令和5年12月14日）

【協議内容】

- ・ これまでの協議会の振り返り
- ・ 意見交換会の開催結果
- ・ 推進計画（案）

第5回協議会（令和6年3月18日）

【協議内容】

- ・ 推進計画の承認
- ・ 今後の検討の進め方

図 7-15 協議会及び意見交換会等の流れ

(2) 想定される防潮堤整備に係る課題

協議会での議論、市民の意見交換、施設管理者等との調整から、沿岸域への防潮堤整備における課題を「整備位置」、「構造・整備高」、「整備費用・整備期間」の視点でとりまとめました。

課題 1)

整備位置

防潮堤の整備位置については、沿岸域において様々な位置での整備が想定されますが、各施設管理者との関係法令上の取扱整理が必要になります。

また、整備位置により、甚大な被害を受けた地域への救命、救援活動及び物資輸送等を支援する国道 1 号バイパスの防災上の位置づけも変わり、この他、海岸環境上、海浜植物・動物に与える影響、海岸防災林の飛砂防備機能が長期間損なわれることへの住民理解、交通規制による道路利用者の利便性低下や安全確保などの課題が挙げられます。

課題 2)

構造・整備高

防潮堤の構造については、県内各市町の事例より、様々な構造が考えられますが、地震やレベル 2 津波に対する防潮堤としての機能に加え、様々な位置において、施設としての機能を兼ね備えた構造であるかの技術的な安定性検証が必要になります。

また、整備高については、レベル 2 津波を越流させない又は越流する高さでの整備が考えられ、整備効果に直接関わるため、防護レベルの目標設定における課題が挙げられます。

課題 3)

整備費用・整備期間

整備費用については、本市沿岸域に対して、「整備位置」、「構造・整備高」にもよりますが、県内各市町の事例より算出すると、どの位置においても明らかに多額な整備費用（少なくとも数百億円規模の予算が見込まれる）を要します。

また、整備期間については、予算措置状況にもよりますが、整備完了までに長期間を要することは明らかであるため、防潮堤事業への重点投資による行政サービスの低下が懸念されるなどの課題が挙げられます。

第4節. 基本的な方向性

(1) 基本方針

想定される防潮堤整備に係る課題を踏まえ、以下のように、減災計画の基本方針を定め、引き続き検討を進めていきます。

減災計画の基本方針

地域の持続性を高める総合的な検討の推進 ～ハード・ソフトの最適バランスを追求～

「発生頻度は比較的高いレベル1津波」に対する防潮堤は、沿岸域に整備済みです。一方で、「発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらすレベル2津波」に対して、市民の生命・財産の被害を減らすため、さらなる防潮堤を整備することは有用な手段です。

しかし、防潮堤整備にあたっては、「整備にかかる多額な費用や完成までの長い整備期間」、「市街地側で津波被害をどの程度低減させる高さで整備するのか」、「整備位置による関係法令上の制約」、「環境や生活への影響」など、実現にあたって様々な課題があることから、総合的な視点により、引き続き検討を進めていきます。

また、当面は防潮堤の完成に至らないという現実を見据え、防災意識の向上を図りながら、適切な避難や命をつなぐためのソフト対策をさらに充実させていきます。

第8章 推進計画・減災計画実現に向けた今後の進め方

本章では、推進計画及び減災計画の推進にあたって、今後さらに検討が必要な事項及び今後の計画の見直しについて示します。

第1節 今後さらに検討が必要な事項

本市における推進計画の課題は、「第6章 津波防災地域づくり推進のための事業・事務」を踏まえ、下記に示す課題が残されています。今後はこれらの課題の解決に向けて、必要に応じ関係機関等との協議を行いつつ、事業・事務の充実と推進に努めます。

(1) 自助・共助のさらなる推進

推進計画では、各事業・事務の整理にあたって、地域（住民、自主防災組織）、事業者、行政がそれぞれ果たす役割について示しました。市では、自助・共助のさらなる推進に向けて、津波災害リスクや避難に関する情報の周知を行うとともに、市民、地域、事業者の自主的な活動への支援を継続して実施します。また、地域での取組が継続的に継承されるように、地区防災計画の策定等に向けた支援についても検討していきます。

(2) 避難施設の整備と避難路の安全性確保

本市における津波避難施設空白域は令和3年度に解消されていますが、市民の意見では、避難に時間を要する要配慮者等の避難特性（歩行速度等）を踏まえた検証の必要性や、海方向への避難や避難ルート上にある橋の損傷等の不安が多く挙げられました。また、高台や避難所等への主要なアクセス路の安全性確保への意見も多く挙がっています。

推進計画においては、これらの意見を踏まえた事業・事務を位置付けていますが、避難施設や避難路の安全性は市民の命を守るための重要課題であることから、津波避難施設（津波避難タワーや命山等）の追加整備の検証や、民間施設の活用を含めた見直しを行います。

(3) 要配慮者の避難体制の強化

本市では、最大クラスのレベル2津波が地震発生後24分で沿岸部のレベル1に対応した堤防・バイパスを越えることが想定され、地震発生から5分ほど揺れが継続するため、19分間で避難を完了する必要があります。

推進計画においては、要配慮者利用施設における避難確保計画策定の推進や自主防災組織等による要配慮者の把握と災害時の避難支援等に係る事業・事務を位置付けていますが、限られた時間内での安全かつ確実な避難完了に向けて、実効性の高い計画づくりや避難支援のための体制づくり、訓練の企画・実施等により、要配慮者の避難体制の強化に努めます。

(4) 事前復興準備の推進

生活・産業基盤の早期回復の手法や復旧復興拠点の確保を事前に計画し、迅速な復興及び、より安全で発展的な生活再建、産業復興を目指すため、都市基盤にとどまらず、地域との事前復興の検討や、事前復興計画の策定について検討します。

(5) 減災計画の継続検討

第7章第4節の基本方針のとおり、防潮堤整備にあたっては様々な課題があります。これらの点を踏まえ、市民から頂いた意見も検討材料とした上で、引き続き検討を行います。

第2節. 推進体制

今後さらに検討が必要な事項の検討や推進計画の見直しに向けて、各関係者が協力して推進計画における地震・津波対策の実現を目指します。体制については「湖西市津波防災地域づくり推進協議会」を引き続き活用しながら、関係者間で協議を重ねていきます。

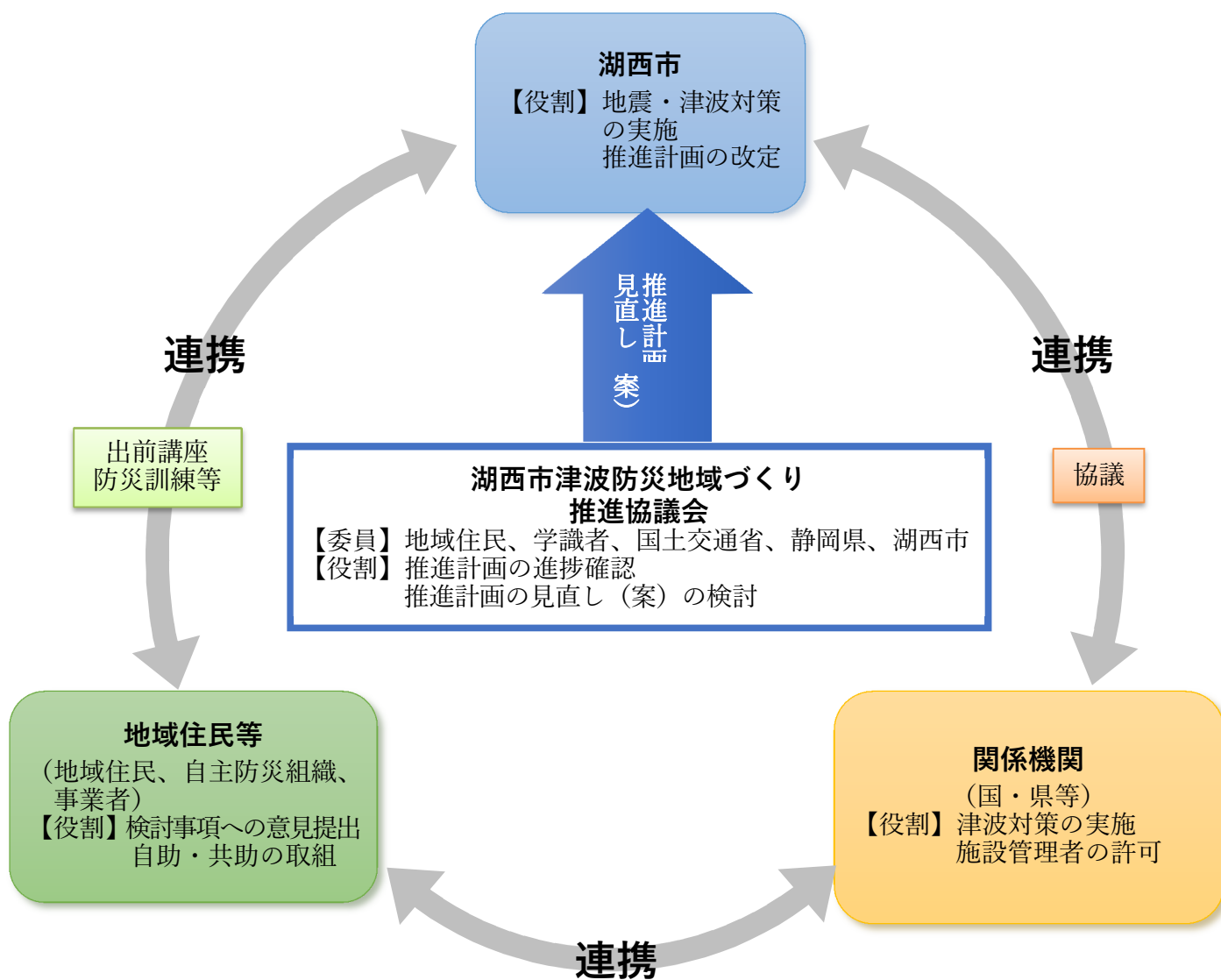


図 8-1 推進計画実現に向けた推進体制

第3節. 計画の見直しと更新

推進計画・減災計画は、本市における津波防災地域づくりを総合的に推進するための基本方針や施策等について、体系的にとりまとめたものであり、事業・事務の進捗状況やまちづくり、土地利用の動向などに応じて定期的に見直す必要があります。また、推進計画の検討に参考とした地震・津波被害想定や関連計画の更新、減災計画の方向性決定等、新たな展開がある際にも適宜見直しを図るものとします。

【計画の見直しタイミング】

- ①事業・事務の進捗状況やまちづくり・土地利用の動向に大きな変化があった場合
- ②関連計画の見直しが実施され、津波防災地域づくりの方針が大きく変わった場合
- ③県の津波浸水想定の見直し等がなされた場合
- ④減災計画の方向性が示された場合
- ⑤その他、津波防災地域づくりに係る新たな展開が起きた場合

また、上記の見直しタイミングだけでなく、策定してから5年後（令和10年度末）を目途に、計画全体の見直しを図るものとします。

今後は市民に対して推進計画の周知を行いながら、計画に基づいた事業・事務の実施、事業・事務の進捗状況の定期的な確認・検証、事業の追加や事業内容の変更、推進計画・減災計画の見直しというPDCAサイクルを実施し、基本方針の「みんなでつくろう いのちを守り 地域の未来をつなぐまち KOSAI」の実現に向けて取組を推進していきます。

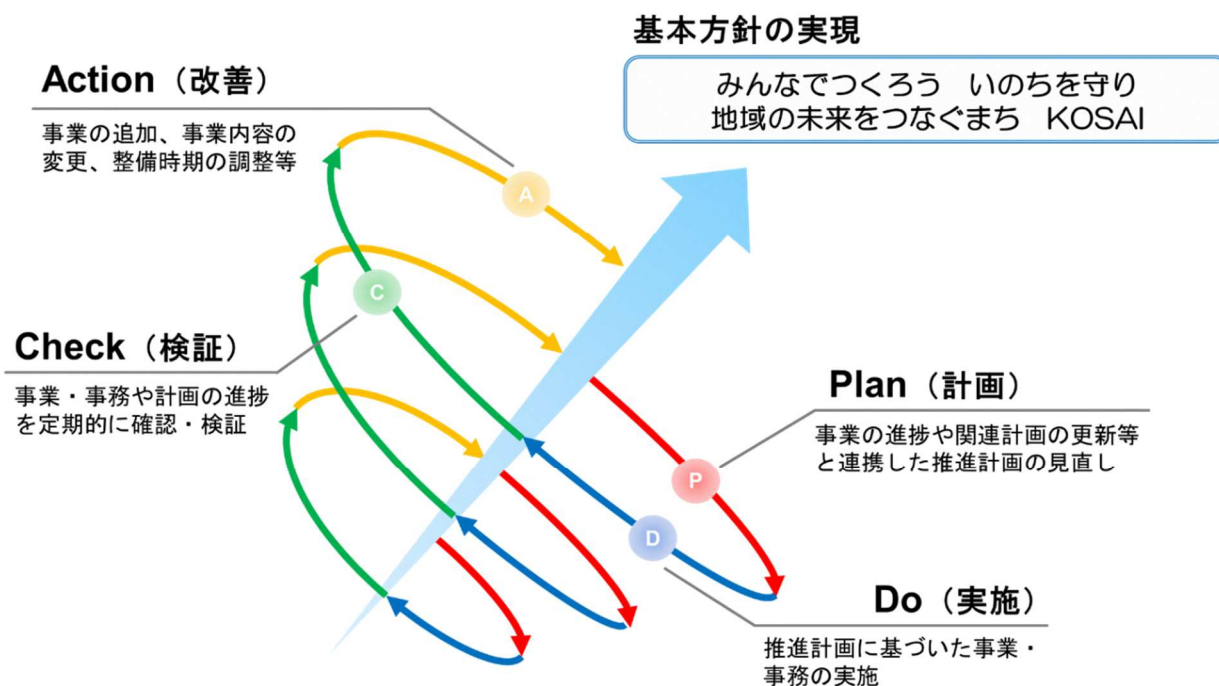


図 8-2 PDCA サイクルによる推進計画実現のイメージ

參考資料

湖西市津波防災地域づくり推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号。以下「法」という。）第10条第1項に規定する津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）の作成にあたり、法第11条の規定に基づく湖西市津波防災地域づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 推進計画及び津波減災計画の作成のための協議に関する事項
- (2) 推進計画及び津波減災計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 国、静岡県その他関係行政機関の職員
- (3) 市民を代表する者
- (4) 津波防災地域づくりの推進に関係する団体の代表者又はその推薦する者
- (5) 市の職員

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、市長が指名する者とする。

3 副会長は、会長が委員のうちから指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第6条 第2条各号に掲げる事項に関し、必要な調査及び研究をさせるため、協議会に作業部会を設置することができる。

2 作業部会は、協議会の委員のうち会長が指名する者及び会長が必要と認めた者をもって組織する。

3 作業部会に部会長を置き、会長の指名する者がこれに当たる。

4 部会長は、作業部会の会議の議長となる。

(庶務)

第7条 協議会及び作業部会の庶務は、市民安全部危機管理課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、法第11条第6項の規定により、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和4年9月28日から施行する。

湖西市津波防災地域づくり推進協議会 委員名簿(令和4年度)

◎：会長、○：副会長

No	区分	所属	氏名
1	学識経験者	東京大学生産技術研究所教授	◎加藤 孝明
2	学識経験者	静岡大学防災総合センター准教授	○原田 賢治
3	国	浜松河川国道事務所長	名久井 孝史
4	静岡県	西部地域局長	森谷 浩行
5	静岡県	西部農林事務所長	石川 盛一郎
6	静岡県	浜松土木事務所長	廣瀬 聡
7	市民代表	自治会連合会長	板倉 福男
8	産業	湖西市商工会長	袴田 勝彦
9	産業	新居町商工会長	片山 雅博
10	観光	湖西・新居観光協会会長	林 正之
11	湖西市	副市長	山家 裕史
12	湖西市	教育長	渡辺 宜宏
13	湖西市	都市整備部長	小倉 英昭
14	湖西市	産業部長	太田 英明
15	湖西市	危機管理監	安形 知哉
	オブザーバー	国土交通省 総合政策局 社会資本整備政策課	長谷川 元樹

湖西市津波防災地域づくり推進協議会 委員名簿(令和5年度)

◎：会長、○：副会長

No	区分	所属	氏名
1	学識経験者	東京大学生産技術研究所教授	◎加藤 孝明
2	学識経験者	静岡大学防災総合センター准教授	○原田 賢治
3	国	浜松河川国道事務所長	名久井 孝史
4	静岡県	西部地域局長	永井 雅也
5	静岡県	西部農林事務所長	石川 盛一郎
6	静岡県	浜松土木事務所長	廣瀬 聡
7	市民代表	自治会連合会長	板倉 福男
8	産業	湖西市商工会長	袴田 勝彦
9	産業	新居町商工会長	片山 雅博
10	観光	湖西・新居観光協会会長	永田 晴康
11	湖西市	副市長	山本 一敏
12	湖西市	教育長	渡辺 宜宏
13	湖西市	都市整備部長	小倉 英昭
14	湖西市	産業部長	太田 英明
15	湖西市	危機管理監	山本 健介
	オブザーバー	国土交通省 総合政策局 社会資本整備政策課	長谷川 元樹

検討体制と経緯

本計画の検討にあたっては、令和4年9月に学識経験者、国・県関係機関、市民代表及び庁内関係部局から構成される「湖西市津波防災地域づくり推進協議会」を設置し、下図に示した経緯で検討を行いました。また、市民の意見を計画に反映するため、意見交換会等を実施しました。

第1回意見交換会（市内全域）（5月28日）

- ・ 推進計画・減災計画について、沿岸域の変遷
- ・ 災害リスク、現状と課題、地区ヒアリング結果

【意見交換】

- ・ 現状と課題について、3つのテーマ（逃げる、土地利用、守る）で考える

沿岸域説明会（新居・白須賀地区）6月（計6回）

- ・ 第1回意見交換会における説明内容
- ・ 現状と課題に関する意見把握

第2回意見交換会（区域内外別）（7月9・23日）

- ・ 湖西市の災害リスク、災害時の行動
- 第1回意見交換会及び沿岸域説明会における意見
- 【意見交換】地域の課題と目指すべき姿

第3回意見交換会（区域内外別）（10月14・28日）

- ・ 湖西市の災害リスク
- ・ 第2回意見交換会における意見
- ・ 推進計画基本方針・取組方針（案）
- ・ 湖西市における取組
- ・ 取組方針④「被害を軽減するための地震・津波に強いまちづくり」に係る検討方針
- 【意見交換】地域の安全な未来をつくる取組み

第4回意見交換会（市内全域）（12月2日）

- ・ 湖西市の災害リスク
- ・ 第3回意見交換会における意見
- ・ 推進計画（案）について
- ・ 防潮堤整備に係る観点と現状
- 【意見交換】防潮堤について考えていることを共有しよう

パブリックコメント

実施時期：令和6年2月1日～3月1日

- 【意見聴取の対象】推進計画（案）

第1回協議会（令和5年1月13日）

【協議内容】

- ・ 計画の位置づけ
- ・ 津波防災に係る現況と課題
- ・ 検討の進め方

第2回協議会（令和5年2月28日）

【協議内容】

- ・ 第1回協議会の振り返り
- ・ 推進計画（骨子案）
- ・ 今後のスケジュール
- 「逃げる対策」、「土地利用の対策」、「守る対策（防潮堤）」3つのテーマに係る現状と課題

第3回協議会（令和5年9月29日）

【協議内容】

- ・ これまでの協議会の振り返り
- ・ 推進計画基本方針及び取組方針（案）
- ・ 第3回意見交換会における防潮堤に関する情報提供内容
- ・ 今後のスケジュール

第4回協議会（令和5年12月14日）

【協議内容】

- ・ これまでの協議会の振り返り
- ・ 意見交換会の結果報告
- ・ 推進計画（案）

第5回協議会（令和6年3月18日）

【協議内容】

- ・ 推進計画の承認
- ・ 今後の検討の進め方